

第 2 7 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 22 年 3 月 5 日 開 会

平成 22 年 3 月 15 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 2 7 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (3 月 5 日)

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	2
○ 出席議員	2
○ 欠席議員	2
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○ 職務のため出席した者の職氏名	3
○ 開会及び開議の宣告	4
○ 議会運営委員会委員長の報告	4
○ 会議録署名議員の指名	5
○ 会期の決定	5
○ 諸般の報告	6
○ 町長所信表明並びに提出議案提案理由の説明	6
○ 発議第 1 号の上程、討論、採決	1 7
○ 南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	1 7
○ 請願第 1 号から陳情第 2 号の上程、委員会付託	1 9
○ 一般質問	1 9
工 藤 幸 子 君	2 0
馬 場 又 彦 君	2 7
立 花 寛 子 君	3 1
工 藤 正 孝 君	4 3
○ 散会の宣告	5 2

第 2 号 (3 月 8 日)

○ 議事日程	5 3
○ 本日の会議に付した事件	5 3

○ 出席議員	5 3
○ 欠席議員	5 4
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 4
○ 職務のため出席した者の職氏名	5 4
○ 開議の宣告	5 5
○ 一般質問	5 5
川守田 稔 君	5 5
根 市 勲 君	6 2
工 藤 久 夫 君	7 0
○ 散会の宣告	7 9

第 3 号 (3 月 9 日)

○ 議事日程	8 1
○ 本日の会議に付した事件	8 3
○ 出席議員	8 3
○ 欠席議員	8 3
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 3
○ 職務のため出席した者の職氏名	8 4
○ 開議の宣告	8 5
○ 報告第 1 号の上程、説明、質疑	8 5
○ 報告第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
○ 報告第 3 号の上程、説明、質疑	9 1
○ 議案第 1 号から議案第 2 1 号の上程、委員会付託	9 3
○ 議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
○ 議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
○ 議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
○ 議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
○ 議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
○ 議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1

○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
○議案第43号から議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	152
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
○散会の宣告	157

第 4 号 (3 月 1 5 日)

○議事日程	159
○本日の会議に付した事件	160
○出席議員	160
○欠席議員	160
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	160
○職務のため出席した者の職氏名	161
○開議の宣告	162
○議案第1号から議案第21号の委員長報告、討論、採決	162

○ 請願第 1 号から陳情第 2 号の委員長報告	1 6 7
○ 請願第 1 号の質疑、討論、採決	1 6 8
○ 陳情第 1 号の質疑、討論、採決	1 6 9
○ 陳情第 2 号の質疑、討論、採決	1 6 9
○ 常任委員会報告	1 7 0
○ 閉会中の継続調査の件	1 7 0
○ 日程の追加	1 7 1
○ 町長提出議案追加提案理由の説明	1 7 1
○ 議案第 4 8 号の上程、質疑、討論、採決	1 7 2
○ 閉会中の継続審査の件	1 7 3
○ 閉会の宣告	1 7 3
○ 署名議員	1 7 9

第27回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成22年3月5日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長所信表明並びに提出議案提案理由の説明
- 第 5 発議第1号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 6 南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第 7 請願第1号 名川病院移転新築候補地を名久井地区の現在地周辺に決定する事を求める請願書
- 第 8 陳情第1号 法務局職員の増員に関する陳情書
- 第 9 陳情第2号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情書
- 第 10 一般質問
 - 10番 工 藤 幸 子
 - 1．地産地消及び食育について
 - 2．融雪剤使用について
 - 11番 馬 場 又 彦
 - 1．公共下水道について
 - 12番 立 花 寛 子
 - 1．消費税の増税反対について
 - 2．子ども手当について
 - 3．ごみの減量化について
 - 1番 工 藤 正 孝
 - 1．県立名久井農業高校の新学科の方向性と対応について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企画調整課長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君
税 務 課 長	八木田 良 吉 君	住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環 境 衛 生 課 長 補 佐	工 藤 満 君
農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君	農 村 交 流 推 進 課 長	小笠原 覚 君
商工観光課長	大久保 均 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君	名川病院事務長	坂 本 好 孝 君
老健なんぶ事務長	神 山 不 二 彦 君	市 場 長	佐々木 博 美 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 立 花 和 則
主 事 秋 葉 真 悟

主

幹 板 垣 悦 子

開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第27回南部町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元のご配布のとおりであります。

（午前10時13分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

去る2月26日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第27回南部町議会定例会の運営について協議いたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案、専決処分の報告3件、平成22年度各会計予算21件、条例の制定等14件、平成21年度補正予算12件でございます。

なお、平成22年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し、付託して審議することいたしました。

その他の案件といたしましては、議員提出議案が1件、請願1件、陳情2件でございます。

一般質問は7名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日3月5日から15日までの11日間といたしました。

なお、3月10日は議案熟考のため、3月6日、7日及び13日、14日は休日のため、休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、長期間にわたる本定例会でございますが、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

.....

会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において18番東寿一君、19番西塚芳弥君を指名いたします。

.....

会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日3月5日から3月15日までにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は3月5日から15日までの11日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました11日間の会期中、3月6日、7日及び13日、14日は休日のため、10日は議案熟考のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの5日間は休会とすることに決定いたしました。

.....

諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

今期定例会の上程は町長提出議案50件、請願1件、陳情2件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

.....

町長所信表明並びに提出議案提案理由の説明

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、町長所信表明並びに提出議案提案理由の説明を求めます。
町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） ただいま、議長から発言の機会をいただいたところでありますが、ご挨拶と提案理由を申し上げます前に、この度の職員の不祥事につきまして、ご報告とお詫びを申し上げます。

新聞等で報道され、すでにご存じのことと思いますが、去る2月19日夜、課長級の男性職員が酒気帯び運転による交通事故を起こしました。被害に遭われました方、町民の皆様、議員各位並びに関係者の皆様に対し、深くお詫びを申し上げる次第であります。

職員の綱紀肅正につきましては、日頃から機会を捉え、厳しく指導してきたところであります。特に飲酒運転に対しましては、昨年8月の事案の後、関係する規則を見直し、処分の厳罰化を図り、一方では交通安全に対する職員研修会を開催するなど、職員の自覚と意識の啓発に努めてきたところであります。

しかし、このような事案が発生したことは誠に遺憾であり、当該職員につきましては、町の例規に照らし厳正に処分を行う考えであります。

今後、このような不祥事が発生しないよう、改めて職員に対し厳しく指導するとともに、町民

の皆様の行政に対する信頼回復に努めて参る所存でありますので、行政のチェック機関であります議会におきましても、我々に対しなお一層監視、監督を強化し、ご指導くださいますようお願い申し上げます。

もう1点ほど、ご報告させていただきます。

去る2月22日早朝、健康福祉課職員、沼畑亨君が心筋梗塞のためご逝去されました。ご遺族の方々には、心よりお悔やみを申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

職員の健康管理につきましては、職員安全衛生委員会を設置し、健康診断、人間ドック、脳健診など受診させるとともに、産業医による健康相談や互助会でのスポーツ大会を開催し、体の健康管理と増進を図るほか、メンタルヘルス研修会を開催し、心の健康に関する啓発を行っております。また、私も事あるごとに「何においても健康が一番大事である」と職員に話をしております。

この度の訃報は、一昨年前に亡くなられた相田一夫君に続くものであり、将来の役場において中心的存在となるはずであった職員を続けて失ったことは、大きな痛手であります。

今後は、職員に対し、生活習慣病の予防に努めるとともに、健康診断以後の治療や健康管理を徹底させ、健康な心と体で職務へ専念できるよう努めて参る所存でありますので、議員各位におかれましても、健康管理にはくれぐれもご留意くださいますようお願い申し上げます。

それでは、定例会の開会に当たりまして、ご挨拶と提案理由のご説明を申し上げます。

本日、第27回南部町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には年度末の何かとお忙しいところご出席を賜り、開会できますことに厚くお礼申し上げます。

さて、去る1月に行われました南部町長選挙におきまして、引き続き町長の職を務めさせていただくこととなりましたので、提出案件の説明をさせていただく前に、今後4年間の町政運営についての所信を申し述べさせていただきます。

まずは、先の町長選挙におきましては、議員各位並びに町民の皆様から多大なるご支援を賜りましたことに対し、衷心より感謝申し上げる次第であります。

私なりに、これまでの4年間、精一杯走り続けてきたつもりであります。その総括は、先の12月定例会で申し上げたところでありますが、これにおごることなく、「初心忘るべからず」の精神を持って、町長としての重責を果たして参りたいと気持ちを新たにしているところであります。

さて、選挙後に行った町職員に対しての訓示におきまして、私は、行政のプロとしての自覚と、南部町職員として誇りを持ち、仕事を進めるに当たっては三つの精神が大事であり、これを常に

心がけるよう申し上げました。

その三つの精神の一つ目は、「覚えようとする気持ち。」つまり学ぶ力、学力を鍛えるように、二つ目は、「やろうとする気持ち。」つまり行動力、実行力を備えるように、そして三つ目は、「常に改善しようとする気持ち。」つまりベター、ベストを目指すための想像力を発揮せよ、というものであります。

このことは、私自身にもいえることであり、常に町民の中に入っていき、町民の声に耳を傾け、その声を吸い上げ、問題点を整理し、実現性を考え、施策としてメニュー化し、更に住民に説明しながらよりよい方法を共に考え、実行に移していく。その基本は、やはり「町民とのキャッチボール対話」が重要であり、今後とも私の基本姿勢として参りたいと考えております。

さて、南部町にとりましてこれからの４年間は、合併からの４年間と比べ間違いなく大事な時期となります。これからの４年間で将来の南部町の基礎、人間でいうならば、骨格を確かなものとする期間であると考えております。特に、町ではここ四、五年の間に大きな事業に取り組んで参ります。

例えば、医療健康センター構想により全ての町民に対し、医療、保健、福祉、介護の包括的なサービスが提供できる拠点施設の整備。苫米地地区生産米のブランド化を見据えた、地引地区ほ場整備。公共下水道事業の供用開始とその安定的な事業運営の確立。全町的な中山間地域総合整備事業による農業基盤の整備などが計画されておりますし、これらハード事業とリンクさせながら、少子高齢化対策、人口定住対策、教育の充実などソフト事業を効率的、効果的に推進する一方、事務事業の見直しや公共施設の統合などの行財政改革にも取り組んでいく必要があります。

いずれにいたしましても、事業を進めるに当たりましては、町民の皆様のご意見を伺いながら、議会における闊達な議論をもって、よりよい事業の展開を図り、「名久井岳と馬淵川に抱かれ、自然・環境・福祉に恵まれた交流のまち」の実現に一步ずつではありますが、近づけるよう努めて参る所存でありますので、今後とも議員各位におかれましては、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件について、順にご説明を申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第１号、専決処分した事項の報告についてであります。第18回定例会においてご議決を賜りました、仮称、南部町浄化センター土木・建築工事請負契約について、その後に進めております機械及び電気設備工事との設備位置の整合性や平成23年４月の公共下水道の一部供用開始に向けた流入槽の仕切設置等を行う必要が生じ、これらの変更にかかる金額が、当初契約

金額の５％の範囲内であり、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定について第２号に該当するため、専決処分したものであります。

次に、報告第２号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。昨年12月に青森地方裁判所から、損害賠償請求住民訴訟事件として、本職が訴えられた旨通知がありました。この訴訟に係る第１回口頭弁論が、今年１月22日に行われたことから、当該訴訟に関し弁護士に委託する費用を補正する必要性が生じたため、平成21年度南部町一般会計補正予算（第６号）を専決処分したものであります。

次に、報告第３号、専決処分した事項の報告についてであります。第25回臨時会においてご議決を賜りました、南部公民館建築工事請負契約について、残土搬出量の増加、建築資材の不燃材・耐火材への変更等のため、契約を変更する必要性が生じ、この変更にかかる金額が当初契約金額の５％の範囲内であり、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定について第２号に該当するため、専決処分したものであります。

次に、議案第１号、平成22年度南部町一般会計予算から議案第21号、平成22年度南部町大平財産区特別会計予算までの当初予算案について説明いたします。

平成22年度当初予算につきましては、国における予算編成作業及び地方財政対策の策定作業が遅れる中、また、景気低迷による町税の減収など、自主一般財源の確保が困難になることが予測される中、住民の暮らしに必要なサービスの効果的な提供を確保することを基本姿勢とし、編成作業を進めてまいりました。

また、行財政の簡素効率化と歳出の徹底した抑制を行い、財政調整基金と減債基金は取り崩さず、併せて臨時財政対策債を除く地方債の発行を極力抑制するなど、将来の世代へ財政的な負担を先送りしないことを目標にいたしました。

その結果、議案第１号の一般会計は、総額100億7,000万円となり、前年度と比較しますと５億1,000万円、率にして5.3％の増となっております。

主な事業といたしまして、２款総務費では、地域振興基金造成事業１億7,439万7,000円、地上デジタル放送受信対策事業2,144万円、３款民生費では、子ども手当給付事業３億5,213万円、６款農林水産業費では、地引地区ほ場整備事業446万3,000円、県営南部地区中山間地域総合整備事業4,671万円、地籍調査事業4,110万円、農地制度実施円滑化事業360万3,000円、７款商工費では、誘致企業奨励金交付事業2,081万6,000円、８款土木費では、橋りょう修繕化計画策定事業700万円、ひろば台団地整備事業8,572万8,000円、コミュニティバス路線整備事業3,443万円、９款消防費では、防災行政用無線統合事業５億2,543万7,000円、消防タンク自動車購入事業3,508万

5,000円、10款教育費では、史跡聖寿寺館跡公有化事業6,756万7,000円などを計上したため、前年度より予算規模が大きくなったものでありますが、予算総額の増額は、先ほど申し上げました防災行政用無線事業 5 億2,000万強の事業費分とほぼ同額でございます。

次に、特別会計についてご説明いたしますが、特別会計につきましては、予算総額と前年度との比較のみ説明させていただきます。

議案第 2 号、平成22年度南部町学校給食センター特別会計予算につきましては、予算総額 2 億 1,140万5,000円、前年度より22万2,000円、率にして0.1%の減額となります。

議案第 3 号、平成22年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算につきましては、予算総額7,105万5,000円、前年度より168万2,000円、率にして2.3%の減額となっております。

議案第 4 号、平成22年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算につきましては、予算総額 580万円、前年度より1,000円の減額となっております。

議案第 5 号、平成22年度南部町国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額29億 4,930万円、前年度より1,240万円、率にして0.4%の増額となっております。

議案第 6 号、平成22年度南部町老人保健特別会計予算につきましては、予算総額15万9,000円、昨年度より1,029万2,000円、率にして98.5%の減額となっております。

次に、議案第 7 号、平成22年度南部町介護保険特別会計予算につきましては、予算総額21億 9,721万3,000円、前年度より5,171万2,000円、率にして2.4%の増額となっております。

議案第 8 号、平成22年度南部町介護サービス事業特別会計予算につきましては、予算総額 1,354万8,000円、前年度より88万5,000円、率にして6.1%の減額となっております。

次に、議案第 9 号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額 1 億9,411万2,000円、前年度より 1 億9,818万1,000円、率にして50.5%の減額となっております。

次に、議案第10号、平成22年度南部町国民健康保険名川病院事業会計につきましては、収益的収支の予定額10億2,499万6,000円、前年度より569万6,000円、率にして0.6%の増額となっております。

次に、議案第11号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額 4 億9,428万7,000円、前年度より 3 億3,161万3,000円、率にして40.2%の減額となっております。

次に、議案第12号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、予算総額 2 億2,521万5,000円、前年度より2,240万円、率にして11.0%の増額となっております。

議案第13号、平成22年度南部町簡易水道事業特別会計予算につきましては、予算総額4,681万 8,000円、前年度より240万2,000円、率にして4.9%の減額となっております。

次に、議案第14号、平成22年度南部町営地方卸売市場特別会計予算につきましては、予算総額28億3,483万1,000円、前年度より2億1,541万9,000円、率にして7.1%の減額となっております。

次に、議案第15号、平成22年度南部町工業団地造成事業特別会計予算につきましては、予算総額53万8,000円、前年度より18万6,000円、率にして52.8%の増額となっております。

次に、議案第16号、平成22年度南部町介護老人保健施設特別会計予算につきましては、予算総額4億990万円、前年度より1,355万7,000円、率にして3.4%の増額となっております。

次に、議案第17号、平成22年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算につきましては、予算総額3,250万4,000円、前年度より2万6,000円、率にして0.1%の減額となっております。

次に、議案第18号、平成22年度南部町大字平財産区特別会計予算につきましては、予算総額206万3,000円、前年度より24万6,000円、率にして10.7%の減額となっております。

次に、議案第19号、平成22年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算につきましては、予算総額1,700万4,000円、前年度より8万円、率にして0.5%の減額となっております。

次に、議案第20号、平成22年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算につきましては、予算総額3,505万4,000円、前年度より10万3,000円、率にして0.3%の減額となっております。

川守田稔君 退席

次に、議案第21号、平成22年度南部町大平財産区特別会計につきましては、予算総額137万8,000円、前年度より10万4,000円、率にして8.2%の増額となっております。

以上申し上げました、一般会計及びすべての特別会計を合計しました南部町全体での当初予算総額は、208億3,718万円となり、前年度と比較しますと、1億4,509万7,000円、率にして0.7%の減額となっております。

本職からは以上概要のみの説明とさせていただき、平成22年度の各会計当初予算の詳細につきましては、議案審議の際、改めて財政課長及び各担当課長よりご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第22号、南部町農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてでございますが、農業委員会委員に対して支給される報酬及び費用弁償に関しまして、農業委員の選任方法や処理すべき事務の特殊性等を勘案し、他の非常勤特別職と区分するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第23号、南部町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります、これまで行政文書の開示請求ができる方を町民等に限定しておりましたが、情報公開を促進していく観点から、請求権者の制限をなくし、誰でも開示請求ができるようにするとともに、指定管理者が管理する公の施設の管理に係る情報も開示の対象とするため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第24号、南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります、バーデハウスの利用者の増加を図るため、年間利用会員に利用者を限定しない無記名式会員を加えるとともに、屋外プール及びアイスアリーナの利用料金を改める等のため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第25号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります、平成20年8月の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことから、国の制度に準じた勤務時間とすることとし、一週間当たりの勤務時間を、40時間から38時間45分に改めるものであります。なお、改正に当たりましては、住民サービスの低下を招かないようにするため、通常の役場勤務は、始業終業時刻を変えず、昼休み時間を15分延長することで対応したいと考えております。また、勤務時間の改正と併せ、時間外労働の割増賃金率を引き上げるため、労働基準法が一部改正され、今年4月1日から施行されることを踏まえ、特に長い超過勤務を抑制するために、月60時間を超える超過勤務に係る手当の支給割合を引き上げるとともに、時間外勤務代休制度を導入するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第26号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります、交通法令違反をした職員の懲戒処分につきましては、南部町交通事故等に係る処分等取扱規則により定めているところですが、交通事故等により処分されるべき職員が、当該交通事故等により負傷し休職することとなった場合は、その休職期間中の給与の額を減額する規定を加えるため、条例の改正を行うものであります。なお、この条例改正は、この度の交通法令違反が発生したため行うものではなく、この度の事案が発生する前から改正を行う旨決定していたものであり、また、この条例改正によって、今回の当該職員に対する処分には、有利不利等何ら影響させるためのものではないことを申し添えさせていただきます。

次に、議案第27号、南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります、昨年からの建設を進めておりました南部公民館が3月に完成し、4月から地域の皆様にご利用いただける予定となったことから、南部公民館に関する規定を加えるため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第28号、南部町立名川町民ホール条例の一部を改正する条例の制定についてであります、名川町民ホール楽楽ホールの名称につきましては、合併前の名川町の町民のホールというニュアンスを感じさせるものとなっていることから、これを南部町全体の町民のためのホールにふさわしい名称に改めるため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第29号、南部町運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります、建設を進めておりましたふるさと運動公園の陸上競技場が3月に完成し、4月から町民の皆様にご利用いただける予定となったことから、陸上競技場に関する規定を加えるため、条例の改正を行うものであります。なお、陸上競技場の完成により、整備を進めて参りましたふるさと運動公園が概ね完成することとなります。これまでご協力をいただきました関係各位に感謝申し上げますとともに、この施設が町のスポーツ振興の核として多くの町民の皆様にご利用いただけますよう、運営や活用方法につきまして、今後、関係者の皆様のご意見を伺いながら施設の充実を図って参りたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第30号、南部町立保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部が今年4月1日から施行され、市町村が行う保育が、家庭的保育事業による保育と保育所における保育とに区分される旨が明記されたことから、条例中の字句を改める必要が生じ、改正するものであります。

次に、議案第31号及び議案第32号の町道路線の認定及び変更についてであります、道路改良工事が完了したため、新たに7路線を町道として認定し、1路線については、町道の終点を変更するため、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第33号、指定管理者の指定についてであります、商工観光課が所管しております、南部町名川センターハウスの指定管理者の指定が、今年3月末をもって期限となることから、引き続き合同会社ナナセを指定管理者として指定することとし、指定の期間は平成25年3月までの3年間とするものであります。

次に、議案第34号、南部町と八戸地域広域市町村圏事務組合との間の火薬類取締法に基づく事務の委託についてであります、青森県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の規定

に基づき、今年４月から南部町が処理することとされた、火薬類取締法に基づく事務を八戸地域広域市町村圏事務組合に委託するため、南部町と八戸地域広域市町村圏事務組合との間で、委託に関する規約を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第35号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてであります。青森県新産業都市建設事業団の平成22年度の設置団体各負担金額が変更となることから、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部を変更することについて、構成団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第７号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ１億7,765万6,000円を追加し、予算の総額を110億8,970万7,000円とするものであります。

主な補正要因としましては、平成21年12月８日に閣議決定された緊急経済対策の趣旨に沿い、町が策定した地域活性化・きめ細かな臨時交付金実施計画に基づく事業に対し、国の第二次補正予算による同臨時交付金が交付される見込みであることから、これらの経費を計上いたしました。

この臨時交付金により実施する事業は、町において以前からの懸案であり、財源の関係上なかなか実施に至らなかった事業で、町道改修事業6,000万円、医療健康センター整備事業１億1,047万3,000円のほか、用排水路や公共施設の改修などを行うこととしており、これらを２款総務費、１項総務管理費の中に28目「地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業」の目を新設し、２億4,587万3,000円を計上いたしました。

これら以外での主な補正は、今年に入ってから降雪量が例年より多かったため、８款土木費に除雪経費として、2,252万3,000円を追加しております。

また、各種事務事業の確定又は確定見込みによる事業費の精査、特別会計繰り出し金の調整など所要の補正を行うとともに、普通交付税などの歳入の確定に伴う補正を計上し、これらによる余剰財源を財政調整基金及び減債基金の繰入停止、並びに、公共施設整備基金へ積み立てを行い、将来へ向けた安定的な財政運営に資するよう配慮いたしております。

一般会計におきましては、以上の補正予算のほか、緊急経済対策による国の第一次補正及び第二次補正に伴い計上した事業費等について、第二表のとおり繰越明許費を設定するとともに、第三表のとおり地方債につきましても所要の補正を行うものであります。

次に、議案第37号、平成21年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第３号）についてであります。昨年８月に三つの給食センターを新しい給食センターに統合したため、給食の調理及び施設管理に係る燃料費、光熱水費が減額となったこと、並びに、インフルエンザによる学

校閉鎖等のため給食数が減少したことによる給食材料費及びその財源となる給食費負担金が減額となったもので、合計で1,599万1,000円を減額し、予算の総額を1億9,996万5,000円とするものであります。

次に、議案第38号、平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳出では、医療費の減による保険給付費の減額及び財政調整基金積立金の減額、歳入では、国庫支出金療養給付等負担金の確定による減額及び景気の低迷による国民健康保険税の減額等により、合計で2億9,323万5,000円を減額し、予算の総額を28億2,715万3,000円とするものであります。

次に、議案第39号、平成21年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。老人保健制度が平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行したことにより、今年度に支払うべき医療費が確定したことから所要の調整を行い、合計で35万7,000円を追加し、予算の総額を1,080万8,000円とするものであります。

次に、議案第40号、平成21年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳出の保険給付費について、増額となったサービス給付費もございますが、施設介護サービス給付費が大きく減少したことから、7,022万6,000円を減額し、これに伴い、その財源となる国・県支出金、支払基金交付金、及び一般会計繰入金を減額するもので、合計では、7,111万円を減額し、予算の総額を21億2,624万5,000円とするものであります。

次に、議案第41号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。後期高齢者医療広域連合納付金を当該特別会計から一般会計へ組み替えする必要性が生じ、これに伴い、歳入の一般会計繰入金を減額するもので、合計で1億9,636万1,000円を減額し、予算の総額を1億7,723万5,000円とするものであります。

次に、議案第42号、平成21年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。まず、収益的収支に関しましては、新型インフルエンザ患者の外来を設置したことに伴う医療用器具等購入に係る経費を計上し、その財源として国・県補助金をそれぞれ25万円追加し、予定額を10億1,955万円とするものであります。

また、資本的収支に関しましては、支出において医療用機器の購入経費を縮減することができたため、1,012万8,000円を減額し、収入においてその財源となる企業債、国民健康保険特別会計繰入金及び国・県補助金を調整し、1,187万4,000円を減額するものであります。

次に、議案第43号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。公共下水道整備に係る工事請負費のほか事務費等を精査の上、その財源についても

所要の調整を行ったため、合計で643万3,000円を減額し、予算の総額を8億1,945万円とするものであります。

次に、議案第44号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてありますが、歳出では、農業集落排水処理施設の管理業務委託料及び事務費の確定による減額、歳入では、これに伴い、一般会計繰入金及び雑入の消費税清算金等を精査したため、合計で350万円を減額し、予算の総額を1億9,918万7,000円とするものであります。

次に、議案第45号、平成21年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、八戸圏域水道企業団から給水を受けるための導水管敷設工事に関し、企業団へ支払う設計負担金が確定したため31万4,000円を減額し、予算の総額を4,890万6,000円とするもので、財源となる一般会計繰入金を減額しております。

次に、議案第46号、平成21年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）についてありますが、販売額の減少に伴い、受託販売収入及びその支払代金を3億5,000万円減額するので、その要因といたしましては、ニンニク及びリンゴの安値、サクランボの上場数量の減が大きく影響したほか、野菜類、根菜類についても全般的に安値で推移したことによるものであります。

このほか、市場の運営経費及びその財源を精査したことにより、合計で3億6,825万円を減額し、予算の総額を26億8,200万円とするものであります。

先ほどの中で、サクランボの上場する売場数量の間違いでございます。訂正させていただきます。

次に、議案第47号、平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）についてありますが、入所者の減少により、歳入の施設介護サービス費及び入所者利用料を減額し、歳出の医薬材料費及び給食委託料を減額したほか、事務費、施設運営費等を精査したことにより、合計で282万1,000円を減額し、予算の総額を4億450万円とするものであります。

以上、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明をいたしますので慎重審議の上、なにとぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に人権擁護委員の候補者の推薦についての案件を追加提案させていただく予定でありますので、付け加えさせていただき、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長所信表明並びに提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

発議第１号の上程、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第５、発議第１号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案は、会議規則第39条の規定により提出者の説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第１号は、提出者の説明、質疑を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

.....

南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（小笠原義弘君） 日程第６、南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、小職議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は小職が指名することに決しました。

ここで会議資料を配付するため、暫時休憩いたします。

（午前11時04分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時05分）

○議長（小笠原義弘君） ただいま配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員に東満君、中野正美君、川守田由松君、田村千代美君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま小職が指名いたしました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました東満君、中野正美君、川守田由松君、田村千代美君、以上の方が南部町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位、奥野房男君、第2順位、川門前英俊君、第3順位、佐々木登志雄君、第4順位、藤田克弘君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま小職が指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位、奥野房男君、第2順位、川門前英俊君、第3順位、佐々木登志雄君、第4順位、藤田克弘君、以上の方が順序のとおり、南部町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

請願第1号から陳情第2号の上程、委員会付託

○議長(小笠原義弘君) 日程第7、請願第1号から日程第9、陳情第2号を一括議題といたします。

本日までに受理した請願1件及び陳情2件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので、ご報告いたします。

なお、教育民生常任委員会及び産業建設常任委員会は、3月8日、本会議終了後開催いたします。

ここで11時20分まで休憩いたします。

(午前11時08分)

○議長(小笠原義弘君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時23分)

一般質問

○議長(小笠原義弘君) 日程第10、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は、質問、答弁合わせて60分以内といたします。制限時

間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間 5 分前になりましたらチャ임でお知らせいたしますのでご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

(10番 工藤幸子君 登壇)

○10番(工藤幸子君) よろしくをお願いいたします。さきに通告をしておりました 2 点について町長にお伺いいたします。

まず 1 点目でございますが、地産地消及び食育について我が町農産物の消費拡大及び食育の充実についてであります。

アメリカには農民はいない。いるのは農業を手段にした経営者だけだ。という説もあります。

今日、日本の農民は既に農民とは異なる精神習慣を心の片隅に持ち始めているのかも知れません。農業の歴史を大ざっぱに振り返ってみますと、初めはどこでもそうであったように、まず生活する上で必要な作物をつくる。その中で、余った部分を交換するということから始まっています。その中から換金作物をつくる農業が生まれ、近代に入ると、農業もまた他の商品生産と同じように、農業利益を上げることが主眼とした方向に変わっていく。その点では、農業もまた商品生産と同じように、経営に変わっていったといってもよいと思います。

また、農家にとって見落とすことができない国の補助金は、生産増強のための補助金が環境保全や保養地として、その維持費等に移り、生産増と結びつかない補助金、つまり減反政策という形で生まれているなど、農業に求められているものが少しずつ変わり始めています。農業物産生産で利益を上げていこうとすれば、生産性を上げていかなければならず、無理して農業生産性を上げようとするれば、農薬や化学肥料など、過度な経営基盤強化が農村社会をつき崩し、伝統的な営農技術を喪失させ、八方ふさがりになり、調和のとれた農業のバランスがとれないと、我がふるさと農家が嘆いています。

そこで、町長にお伺いいたします。南部町の生産品は地産外消や他消ではなく、学校給食のみならず、町内すべてに地産地消で、さらには家庭の主婦には、生産品を使った料理教室等の食育指導、また、南部町で開催するすべての行事や会食には、お酒やアルコールのほかは、お茶等ではなくリンゴ、食物繊維、つまりペクチン含有量が多くあり、体によい、味も日本一の我が町のリンゴジュース以外は使わないと決め、リンゴジュース加工を本格的に手がけ、食育にも大いに

活用する手だてをしていただきたい。

再三申し上げますが、農家はこれからますます家族構成の減少による機械化の資金的弊害や家族、子供たちがある程度大きくなっても、急速に教育費や娯楽費がかさんでいく。また、今日のように、農業技術が高度に発展し、生産物や生産資材等の大量流通や大量販売が求められるようになると、個別の家族経営だけでは対応が難しくなってくるので、せめて、地元生産品は地元で消化できる地産地消、食育の推進や農家の進展をぜひ図っていただきたいと思うのであります。

次に、2点目として、融雪剤使用について、融雪剤の効果的散布と安全についてであります。

ことしの冬は、暖冬と言われながらも、経験したことがない寒さが続きました。道路は少量の雪が降っては凍りの連続場面も幾度となくあり、危険がいっぱいの道路と化しました。幹線道より奥まった道路、例えば南部町赤石経由の県道はなるほど坂道になっている場所には、融雪剤で対処しておりますが、その直下の平面部分の道路には格差があり、融雪剤は散布せず、跳ばして対応しております。その手法は余りにも危険極まりないと現場住民は声をそろえて嘆いている状態であり、形だけの、あるいは見せかけだけの対応には、命にかかわる落とし穴があり、心を込めて命を守る安心道でありたいと心を痛めています。こんなところがこの地域に幾つもあるのかと不安でなりません。一事が万事という言葉もありますが、改善を早急に望みたいと思うのですが、町長のご所見をお伺いするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目、地産地消に関する件でございますが、まず、農林課サイドとしてのご答弁を申し上げます。当町の農産物につきましては、激化する産地間競争に対応できるよう、生産体制を確立するため、関係機関との連携を図り、技術指導の徹底や本町の特性を生かした質の高い農産物などの生産振興を図るとともに、有機栽培の促進やエコファーマーの育成を初め、減農薬、低農薬栽培の推進を行っており、今後においてもトレーサビリティシステムやGAPの導入を推進し、消費者から買っていただけるまず安全安心な農産物の生産を推進していかなければならないと考えてございます。

先ほどのトレーサビリティシステムでございますけれども、食品がいつどこでだれがどのよう

に生産し、流通したのかという追跡、遡及する仕組みでありまして、産地の生産履歴、流通経路などを過程の履歴をさかのぼれるようなシステムの意味合いでございます。

また、GAPでございますけれども、みずからが農薬の残留や異物の混入などの危害を未然に回避するように、生産段階の過程を適正に管理、実践することの意味合いでございますけれども、しっかりと推進してまいりたいと思っております。

消費の現状でございますが、産地直売施設で見ますと、平成20年の青森県全体における売上額は約81億円であり、うち三八地区では約14億円で、2割弱となっております。町内の公設、民設の産地直売施設等が5カ所あり、5億円近い市場に成長しております。それぞれの農業者が生産した新鮮な農産物の販売を行うことにより、当町の農産物の消費拡大と地産地消に努めているところでございます。

その他、民間レベルでございますが、大手県南量販店等の地場産品産直コーナーへの出荷やインターネットを用いた通信販売等、多様な販売チャネルを活用していると伺っております。

消費拡大策につきましては、3地区において実行委員会を組織し、特色あるイベントを開催しており、町ではその費用の一部を助成して町の農産物等の消費拡大に努めているところでもございます。

その他、首都圏市場に着目し、農業者独自に「あおり北彩館東京店」において販売を行っている事例もございます。

また、去年は都市との交流事業といたしまして、横浜市栄区民まつりに参加し、当町の農産物を販売するなど、農産物のPRと消費拡大に努めているところでございます。

そのほかに学校給食センターでございますけれども、センターや公立保育所のほかに、民間の福祉施設への販売も行っており、地産地消を推進する観点から、今後はその取り組みの拡大に向けて進めてまいりたいと思っております。

特にリンゴジュースにつきましては、私も職員に役場で行う会議については、地元のリンゴジュースを使用するようという指示を昨年からも徹底してきておりますが、私もいろいろな会議に行くと、それがしっかり行われていないこともありました。その場で職員にも注意をし、地産地消、できるものから少しずつでもやっぱり取り組む、これを町が率先してやっていかなければならないというふうに会議の席上、本当はふさわしくはないんですけども、やはりそういう部分を徹底して職員にも言い続けないと、なかなかそれが実行されていないという部分がありました。今後さらに徹底をして地産地消に努めてまいりたいと思っております。

そしてまた、すべて地元のリンゴジュースだけにもしない。やはり商店街の方々もござい

すので、ここはバランスを考えながら、両方を使用することも大事だと思っておりますし、ただ、やはり我々行政サイドからしっかり地産地消を実施することによって、町民の方々も町の会議でなくてもそういう考えになってくると思いますので、さらに強化をしていきたいと、こう思っております。

それから、食育の件でございますけれども、これは健康福祉課のサイドから申し上げたいと思います。平成21年3月に、南部町食育推進計画を策定しております。この計画は食育推進の方向を定め、「健康な心と体を育むための各ライフステージに合わせた食育の推進」「地産地消と食の安全確保」及び「食のふれあい」と大きく三つに分類し、具体的に推進、実施するための基本となる計画でございます。

計画に基づいた食育を推進していくことに当たっては、関係する生産団体、流通団体、消費者団体、教育関係など関係機関との連携・強化・協働が不可欠なものであることから、関係する18団体から、21名の委員で構成する「食育推進協議会」を平成21年5月に設置いたしました。

この協議会では、計画に基づく取り組みを効率的に実施していくために、「食生活・食文化に関連するもの」「生産・流通に関連するもの」の二つの分科会において、重点となる食育の取り組みについて協議することとしてございます。

食育の取り組みにつきましては、地域の食育推進のリーダーである食生活改善推進員が中心となり、地域住民に対して地場産品を活用したさまざまな料理の紹介を通し、適切な食生活の普及啓発を行っております。

具体的には、地区住民対象の「地区栄養教室」を平成20年度、21年度ともに町内13地区で開催いたしました。また、団塊世代の男性を対象に、食の自立及び生活習慣病予防を目的とした「男性のための栄養教室」を平成20年度、21年度ともに3回開催しております。

子育て中の保護者に対しましては、毎月実施している乳幼児健康相談において、地場産の季節の食材を利用した手づくり離乳食等の紹介と試食を通して、栄養バランスや手づくりの大切さを伝えているところでございます。

また、町内全中学校に対しまして、若年生活習慣病予防健診を実施し、健診結果事後指導の際に、親子を対象に食生活についての指導を行い、家庭における食の大切さを伝えております。これは食事をつくる保護者も交えて指導することで、生徒のみならず家族ぐるみの食習慣の見直しや改善を目的としてございます。

さらに、成人の生活習慣病対策として、メタボリックシンドローム予備軍の方々を対象とした食生活改善指導と高齢者の栄養改善や口腔機能の向上を目的とした口腔機能向上事業にも取り

組んでございます。

これらの事業につきましても、強化を図りながら、しっかりと子供から高齢者の方々を含めまして、全町の町民を対象としながら取り組んでまいりたいと思っております。

次に、第2点目の融雪剤使用についてのご質問でございますけれども、私からは町全体の取り組みについて答弁させていただきたいと思っております。また、赤石地区の具体的な部分については、担当課長の方からも答弁をさせたいと思っております。

まず、融雪剤の効果的散布と安全についてでございますけれども、南部町における融雪剤の散布につきましては、町内全域の町道のうち、急勾配の坂道、急カーブ、交通量の多い交差点などで、朝夕の1日2回、交通渋滞の緩和と交通事故防止のために、除雪事業計画に基づき実施しております。

なお、実施に当たっては、町が業者へ委託し、名川地区1台、南部地区1台、福地地区2台の散布車で、それぞれの地域を順次回り、散布を行っております。

融雪剤散布に係る経費でございますが、参考的に申し上げますと、平成20年度の実績で申し上げますと、11月から3月までの5カ月間で95日間散布を行っており、業者委託料670万円と、融雪剤購入費710万円を合わせ1,380万円となっております。

また、業者委託によるほか、地域の団体や個人が、地域の実情に即し、危険箇所と思われる車道や歩道に散布することができるよう、融雪剤を提供しており、毎年約100人の方々が手まきによる散布をボランティアで実施いただいております。

なお、県道における融雪剤散布についても、町と同様、危険箇所への散布を業者委託により実施している状況であります。

町では、今後も引き続き、地域住民の安全性確保のため、業者委託による融雪剤の散布と地域への融雪剤の提供を実施してまいりたいと考えております。

赤石地区の部分、合併以前からだと思いますけれども、現地を確認しながら、工事が絡むものかどうか、我々もまず安全第一を考えながら取り組みをしているのは議員と同じ思いでございますので、具体的な地区の部分でございますので、また担当課長から答弁をしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 工藤幸子議員の申し上げているところは、県道櫛引上名久井三戸線の赤石地区と、それから県道の赤石停線です。赤石橋との交差点のT字路のところだと思うん

ですけれども、どちらも県道ということで、県の方で散布車を業者委託して散布しているんですけれども、先ほどは工藤幸子議員が申し上げておりました散布車による粉が飛んで歩くということなんですけれども、今現在の散布車は御存じのこととは思いますが、散布車の後方から散布する粒状が出ているわけなんですけれども、今赤石地区に使っているやつもそういう粒状のやつを散布する散布車なんですけれども、確かに道路以外にもちょっと飛び散るというのも見受けられておりますけれども、なかなかうまく散布するのができないということで、町長も先ほど申し上げましたけれども、全体にまくのではなくて、そういう急カーブとか、それから傾斜、坂道とか、そういうところを中心にまくようにして、１回に解けるわけではございませんので、それがタイヤについて引っ張っていくような状態になっていると。町道で使っているやつもそうなんですけれども、もう耐用年数的に買ってから20年ぐらいたっている散布車なんです。新しい散布車は、国なんかで使っているんですけれども、国なんかで使っているやつは、液状と散布の粉と一緒にあったやつが飛び散るようになっています。そうすると、やはりあんまり飛ばないものですから、民地とか、道路以外のところにかからないように散布する。そういう新しい機械が出てきております。これについては今後更新する等については検討の材料になっていくのかなというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 先ほど町長のご答弁の中で、リンゴジュースだけ商店会とか商業会とか、そういうところも生かしていかなければならないとおっしゃっておられました。私は町長がその時点でとまっているのかなと思って聞いていましたけれども、というのは、５リッターぐらいの瓶ですか、リンゴジュースの入った、あとは一升瓶とか、一升瓶から容器にあけて、コップにというそういう状況もよく見られますけれども、ですから、商店街でも売れるような、缶ジュースとか、パッケージもちゃんと達者村の健康に資するリンゴジュースとか何とか、そういう宣伝文句等も入れながら、商店街からそれを購入して使用すると。そういうものを徹底してやらないとあっちにもこっちにもみんな向ける顔をよくするということになる、ある程度限界があると思うので、そうすると、全体のリンゴジュース農家の3分の1も使われているのかなって、そんなことを考えますので、そこは全部、全町でということになると、さっきも言った缶ジュースにすてきなパッケージをつけて、どこに出してもいいし、商店街でも売り安い、いいジュースだな。県内でも南部のリンゴは非常に味もよくてということで、ちょっと県知事さんには申しわけない

んですけれども、津軽リンゴよりはるかにおいしいと、南部のリンゴが。それで、これは余談ですけれども、津軽の方々が食べるのは南部のリンゴを買って食べて、中央に出してやるのは津軽リンゴを出すんだという、そういう言葉も聞いたことがあります。

ですから、それだけこの自信のある南部のリンゴ、あるいはリンゴジュースが出回るわけですから、透明とか混濁とか、いろいろな手法もあると思います。そういうふうなものをよく研究をして、リンゴ農家はぜひ救ってあげてほしいなと、私は非常にもう力を入れて申し上げさせていただけますが、ぜひ多用してあげて、農家が成り立つように頑張ってもらいたいなと、このように思っています。

それから、道路の方ですけれども、利用者も高齢化して、いろいろな場所で危険がいっぱいの道路がいっぱいあるわけですので、今後とも一段と交通事故の発生しないように、お年寄りが亡くならないように、またみんなにそういう事故発生で困ったなということが出ないように、少し冬場はこっちの東北地方の特徴ですので、そこはクリアしていただきたいなと、このように思っています。1人の命もお金にかえがたいという、そういう認識のもとで町長もひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。ご答弁もしいただければ。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず地産地消の部分でございますが、缶ジュースのお話しもございました。缶ジュースに切りかえる場合は加工場の問題が出てきます。現在南部町で缶にする工場がないと思いますし、これを整備するというとまた建築費等々の問題も出てくるわけでございます。他の加工場において、南部町のリンゴを活用して製造していただけるものかどうか、そういう部分も含めながら、現在は4合瓶含め、一升瓶等々私どもは地元の産直さん等々から購入をして使っているところでございますが、少しずつでもそういう地産地消の啓発を図っていくと。このことが我々行政だけではなく、やはり地区の住民の方々もそこから地元のを買って飲もう、また地元のものを買って利用をしようと、こういう啓発活動も大事だと、こう思っておりますので、いろいろな部分でまた私どもも調査をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、融雪剤につきましては、先ほど建設課長も申し上げました、県道、県の方にもまたお願いをしながら、我々町道もあるわけでございまして、散布車の更新時期というのもしずれ来るわけでございます。我々も町民の安全な体制づくりというのは、全く同じ思いでございますので、

そういう部分、またいろいろな部分で調査をしながら、安全にも努めてまいりたいと、こう思っています。

○議長（小笠原義弘君） 工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） せっかくの機会でございますので、一言申し述べさせていただきますが、4年前から一生懸命町長にお願いしておりました南部地区公民館の建設もそろそろ終わり、4月から稼動ということになったようでございます。本当に私も合併して、即そのことを町長にお願いし続けてまいりました。本当にしょうやかなすばらしい公民館の姿を見ることができました。心から町長や議員の皆さん、それから職員さんにお礼を申し上げて、感謝したいと思います。本当にありがとうございました。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分）

.....
○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

（午後1時02分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 11番、馬場又彦君の質問を許します。馬場又彦君。

（11番 馬場又彦君 登壇）

○11番（馬場又彦君） さきに通告しておきました公共下水道についてお伺いします。

町長はさきの町政報告会におきまして、南部地区の公共下水道のことを言っておられました。合併以前の平成12年ころからの計画だったと思いますが、10年経過した今、終末の処理施設が完成間近のようですけれども、現在全体的にどの程度の進捗状況なのか。また、今後どのような計画で進んでいくのかお伺いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、馬場又彦議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、公共下水道の進捗状況と今後の計画についてでございますけれども、最初に進捗状況でございますが、公共下水道事業は平成17年度、合併1年前に採択を受けて、事業を実施しているところでございまして、平成17年度から平成32年度までの間、事業費71億2,700万円の事業となっております。平成21年度を終えますと、平成17年度からの事業費がおよそ14億6,000万円となり、進捗率が約20%となります。

事業の内容といたしまして、処理場においては建物が平成21年度で終了し、その建物の中の設備といたしまして、機械設備及び電気設備を平成21年度から平成22年度の2カ年の工事を発注してございます。

また、下水管の工事でございますが、事業認可区域内の沖田面の一部、大向の一部において幹線工事は平成20年度に終了し、平成21年度から枝線に着手し、平成22年度に枝線の工事を終了する予定でございます。

平成22年度の工事が終了しますと、沖田面の一部、大向の一部の地域が平成23年度4月に供用開始ができることとなります。

次に、今後の計画についてでございますが、平成23年度以降の下水道工事につきましては、平成27年度までに沖田面及び大向の未整備地域、また小向地域、玉掛地域を進めまして、最終年度であります平成32年度までには、諏訪ノ平、相内、赤石地域を整備していく予定でございます。

ただし、諏訪ノ平、相内、赤石地域につきましては、新聞、また広報にも記載されておりますが、平成21年10月22日に「南部町污水处理に関する効率的整備見直し検討について」の検討委員から意見書を提出いただいております。今後、意見書に基づきながら整備の見直し等も考えていかなければならないと、こう思っておりますが、何せ事業費が70億円を超える事業費でございますので、私どももできるだけ経費がかからない中でまた整備は進めていかなければならないと、こう思っております。

そしてまた、公共下水道、集落排水も同じでございますが、今後加入率の促進が非常に町に対する財政に影響してまいりますので、工事、整備と同時に加入率の促進というものも一緒に取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○議長(小笠原義弘君) 再質問はありますか。馬場君。

○11番(馬場又彦君) 整備計画の見直し、また検討委員会のことはわかりましたけれども、20年ぐらい前ですか、旧南部町で農村定住化促進事業というのが何年か計画でありまして、諸施設が建ち、また私の門前町内でもモデル事業として、農排水の計画がされ、住民説明会がありました。が、いつの間にか立ち消えになりました。今、町内会の会合やその他の集まりで、この公共下水道のことを話題にして聞きますと、まず、最初とにかく地域で説明会をやってもらいたいと。それから考えるという意見が大半でございます。それでやるのであれば、そのときにみんなで一緒にやった方が経費が少なくて済むんじゃないかというように設置の説明など、加入促進の具体的な対応策という考えがありましたら、それを聞きたいと思います。

そしてまた、設置した場合の料金体制のことですが、私の門前地区は、大半の人が簡易水道の利用者です。その場合、料金がどのようになるのか。また、農集排と下水道との料金の違いがあるのか、その辺お聞きいたします。

○議長(小笠原義弘君) 町長。

○町長(工藤祐直君) まず、説明会の実施等は必要に応じてこれはするべきだと、こう思っております。ただ、17年度に採択を旧南部町時代でございますが、採択を受けているということは、当然その前に説明会を実施して事業に着手したと、こう思っておりますので、その説明会もまた見直し等も今後はあり得るといいですか、そういう現在の状況という部分も含めながらの説明会というのは必要であると、こう思っておりますので、また担当課の方と調整をしてみたいと思います。

料金等については集排等々の関係もありますので、ここにつきましてはいろいろ精査をしながら進めたいと、こう思っておりますが、担当課長の方からも答弁をしたいと思います。

○議長(小笠原義弘君) 環境衛生課長補佐。

○環境衛生課長補佐(工藤満君) 料金の方ですけども、今町長が言われましたように、農集排では、加入分担金は12万円、使用料につきましては水道水の使用料の50%としています。

今後進めるに当たりましては、公共下水道は下水道法に従って、基づいて進めなければなりませんけれども、負担金につきましては下水道法に基づいて、それから下水道料につきましては、

国の方で奨励しています下水道の基本料金を設定しまして、あとは超過料を取っていくという形になります。

あと、農集排で進めております奨励金12万円というのがありますが、今名川地区の方で進めております。福地地区は奨励金は交付しておりません。だから、南部地区におきましては、それらについてちょっと他の地区と整合いたしまして、調整していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 馬場君。

○11番（馬場又彦君） 12万円の補助が出るということですが、三戸町では今現在公共下水道ができたようすけれども、三戸町の方ではさまざま設置、配管をした場合のお金を借りてやった場合に、無利子で役場が利子補給するような形をとっているというようなことですが、建設費が配管して、私の家は古いんですけれども、家をやるとなれば、水洗トイレとか風呂場とかって、さまざま直さなければならないと思いますけれども、農排水の経緯を見ますと、どういふ今大体の建設費といひますか、そういうのをちょっと聞きたいと思ひます。

合併浄化槽の家庭もあるんですけれども、それも配管して公共の下水道につなげるとなるとかなりの金がかかると思ひますけれども、その辺もお願いします。

とにかくさっきも町長が言ひましたように、加入を進めなければ、町の持ち出しが大変になるということで、とにかく加入促進を早急に説明会などを開いて、納得のいく方向で加入率を高めてもらいたいと思ひますけれども、その辺をよろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長補佐。

○環境衛生課長補佐（工藤満君） トイレの費用ですが、改造費とか、それから風呂については、人によって規模がちょっと違ひますので、大体の水洗トイレから設置しまして、下水道の公共升までつなげる。およそ標準的に15メートルなんですけど、それについておよその額は把握しております。その額は水洗トイレの設置から排水の管の設置までおよそ70万円とは見積もっております。あとよろしいですか。

○議長（小笠原義弘君） 以上で馬場又彦君の質問を終わります。

12番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

(12番 立花寛子君 登壇)

○12番(立花寛子君) 日本共産党の立花寛子でございます。2010年3月定例議会に当たり一般質問を行います。

民主党政権による初めての税制改正案が昨年12月22日に政府税制調査会、平成22年度税制改正大綱としてまとめられたと聞いております。2010年度の当初予算案における一般会計歳入見積額は2009年度の当初予算と比べてみても、約9兆円も落ち込んでいると聞いております。2010年度改正案は税収構造を人に優しい税制へ改善されているのでしょうか。平成22年度税制改正大綱の内容はどのようになっているのでしょうか。町民にかかわりの深い項目や地方財政への影響はどのように考えておられるのでしょうか。大綱に対する内容と考えをお聞きいたします。

以上が1点目の質問であります。

2点目の質問は、消費税の増税についての質問です。麻生内閣のとき、2011年までに消費税の増税法案を国会に提出すると昨年の税制改正法案の附則104条に書き込みました。ことしに入り、鳩山首相が附則の規定を改めないと答弁するなど、任期中の4年間は消費税を引き上げないと国民に約束しておりましたのに、民主党の対応に変化が見られます。主要閣僚からも、消費税増税議論について積極的な議論が相次いでおります。民主党は、基礎的年金の財源に消費税を充てる方針を持っており、まさに民主党の本音が表に出始めたと言えるのではないのでしょうか。大綱でも消費税の用途明確化や逆進性対策の検討をすると掲げていますが、消費税増税を前提としている財源論議は問題ではないのでしょうか。

そこで、前政権時代、消費税を10%に引き上げるとの発言を受けて試算したと聞いておりますが、消費税が10%になった場合の当町の受ける影響はどのようになりますか、具体的にお知らせください。

鳩山政権がやるべきことは、消費税に頼らずに財源を生み出す道を真剣に追求することではないのでしょうか。現政権の消費税頼みの姿勢に対しての町長の見解を求めます。

子ども手当についての質問です。中学生以下の子供1人に月額2万6,000円を支給すると公約していますが、2010年度は半額の1万3,000円、年額15万6,000円で実施すると言っています。鳩山内閣は、子ども手当の財源にするため、所得税と住民税の年少扶養控除を廃止するとしています。その影響はどのようになるのでしょうか。どういう世帯がどういう影響を受けるのでしょうか。全体として何%の世帯が影響を受けるのでしょうか。

次に、所得税・住民税が増税になった場合、保育料や国民健康保険税などに負担が重くなると思いますが、そのほか、どのような項目に影響が出るのでしょうか。

ごみの減量化を考えるリサイクル率を上げるため、分別回収の種類、回数をふやす考えはについての質問を行います。地球温暖化防止、CO₂削減に向けて地域から減量、循環型社会の実現を町民との協働を広げていくことが求められている時期ではないでしょうか。収集車による資源ごみの回収だけでなく、場所を決めたところへの資源ごみの持込みなどはないでしょうか。分別の種類を現在のものより多くして、できる限り燃えるごみの量を減らすべきではないでしょうか。現在のごみ焼却施設の延命を図ることにもつながると思います。改善できないものでしょうか答弁願います。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、政府の税制改正に対する考えについてのご質問でございますが、政府においては、平成21年12月22日に、平成22年度税制改正大綱を閣議決定したところでございます。少しお時間をいただきまして、大綱等の内容について説明をしながら答弁をしてみたいと思います。

この税制改正大綱では、我が国を取り巻く環境の変化、第1に人口減少と高齢化が同時進行する社会、第2にグローバル化の急速な進展、第3に国内の格差拡大、第4に資源制約、第5に気候変動等に対応することとしてございます。

対応に当たっての方針として、第1に、「人間のための経済」を目指して、国民の暮らしの豊かさに力点を置くこと。第2に、子供は「社会の宝」として、社会全体で育て上げる体制をつくること。第3に、地域主権による地方の再生を図ること。第4に持続可能な低炭素社会をつくること。この4点を掲げてございます。

これらを踏まえ税制改革に当たっては、第1に、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の三原則を基本とすること。第2に、「支え合い」のために必要な経費を分かち合うこと。第3に、税制改革と社会保障制度改革を一体的にとらえて改革を推進すること。第4に、グローバル化に対応できる税制のあり方を考えること。第5に、地域主権を確立するための税制を構築すること。等を基本としてございます。

改革の方向性でございますが、所得税では、社会保障・税共通の番号制度の導入、所得控除か

ら税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換、金融所得の一体課税を進めることとしてございます。

次に、個人住民税においては、所得税と同様の措置を講じるとともに、現年課税化を検討することとしてございます。

次に、法人課税でございますが、国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案し、法人税率を見直していくこととしています。

次に、相続税・贈与税においては、課税ベース・税率構造の見直しを行うこととしてございます。

次に、固定資産税においては、負担調整措置のあり方及び固定資産の適正な評価について検討を進めることとしてございます。

次に、消費税でございますけれども、現行の消費税率、現在５％でございますが、税率は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中は、税率の引き上げは行わない方針であり、今後社会保障制度の抜本改革の検討とあわせて、使途の明確化、逆進性対策、課税の適正化を検討することとしてございます。

次に、たばこ税・酒税では、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率を引き上げていく必要があるとしてあります。また、類似の種類については、アルコール度数に着目した税制を検討するとしております。

また、暫定税率につきましては、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、自動車重量税及び自動車取得税の暫定税率は廃止をするが、財政事情の厳しい状況を踏まえ、現在の税率水準を維持することとしてございます。

税制改革の第一歩としまして、平成22年度税制改正では、所得税及び住民税において扶養控除の見直しが行われ、年少扶養親族（年齢16歳未満）に係る扶養控除及び特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止し、所得税は平成23年分から、そしてまた住民税は平成24年度分から適用するとなっております。

次に、国民健康保険税については、基礎課税額に係る課税限度額を現行47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行12万円から13万円に引き上げ、平成22年度分から適用するとなっております。

次に、たばこ税においては、税率を1,000本につき都道府県たばこ税は現行1,074円から1,504円に、市町村たばこ税は現行3,298円から4,618円に、平成22年10月１日から引き上げると。国のたばこ税と特別たばこ税を合わせた税率についても1,000本につき現行4,372円から6,122円に引き

上げるとなっております。

暫定税率につきましては、現行の税率を廃止し、当分の間現在の税率水準を維持するとなっております。

贈与税につきましては、住宅購入時の非課税枠を平成22年の贈与分は1,500万円に、平成23年の贈与分は1,000万円に、現行は500万円でございますが、拡大をするとなっております。

民主党が国民に約束しましたマニフェストを平成22年度税制改革大綱で変更した部分は暫定税率の廃止・減税の項目でございました。暫定税率の廃止後も当分の間、現行の税率水準を維持することとなっております。これにつきましては、全国町村会、全国町村長大会の意見でもありました暫定税率を廃止する場合に、これまでの配分枠の確保及び道路整備財源の確保の実現を関係省庁に要請した結果でもあると認識しております。県の町村会におきましても、暫定税率の廃止によって、道路整備等々がさらに地方はおくれていくということから、財源をしっかりと確保して、地方の道路がしっかりと整備されていくように要望してきたわけでございます。そういうことも全国町村会からの要望でもございました。そういう部分も民主党の方も配慮したのかわかりませんが、現在は税率は維持するということになってございます。

消費税でございますが、現行の税率を据え置くこととしてございますので、現政権担当期間に消費税の増税はないものと思っております。

次に、消費税引き上げによる当町の影響についてでございますけれども、消費税が増税になった場合の影響で、一般的に考えられることではございますが、課税対象取引となる物品購入・委託契約・請負契約等があった場合に、各会計の歳出において負担の増加が見込まれるわけでございます。また、歳入においては消費税が原資となっている地方交付税及び地方消費税交付金の増加が見込まれるものとなっております。当然、歳入歳出から見れば、地方に対する交付金もふえる期待もあるわけではございますが、一方で歳出から見ると、当然消費税が上る分、歳出もふえるということになりますので、どの程度10%という場合に、まだ消費税税率等の改正がされていないわけではございまして、現行で行くものなのか、一部課税対象が変わるものか、そういう部分は示されておりませんので、現段階において影響を試算することは不可能であります。しっかりそういう議論がなされ、内容をどういう物品、どういうものに課税されてくるのか、そういう部分がはっきりした際には、計算ができるものではないかと思っております。ただ、現段階において政府においても消費税は増額しないということではございます。

次に、子ども手当のご質問でございますけれども、税務課からの所管から申し上げますと、まず、扶養控除廃止によって所得税の影響についてでございますが、所得税の控除見直しによる国

の試算では、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止によって、初年度818億円、平年度5,185億円の増収が見込まれます。また、特定扶養親族に係る扶養控除の見直しによっては、平年度で957億円の増収が見込まれます。

町民税の扶養控除見直しについて国の試算においては、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止によって、平年度4,177億円の増収が見込まれております。また、特定扶養親族に係る扶養控除の見直しによっては、平年度392億円の増収が見込まれてございます。

次に、保育料等でございますが、健康福祉課担当の所管でございます。子ども手当でございますが、平成22年度においては月額1万3,000円を、平成23年度からは2万6,000円を中学卒業までのすべての児童に支給するというものでございます。当町の平成22年度におきましては、対象児童2,700名に対し、総支給額は5億2,120万円を見込んでございます。

次に、扶養控除廃止による保育料への影響でございますが、保育料の算定は保護者の課税状況をもとに第7階層に分けて設定してございます。入園者の保護者のほとんどが扶養控除を受けているものと思われますので、扶養控除が廃止されることになると、平成23年度からの保育料への影響があるものと想定されます。詳細等につきましては、また担当課長の方からも答弁していきたいと思います。

次に、ごみの減量化についてでございますが、まず、南部町のリサイクル率の現状でございますが、平成16年度では10.6%、平成20年度におきましては11.1%となっており、緩やかでありますけれどもリサイクル率は上向きになってございます。

収集する資源ごみの種類といたしまして、福地地区が八戸事務組合管轄で紙類、空き瓶、ペットボトル、古布、空き缶の5種類であります。南部地区及び名川地区は三戸事務組合管轄で紙類、空き瓶、ペットボトルと3種類でありまして、管轄する組合で収集する種類が異なっております。

収集する回数は、種類により異なりますが、月に1回から2回となっております。

当町ではごみ減量化を進めるため、広報等によりリデュース、リユース、リサイクル3R運動の周知啓発を行っているところでございまして、3Rでございますが、リデュースはまずごみの排出量を減らしていこうと、そしてリユース、使えるものを再使用していこうと、リサイクルでございますが、資源ごみを回収し、再利用していこうと、この3Rの取り組みは、ごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋め立て処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会、いわゆる循環型社会をつくろうとするものでございます。

また、県においてももったいない県民運動の中で、市町村のリサイクル率向上のために、資源ごみの種類の統一を促すなど、リサイクル推進に努めているところでございます。

このように、住民に対してリサイクル率の向上の啓発などを行い、ごみを減らす意識を持たせることが必要であり、リサイクル率を向上させるためには、資源ごみの分別の種類、回数をふやすということよりも、まずは一般廃棄物として排出量の多い可燃ごみ、不燃ごみを減らすことが一番大事ではないかと考えてございますので、議員のご理解もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 保育料の影響額を想定するところの部分でお答えします。

保育料の影響は、当町では今現在、保育料の徴収基準を7階層に設定して徴収しております。影響が出ると思われるものは、第2階層の町民税非課税世帯、未満児の場合は月額9,000円ですが、これが控除がなくなり課税されることになると、1段階上がりました場合は第3階層になって、月額9,000円から1万9,500円になり、1万500円の増額が考えられます。

それから、その他の影響を受ける部分はあるのかという部分ですが、児童扶養手当等の所得制限のある制度等には影響が出るものと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 具体的な影響でございますけれども、扶養控除の影響では、平成20年度をもとに試算しますと、大体扶養の8割方が影響するのではないかと、こう見ています。特定扶養については、特定扶養の55.7%、大体その方に影響があるのではないかと見ております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 大綱については大変詳しく説明をお伺いしましたが、これに対して町長がどういうふうを考えているのか、具体的なお気持ちを少し聞かせていただきたいと思います。

し、また、先ほど大綱の中で地域主権という言葉が出てまいりましたが、これは地域のためになるのか、どういうふうに考えればいいのか、まずこの地域主権ということについては詳しくもう一度お聞きしたいと思います。

今この大綱など、詳しくお聞きしましたことは、民主党中心の政権が誕生して、初めての当初予算が地方行財政と住民にとってどのような内容になり、それをどう評価し、対応していくかによって、これからの当町のまちづくりに大いに影響してゆくものと考え質問したわけでありませう。

また、住民のこれは現政権等に対しての私の考えでありますが、国民の願いを反映した前向きの要素とまた、国民の利益に反する問題点が混在している。そして政治的逆行の政策も軽視できない状況であるのではないかと私なりに考えているところであります。そのあらわれが先ほどの大綱、政府の当初予算ではないかなと考えております。

そして先ほども町長が現政権下では、消費税を上げないというので、そのとおりに進むだろうかというふうな話しをされたわけですが、もうその大綱の中にも地方財源の安定的確保のためとして地方消費税の充実が方針として示されております。これは消費税の大幅増税に直結するものではないかなと考えております。鳩山内閣は、むだを削れば財源はつくれると言ってまいりましたが、庶民には増税を押しつけ、軍事費や大企業、大資産家への優遇税制は温存、継続したままです。このままでは、不況から住民の暮らしは守れないものと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

具体的に、先ほど子ども手当などを一緒に説明されたようでありますが、さまざまな増税になるというふうな説明があったわけですが、これは町民が増税になるのか、地方に増税として配分されるのか、この点をどういう立場から先ほど大綱のときだったか、子ども手当のときだったか、説明されましたが、住民の苦しみをもとに地方財政の方に増税としてあがってくると説明されたのか、ここはもう一度説明していただきたいと思います。

また、具体的に子ども手当の方ですが、先ほどは年少扶養控除などの廃止の影響はお話しされましたが、配偶者控除も昨年末には廃止する方向で報道されましたが、住民の皆さんの大きな反対運動で今回は行われないうであります。配偶者控除が行われた場合の子ども手当を受けている世帯に対してどのような影響があるか、本当に子ども手当をいただいて、一息つける状況になるのか、配偶者控除などが子ども手当をいただいた世帯に係ってきた場合はどのようなになるか、具体的に説明していただきたいと思います。

これも町長にお聞きする内容であります。もし、現在政府が子供を大事にしたいと考えてい

るのであれば、現在の不安定雇用や長時間労働、社会保障の連続改悪など、住民の暮らしが経済的にも精神的にも追い込まれ、子育て困難世帯がふえている。これを改善なしには子供を大事にしている政権党ということは言えないと思いますけれども、どのように考えておられますか。

先ほども保育料などの控除の廃止で2階層の方が9,000円から1万9,000円に引き上げられる。こういう住民の税金の増税、その他料金の増税を頼みに子ども手当を出すという政府の姿勢をどう考えておられるか、町長の見解を求めるものです。

次に、これは具体的な手続の問題であります、子ども手当の手続の問題で、支給申請について、申請が必要な方と必要でない方があって聞いておりますが、申請が必要な方にはどのような方法でお知らせなさるのでしょうか。その点をお聞きします。

ごみの分別問題など、ごみの減量化についてであります、特に分別意識を高めていただくことはとても大切ではありますが、それをまず各自の自主性に任されるべきものであって、まず上からの押しつけというようなことにならないようにこれは何に対しても言えると思いますが、特にごみの問題に対しても自主性を尊重されての取り組みを望むものであります。それで、先ほど町長が不燃ごみと可燃ごみをまず減らすということをおっしゃったようですが、これをするためにもどうしても今細かな分別回収が必要ではないかなと考え、質問しているわけですが、周辺自治体、八戸市は福地地区との関係でお話しされているようですが、その他周辺自治体のリサイクル率とか、分別回収の状況や種類などをお調べになっているのかどうか、これは具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 国会で議論されている部分、「町長町長」と来るわけですが、私も立花議員の気持ちもわかりますが、まず、国家というものは税収入が、歳入があって、いろいろ手当で、整備ができるわけでございます。そういう中において、今人口の減少、いわゆる法人税の減少、さまざまにおいて歳入が落ち込んでいるわけでございます。そういう中で、すべてサービス向上、これはもう限度があるわけでございまして、そういう中で民主党政権、自民政権においてもそうだったと思いますけれども、歳入歳出のバランスを考えて、国家というのが成り立つわけでございます。今、具体的にまだ国会の予算が衆議院を通ったわけでございまして、参議院、これから今議論している中で、最終的には30日経過すると予算が決定することになります。我々のところにもそれぞれの項目について具体的な要綱がどうなっているのかというのはま

だきていない状況でございます。そういう部分も精査しながら、22年度取り組むことになるわけでございますけれども、今現政権において、子ども手当、これはいろいろな議論があります。もらう方はないよりはもらえるのであればもらえた方がうれしい方もありますし、子どもが既に年齢に該当しない、いわゆるもらえない方からすると、何で手当をするんだと。これは両面があるわけございまして、ただ、我々は国会で議論されて決定されていく中で、それに沿って措置していくわけでございますが、子ども手当のほかにも高校授業料の無料化等々、これも該当する子供さんがいるところは大変ありがたいわけですが、もう卒業してしまっている親からすると、特に大学生を今抱えている親のコメントをテレビで見ましたら、一番かかるのは大学生なんだと。こういういろいろな議論があるわけでございます。

ただ、いずれにしても、我々まず歳入、そういう部分があって、初めて社会保障というのも成り立つわけでございます。そういう中で、消費税、立花議員のお話を聞いていると、あたかももう上げるような言い分もされておりますが、首相が「現政権においては消費税は上げない」と、こう言っているわけございまして、私どもはその中で上げないということを当然信じて、これは当然掲げた政党もそれは守らなければならないわけございまして、現政権においては消費税アップはないものと思っております。

ただ、私も個人的に先ほど申し上げました歳入、歳出のバランスがあるわけございまして、今後、人口減がどんどんさらに加速していく、いわゆる収入がある方々も減っていくとなったときに、その中で社会保障もしなければならない。今後社会保障、一番大きな分野、予算額になると思います。当町の22年度予算を見ても、29億、約30億円、そういう部分が計上されているわけございまして、そういう部分をきっちりと保障していく、そういうことを考えていき、国民が、町民が安心して生活できる、そういうことを構築していく上においては、今後消費税という言葉が適切なのか、また別な税項目がいいのか別にしても、当然これは議論として取り組んでいかなければ、国家自体が成り立たないのではないかなと思っております。民主党政権も減らすものは減らし、できるだけそういう部分は取り組むということを言っているわけございまして、それは当然なことなわけでございます。

ただ、いずれやはり限度というものが当然出てくるわけでございます。そういうときに国民が将来の生活、特に高齢者も含めながら安心できる、そういう構築をするためには、消費税のみならず、税改正という部分について、しっかりこれは取り組む必要があるのではないかと私自身は思っております。

それから、地域主権でございますが、これは当然地域が責任を持って取り組むようにしていこ

うということで、ある地方の首長さん、テレビのコメントでは、非常に大変だというコメントもしておりました。地方の責任というのが当然伴うわけでございまして、今までは国、県とか言っていた部分が言えなくなると。そういう地方がしっかりと権利を持って進める。そういう構築のためには責任も当然伴っていくわけでございまして、今民主党はそういう地方は地方でまちづくりを進めていくようにできるような体制ということから、地方主権という言葉になっているのではないかと考えてございます。

次に、子ども手当でございますが、具体的な部分は担当課の方から説明をいたしますが、若干先ほどの話しとも関連してきますが、雇用の部分、不安の部分がいっぱいある中、そういう部分をもっとしっかりやはり立て直していく上で、税に対する見直しというものは、これはまた必要であると考えてございます。

次に、ごみの減量化でございますが、自主性に任せてという言葉の歯切れはいいわけでございますが、それだけでは達成できないのではないかなと。ある程度行政側の方もリーダーシップをとりながら、そしてまたご理解をいただいて、まず減量化、減らしていくということが大事ではないかなと、こう思っておりますので、他町村がどうなっているかという部分については当然担当課の方でも調べているはずでございますし、そういう部分もしっかりと調査、精査をしながらまずはそれぞれがごみを少なくしていくという取り組みから進めてまいりたいと、こう考えてございます。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 子ども手当についてでございますが、子ども手当は平成22年度は現在施行されております児童手当制度と並行して行うということになっております。現在児童手当の受給者は就学前児童等が対象になっておりまして、6月に現況届けを今まで出しております。新たな受給者は出生届け等により同時に申請書を出すことになっております。新たにふえる枠といいますと、小学生、中学生が新規の対象者になってくるわけです。この方々には新たに申請書を出していただくということになっていこうかと思っております。

また、先ほども申し上げましたが、子ども手当の22年度の月額が1万3,000円で、年額15万6,000円となります。23年度からは2万6,000円の年額31万2,000円になります。これに対しまして、町県民税が扶養者が1人減ることによって33万円の6%1万9,800円という税額が増になります。世帯によっては、税額がふえて児童手当をもらっても余り増にならない世帯が出てくるも

のと思われております。これらに関しましては、世帯収入の増減がどの程度になるのか試算するといったような子ども手当の調節的な負担と潜在的な負担、これらの協議を続けていると伺っておりますので、制度の細やかな決まりを見ていきたいと思っている次第であります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 税制改正による財政への影響でございますけれども、扶養手当等の改正については、24年度からになりますので、地方財政収支見通し、国で出していますけれども、それによりますと、22年度は前年度比で10.2%マイナスとなっています。地方交付税が6.8%増ということで、トータルでいっても0.5%地方財政はマイナスと、歳入がですね。そういう状況です。だから、税制改正によって増税になったという、トータル的にはそうっていないと。あくまでも24年度からそういうふうになっていくという考え方だと思います。

それから、配偶者控除を廃止した場合でございますけれども、それによりますと、まだ最低で所得税で5%だと、1万9,000円がふえると。そして住民税は町が6%、県が4%、10%だから、33万円で3万3,000円ふえると。そういうことになるかと思います。もし、配偶者控除が廃止になればそうなると思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長補佐。

○環境衛生課長補佐（工藤満君） ごみの量ですけれども、今周辺自治体の近況ということで、県の新しい数値で19年度のものがありまして、三戸町ではごみ排出量が4,539トン、資源化量が645トン、リサイクル率が14.2%です。田子町についてはごみ排出量が2,265トン、資源化量が165トン、リサイクル率が7.3%となっております。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） きょうは町長に対しては現政権に対してどのようなお考えを持っているのか、その考えがこれからのまちづくりにつながっていくわけですので、そのやり取りを行いま

したが、「どうしてもやはり消費税は引き上げないという政府の考えを信じたい」と言っておりますが、大綱の中にももう消費税についてのさまざまな記載があるわけですので、これはきちんと地方の方からも消費税は引き上げないように、住民の生活を犠牲にして政治は成り立たないということを地方からも発信していかなければ、町長としても自治体運営の中でもこの消費税に対しては地方も大変な不利益をこうむるということは存じておると思いますので、一緒に政府に言うべきときはお話しして、反対していただきたいと考えております。

また、子ども手当についてはさまざまな条件で子ども手当をいただいてもやはり控除の廃止などで増税になっていく世帯が多くなってきているということが日を追ってわかってきているようですので、これはどうしてもその住民の皆さんが安心して子育てができる抜本的な手立てを政府に求めていかなければならないと思います。まして、仕事もなかなか不況の中、つけないでいる。また、片親だけで育てている世帯もふえてきているわけですので、やはり社会全体の好転を図るような手立てを政府に求めていくべきではないでしょうか。そして、地域の皆さんもその経済的に潤うように、認可保育所など、足りないところには建てさせるとか、修繕を地元の業者で請負っていただくとか、そういうようなお金の使い方を国に求めていくべきではないでしょうか。そういうふうにして、社会全体で子供を育てていくことが大事だと私は考えております。

また、何度も財源の問題でやり取りをしているわけですが、もう少し鳩山内閣は「むだを削れば財源はつくれる」と言っておりましたので、庶民に増税を求めずに、軍事費や大企業、大資産家への優遇税制などにも手をつけ、ある程度の財源を確保していただけるのかなということを見ておりましたが、余り逆行しているようなところも見られますので、まず何としてでもこういうところにも手をつけていただき、地方行財政も潤うような税制をつくっていくように求めていくことが求められていると思います。

町長は財源問題ではどうしても現政権と同じような考えを持っておると思いますが、地方が豊かになるためには、どのような政府の働きかけがあればよろしいかと考えておるのか、最後にお聞きして、一般質問は終わります。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、消費税については鳩山総理がみずから国民に対して「上げない」と言っているわけでございまして、それ以上もう私のコメントはございません。

そしてまた、現政権に限らず、自民党政権時代も消費税については当然議論をしてきたわけで

ございます。私は現政権、自民党政権のときも、将来のやはり国家、そういう部分をやっぱり責任を持って取り組んでいくために、それぞれの自民党政権においても、また現政権においても、やっぱり責任を持って進めていく中での私は議論をされていると思います。自民党時代7%、また今の自民党谷垣総裁は、最初の総裁選挙のときは10%はやっぱり必要なんだと。こういうことも掲げていたわけございまして、私は民主党に限らず、自民党政党ともどもが将来に向けて国民が安心して暮らせる、また社会保障も考えていく上で、どの党ということではなく、両党が真剣にこれは取り組んでいくものと思ってございますし、我々地方自治体から見た場合に、今後実施要綱等が来た場合に、どういう部分が具体的に地方自治体に影響してくるものなのか、そこをしっかりと見きわめながら、地方負担に大きな影響が出てくる場合には、当然我々も地方の声を中央の方に、これは当然、そのときは声を出していかなければならないと、こう思っております。

いずれにしても、今予算が通った中で私どももしっかりと現在の今の22年度の国の予算がどういう形で、どういうメリットがあり、逆にどういうデメリットも出てくるのか、しっかり検証しながら、そしてまた我々の町民も安心できるように声をあげるときはしっかりと地方といえども声をあげてまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩いたします。

（午後2時08分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時22分）

○議長（小笠原義弘君） 1番、工藤正孝君の質問を許します。工藤正孝君。

（1番 工藤正孝君 登壇）

○1番（工藤正孝君） 質問事項を述べる前に、私から一言申し上げます。

先般1月に行われた選挙が終了し、町長は新南部町2期目に入ったわけですが、3地区の町民の融合が進み、行政の事業も順調で日々進化しているわけですが、2万1,000強の町民が期待と希望をしていると思いますので、今後の4年間を頑張っていきたいと思っております。

それでは、さきに通告しておきました質問事項でございます。青森県立名久井農業高校の新学科の方向性について、町としての対応についてでございます。2014年に県立南部工業高校の閉校に伴い、2013年度に県立名久井農業高校に設置される予定の新学科は、現在新学科設置検討委員会が設けられ、議論していると聞いています。名久井農業高校と言えば、先日3月1日に卒業式が行われ、78名の卒業生が進学、就職、それぞれの道に旅立っていきました。ことし1月までには全卒業生の進学、就職が決まったということで、大変すばらしいことだと思います。

名久井農業高校の学習は、植物を育て、生産物を加工、流通経営を学び、植物を保育、福祉にいかに関与するか、地域振興や科学研究など、1カ月のカリキュラムのうち、実習事業にウェイトを多く配置していて、この実習事業を通して無意識の中で植物を育てる優しさ、人間としての素直な心、我慢する心が身につくのだと考えられています。また、ボイラー技師、危険物取扱者など、11種類の資格を取得させることも100%の進学、就職率につながり、こういう生徒をいかに社会が必要としているかが伺えます。

また、今年度は第60回日本学校農業クラブ連盟茨木大会、いわゆる農業クラブ全国大会で農業情報処理競技において、3年、生活科学科の生徒さんが最優秀賞並びに農林大臣賞を受賞いたしました。16年ぶり7度目の日本一となる快挙だそうです。さらには、京都大学で開催されたテクノ愛2009コンテストでは、「メッセージ・アップル」で発表した3年、生活科学科の5人の生徒さんがグランプリを見事に受賞いたしました。どちらの受賞も名久井農業高校で力を入れている「課題研究」いわゆるみずから課題を解決するために目標を掲げ、その達成のため計画を立て、実践、反省、評価する学習活動で、社会に出て必ず役に立つ学習方法であり、学会や多くのコンテストで高い評価をいただいているということです。

先日、私も卒業式に出席しましたが、生活科学科の名簿の最後の生徒で第7,544号となる卒業証書授与となり、昭和19年から続く長寿高校は篤農家だけではなく、大学教授や高校教師、大手企業の役員、会社社長など、多大な社会貢献者を輩出してきました。しかし、残念なことに県教育委員会は21年度にあの2大タイトルを受賞した生活科学科を廃止したのです。全国、青森県下、三八地区に大きく名農校ありきが広まったためか、ことし22年度の入学願書は60名募集に対して105名の志願があり、実に1.93倍で、青森県では4番目に高い倍率となり、45名の生徒が不合格になります。1クラス以上の生徒が路頭に迷うことになります。

私は生活科学科を廃止した理由について、子供の数が減ったためという大ざっぱなことしか聞いていませんが、全国ワースト2位の青森県の有効求人倍率は依然として変わらず、難関を乗り越え就職するためには、名久井農業高校のような人間の骨格をつくり出す高校のクラス削減には

疑問を投げかけます。

しかし、2013年から新学科設置には大賛成であり、「どのような専門性を持った人材を育成するか」「どのような教育内容とすべきか」をテーマに話し合った13人の委員には期待するところでもあります。

そこで私の考えを述べさせていただきますと、慢性的な医師、看護師不足と高齢化社会に伴い、全国的に老人施設と居室の増床計画を政府が打ち出していることから、医師、看護師、介護職員の増員は国挙げてのプロジェクトになりました。

私は新たな新学科には、看護科5年一貫教育や介護福祉科が南部町民、近隣市町村民のためにも必要と考えます。看護科5年一貫教育は、高等学校看護科3年生と看護専攻科2年生の5年間の一貫した内容で看護を学ぶことで、一般の3年制看護専門学校より1年早く4年生大学より2年早く看護師国家試験受験資格が取得できます。20歳での看護師誕生となります。もちろん授業料もその分からないため、家庭の負担も楽になります。

看護師免許を取得すれば、病院はもちろん、診療所、訪問看護ステーション、老人保健施設などに就職して、さらに専門性を発揮することができ、一般職より高額な年収にもつながります。また、保健師学校や助産師学校へさらに進学し、これらの国家試験を取得することにより、保健師、助産師、養護教諭なども目指すことができます。看護師の資格は全国どこでも就職でき、生涯働き続けることができる専門職です。

次に、介護福祉科ですが、全国に先駆けて高齢化社会、福祉社会に対応する介護のスペシャリストを養成するために、新学科として取り入れている高校がふえています。卒業時に介護福祉士国家試験受験資格を取得するほか、訪問介護員資格取得や車いすダンス講習、盲導犬訓練校でのアイマスク実習、手話講座など、社会福祉にかかわる勉強、実習もあります。

介護福祉科の特色として、福祉の現場で即戦力として求められる人材を育成するためと、厚生労働省指定のカリキュラムの科目以外にもそれぞれの高校独自の科目や特別講座も取り入れ、豊富な実習を経験し、総合的にサービスマインドの高い介護福祉士を育成します。介護福祉士の資格とは、高齢者や障害者を直接介護したり、家族の方が介護をしている場合も指導や助言、相談を行える人、あるいは精神的に障害がある方の食事、入浴、排せつ等の介助や本人と家族の精神面のフォローを行います。

介護施設には資格がなくても働けるグループホーム等がありますが、介護が初めての方は認知症を持つ入居者の徘徊、独語、排せつ等の対応に戸惑うことが多く、仕事をやめてしまう人がたびたびあるようです。

また都会に出て都会できちんとした仕事になかなかつけない、都会の環境になれなくて帰ってきたい人たちに、南部町に来て、生涯を心配なく、楽しく、夫婦あるいは家族で暮らせる環境をつくり出すのが町の仕事だと思います。

南部町の将来を支える若者の定住や将来に不安がない仕事の定着こそが町民の願いであり、結婚、出産、子育て、マイホームが家族の幸せにつながるとも思います。

町長の考えをお伺いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤正孝議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

その前に大変な激励をいただきまして、私もまた誠心誠意務めてまいりたいと思います。

県立名久井農業高校の新学科についてのご質問でございますが、まず、平成20年8月7日の県教育委員会からの通知によると、名久井農業高等学校については、三八地区全体の中学校卒業者の減少に応じ、県立高等学校教育改革第3次実施計画に基づいて、平成21年度に1学級減となりましたが、平成25年度には農業科の中で工業に関する科目、経営に関する科目などを学ぶことのできる学科の設置を検討するとしてございます。これらに関し、去年の新聞報道によりますと、名久井農業高校に職員や関係団体の代表者からなる新学科設置検討委員会が設置され、平成22年度末までに結論を得ることとしており、協議の中で委員から農業にこだわらず、商工業など幅広く学習可能な学科の設置や農業に生かせるような工業技術を学べる学科の設置などの意見が出されていると伺っております。このことは、平成26年度をもって閉校が予定されております南部工業高等学校のことも考慮した意見であるものと考えております。

工藤議員ご質問の看護、介護に関する学科の設置でございますけれども、県内で同様の学科を設置している高校の配置バランスやクラス、また将来の高校進学見込み者数の推移などを考慮する必要があります。その実現には県が公表した計画を修正するという大きな課題もあるわけですが、しかしながら、近い将来南部工業高等学校が閉校となり、また、昨年名久井農業高校においても、クラスの削減が行われたところでありまして、ふさわしい言葉かどうかわかりませんが、町の子供たちが教育を受ける権利において、郡部に在住していることから、格差的な影響やハンディキャップを受けてはならないとの考えに基づいて、今後とも青森県及びまた青森県教育委員会へ働きかけをしてまいりたいと思いますし、また、その際は新学科設置検討

委員会のご意見のほか、議員の皆様からもちょうだいしております意見を参考にさせていただきながら進めてまいりたいと、こう思っています。

ちなみに、現在看護科、介護科の設置高校でございますが、看護科においては県立黒石高等学校が1クラス、八戸千葉学園高等学校が1クラス、議員もおっしゃっていましたが今までは高校看護科3年だけでよかったわけですが、法改正によりまして、看護科3年プラス専攻科2年というふうに変換資格が変わってございます。そしてまた、介護科でございますが、東奥学園高等学校、福祉科が2クラス、光星学園高等学校が保育、福祉課3クラスの中に介護福祉科の専攻科1クラスという状況でございます。農業も福祉関係もいわゆる生き物を育てる、そういう部分においては共通点があるわけございまして、全く不可能なことではないかと、共通点はあるものと思っておりますが、先ほど申し上げました南部工業高等学校が閉校になると。そういう部分から検討委員の皆様の見解の中にも、工業を生かした農業と、そういう議論もされておるところでございます。

また、今議員からいただきました貴重なご意見、福祉関係、非常にこれからの高齢化社会に向けて大変重要な分野でございます。以前は医師不足だけ問われてまいりましたが、現在においては看護師不足という状況にも地域によってはあらわれているわけございまして、そういう部分も考えますと、将来的に非常に重要な科の新設になるかなと、こう思っています。ただ、福祉関係、介護関係になりますと、いわゆる施設整備に大変な恐らく整備費に金額がかかってくるものと、いわゆる専門の先生方の配置、そういう部分が大きな課題となってまいりますので、県の方も慎重な中で、最終決定をしていくことになるかと思いますが、いずれにしても、私ども地元としては、最終的にどの新設学科を要望していくとなっても、町として、また地域からしたら一つの方向性を見出して、やっぱり要望していくことが大事ではないのかなと。地元で二方の方向の要望が出てきた場合に、また、新学科、年度おくれになるようなことにでもなってしまうし、逆に私も先般、南部工業の卒業式、名農高と同じ時間帯でございましたので、順番にことは南部工業さんの卒業式に出席をして、卒業を祝う会には名久井農高さんの方に出席をさせていただきました。そのときに、ことしの倍率は約2倍の倍率、1.93倍ですから、非常に高い倍率になっておりますので、校長先生にもこれは早目に1学科の増設を逆に年度を早めてもらう必要があるのではないかと、こういうお話もさせていただきました。今後、議員の皆様初め、また検討委員の皆様、いろいろご意見を町としてもいただきながら、最終的にどの方向性の一つにやっぱり絞っていく必要があると思っております。そこにおいては工業系に関する農業設置がいいのか、また、将来性を見据えて、議員からご質問いただきました福祉関係が実現可能な

ものかどうか、そういう部分も含めて町としても対応をしてまいりたいと思っています。

今回のご質問は非常に将来に向けて大変将来的なご質問をいただいたと、こう思っておりますので、一緒になってまたよりよい名久井農業高校の発展につながるように、また、地域にとってもなくてはならない高校として存続するためにも、頑張っまいりたいと、このように思っています。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。正孝君。

○1番（工藤正孝君） ありがとうございます。

一番県の教育委員会、県の管轄ということは、非常に手が届かないような、ふだん聞こえてこないようなところでございますので、ハードルが高いものだなと考えております。しかしながら、やっぱり町長おっしゃいましたように、少しでも早い段階の検討を申し述べる必要があると思います。もちろん2学科、二つのクラスともとなれば、おっしゃったようにおくれをとる場合もございます。その件につきましては、町としてもいろいろな方向の意見を出しながら、検討委員会の方々に触れて、接触していろいろな話をしていければなと期待しているものでございます。

そしてまた、先ほど名農高の農業科に今後経営学を学べる新学科というお話でございましたが、今現在ある農芸化学科ですか、昔の農業科、そこに工業も学ぶ、経営学も学ぶということだったのでしょうか。今生活科学科、農業科、昔で園芸科ですか、そういったレベルが高い大変信頼される生産物をつくって加工したりとかする授業の内容で、求められている、支持されているクラスであると思います。そこにまず工業高校が何時間でも入っていくということでは、恐らく専門、いわゆる資格等々でも取り損ねるようなことが生じるのではないのかなというふうに一瞬ちょっと不安なことを考えていました。

また、生活科学科のかわりにそういったクラスを特別クラスを取り入れるという場合であれば、それはうまくいくのではないのかなというふうには考えています。

それと、農業科、いわゆる農芸化学科さんがつくっている、名久井農業高校は今もう少しすれば春苗物を直接販売し、行列ができて大変な好評をいただいているということと、また、先般卒業式にも飾られました花、サクラソウですか、そういったものとか、野菜直売したり、いろいろな角度で町民、あるいは皆様に信頼されて、保育所等々に花を植えるとかいう事業も行っているようです。そういったやはり名久井農業高校の高校生がつくった先生と一緒につくったものだから、安全、安心といえますか、そういったところにつながっていくのだと思います。よく安心安

全安全安心、そしてトレーサビリティとか、農家に係る負担はいつまでも大きくありますが、安全なものが安心なのではないと、私はいつも考えているわけですが、安全なものをつくっているから、その人がもしうそをついて「安全です」と言っていれば、安全でないわけでありまして、そこには信頼関係があって、信頼される人がつくっているから安心して買うんだという、そういう顧客といいますか、ニーズが広がっていくと思います。信頼関係がなければその人の物を買いつけることができないのではないかと。そういった部分において名久井農業高校生のそういった実習事業における気持ちですとか、農作物は信頼できるところでございますので、そういった部分を例えば学校給食センターとか、ちょっと話がそれてしまえばあれですので、使っていただければなというふうにも考えておりますので、工業を授業のクラスの中に取り入れるということではなくて、新クラスの設置には賛成するものでございます。

そして、南部工業が閉校になるわけですが、大分時間をかけて私も十分見ておりましたが、グラウンドをつくる、校舎を建てかえする。体育館をつくり直す。かなりの莫大な費用をかけて、あの工業高校は再生されたと思います。できたかなと思ったらすぐ閉校と。非常に残念な県のそういった財政感覚ではないのかなというふうに、逆に私は指摘したいなというぐらい思っております。その農業クラスに農業高校に工業、建設課クラスも必要だと思います。そのクラスが優先的になるのであるのも、一つ賛成でございますが、そうしたら、これは一つのアイディアですが、南部工業高校を空になった建物をそういった福祉、医療関係の専門高校に取り上げてはどうかという提案も今考えたわけですが、それこそ達者村を掲げる南部町、南部町立医療福祉高等学校ですとか、いろいろな考えをしゃべるだけは簡単ですが、なかなかハードルは高いことはわかっております。そういった意見もどうなのかなというのもちっとお伺いしたいと思います。

それと、南部工業高校が閉校になるというふうに決まったときに、たしか町長さんも一緒だったと思いますけれども、閉校をしたくない運動みたいなものがありました。駅前を行列して「反対反対」というふうに出たわけですが、その大会に私も参加して、当時のPTA会長さん、女性の方、お母さんでしたが、「うちの息子、いわゆる私には、家族にはそんなには八戸工業に、八戸まで通うようなお金も、交通費がちょっと大変ですと。しかも成績順で言えばテストを書けば、1クラス40名だと1位から40位まで確定されます。これは運動部も同じです。走れば1位から40位まで順番が決まるわけですが、そういったうちの息子は成績がよくない方でしたと。しかし、南部工業高校に入って、今は立派な社会人になって、関東方面で立派な会社に勤めて、元気に働いていると。自分の息子のような者でも役に立つ仕事ができる。そのためのこの高

校をぜひなくしてはならない」という涙ながらに訴えたのも私記憶しております。私も感無量でしたけれども、そういったやはり生徒さんたちもいますので、閉校反対と、今さらもう決まってしまったことに対しては仕方ありませんが、ぜひ名久井農業高校の新学科のためにも、そういった方々の声を聞き入れて、取り上げていただければと思います。

また、黒石高校、千葉学園、いろいろな学科があります。青森県内ではちょっと若干おくれているような気がしておりますが、九州、山口地方と中国地方ではどんどん進んで、クラスが増加していているわけですが、お隣の岩手県一戸高校でございますが、一戸高校にも看護、介護福祉系がありました。今は総合学科といって、普通科と専門学科に並ぶ第3の学科と言われて、これまでの学科のよいところを集めたのが総合学科というふうなことだそうです。人文、自然系、介護福祉系、グリーンエコロジー系、文化デザイン系、情報ビジネス系、いろいろな分野を専攻して学べるというところで、実はこの一戸高校の福祉科を終了した生徒さんが、私の二戸の施設に3名ほど勤務しておりますが、非常に若い年齢ですが、何十年もやってきたようなベテラン、非常に守備範囲が広く、気を使い体力もある、笑顔もいい、すべてさすが3年間で福祉のすべてのことを修得してきた生徒さんだなど、その学科、クラスに本当に一戸高校に感謝するぐらいでございます。もちろん卒業して国家試験、社会福祉士を取得しております。そういった一戸近郊、二戸、さまざまな近郊の人たちは一戸高校のその総合学科ということを非常に注目して、みんなあそこに進んで100%の就職率をまたしているということでございます。

そういったところを考えて見ますと、やはりハードルは高いといえども、新学科の方向については、いろいろな意見もございますが、今必要とされている医療福祉、あるいは1クラスだけになってしまうと、建設検討委員会の方々というふうには考えますが、町としてもいろいろな意見を出しながら、先ほど町長さんがおっしゃいましたような角度での進め方を希望しているわけです。何か答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、名久井農高の25年度の中で新学科を設置するという中で、検討委員会の皆様と1回私も懇談をさせていただきましたが、まだまだいろいろな議論が出てございます。CO₂削減等に関して、今後林業関係も必要ではないのかなと、そういうご意見も出ておりましたし、南部工業高校の保護者の方々含め、工業系を生かした部分を残してもらえないかという意見もございますし、今工藤議員からもいただいている福祉関係、将来に向けてのご意見もいただ

きました。先ほども申し上げましたが、恐らく1学科を何とか計画的に予定通りに新設をしてもらうということに努めていかなければならないと思っておりますし、逆に方向性が地域もはっきりと出てくれば、その年度繰り上してまず今度は要望していくということも可能になってくると思っております。逆にその分地域の方向性が定まらないということになると、せっかく予定されている年度の新設時期が、地元がまとまらないのであれば、また先送りを今度は逆にされると。こういう懸念もなきにしもあらずかなと、こう思っておりますので、非常に名久井農高さん、本当に地域に密着した活動をしていただいております。名久井農高さんも非常にすばらしい21年度の成績をおさめました。また、南部工業さんもV9達成という快挙もしております。それぞれが本当にすばらしい実績を持っている両高校でございます、我々からすると本当に二つ残してほしいという思いはいまだ持っているわけでございますが、パレードも私も参加しました。また、直接関係者の皆さんと県教育庁にも要望に行ったこともございました。

ただ、県立高校ということで、我々がふだんどういふ議論がなされているかというのはなかなか情報が難しい部分もあるわけでございますけれども、まず、地域で本当に大変難しいことでございます。現段階においても福祉系、工業系、林業系、そのほかもあるんですが、そのいろいろある方向性の中で、一つの方向性を見出していかなければならないという大変難題でございますが、しっかりと関係者の皆さんと情報交換をしながら、100%皆さんが期待するかというのは難しいと思いますけれども、その中においてもしっかりと間違いなく、1学科増、できれば2学科がいいわけでございますけれども、そういう方向性を今後見出してまいりたいと思っておりますし、それと同時に閉校になる南部工業の跡地、これについて、県の方がどういふふうを考えているのかどうか、これも今後並行して考えていかなければならない課題でもあるのかなと、こう思っております。

今後ともどうぞ議員の皆様方からもいろいろな角度でまたご助言をいただきながら、そしてまた県の方にも私どもからも、また検討委員会、地域の皆さん、一緒になって、そのときはお願いをしてまいりたいと、こう思っておりますので、工藤正孝議員さんにもひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） 期待しています。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤正孝君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月8日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時56分）

第27回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成22年3月8日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

13番 川守田 稔

- 1．企業誘致について
- 2．ふるさと納税について
- 3．戸別所得補償制度について

4番 根 市 勲

- 1．町内で運行されている里バス、コミュニティバス、スクールバスについて

14番 工 藤 久 夫

- 1．南部町の行財政の予測と経費の削減について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企画調整課長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君
税 務 課 長	八木田 良 吉 君	住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環境衛生課長補佐	工 藤 満 君
農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君	農村交流推進課長	小笠原 覚 君
商工観光課長	大久保 均 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君	名川病院事務長	坂 本 好 孝 君
老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君	市 場 長	佐々木 博 美 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
主 事	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第27回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

13番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（13番 川守田稔君 登壇）

○13番（川守田稔君） おはようございます。私は通告いたしました次の3点について町の所見を伺いたいと思います。

1点目として、企業誘致についての取り組みに対する姿勢についてであります。企業誘致は積極的に取り組んでおられることと思いますが、そのプロジェクトチームとして専任の職員を置く必要がある時代に来ているのではないのかなという、そういう必要性を感じて、町の所見をお伺いするものであります。

2点目、ふるさと納税制度についてお伺いしたいと思います。通告の時点では私はいろいろな市町村が積極的にかかわっているという思い込みがあったんですが、実はそうではないような状況であるようです。ですが、ふるさと納税制度という運営の仕方ですとか、その存在自体の持っている性質を考えますと、積極的に取り組むべき事項ではないのかなという私なりの考えがあって、質問に取り上げさせていただきました。よくやられていることは、寄附していただいた方に対して町の特産であれ、地元の特産、特典をプレゼントするというようなやり方が一般的なよう

に思われますが、そういった運営のシステムを含めて、町の取り組みに対する所見を伺いたいと思います。

3点目です。所得補償制度についてお伺いしたいと思います。平成22年度において当町ではどのような導入のされ方をするのか、概要、また子細についてご説明いただきたいと思います。

以上です。よろしくどうぞお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田稔議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目の企業誘致のプロジェクトチームについてのご質問でございますが、一昨年のリーマンショックに端を発した百年に一度と言われる世界同時不況が国内の工場立地に大きな影響を与えてございます。各企業では、国内での設備投資を控え、海外への製造拠点の移転を進めていることから、地方自治体の企業誘致は年々厳しくなっている現状でございます。当町におきましても、同不況及び企業の経営方針等の転換により、平成21年度に2社が工場を撤退するという事態になりましたが、新たに3社を誘致することができ、ピーク時の雇用者数の約8割まで回復してきているところでございます。

佐々木元作君 着席

現在は、担当課にプロジェクトチームのような組織を構築しておりませんが、自治体間での企業誘致競争に勝ち抜くため、県及び県企業誘致促進協議会と連携を密にしているほか、町内においては担当課と関係各課との横断的な情報交換を行い、立地環境及び支援策を掲げ、誘致営業を展開してきております。なお、既に誘致している企業に対しましては、きめ細やかな情報提供やフォローアップに努めているところでございます。

いずれにいたしましても、当町には福地第二工業団地や空き倉庫等もあることから、若者の定住及び雇用の拡大、財源確保の特効薬として、町を挙げての政策課題の一つが企業誘致でもありますので、全職員が認識をして、企業誘致に積極的に取り組んでまいりたいと、こう思っております。

担当課におきましては、担当職員、課長を含めながら現在の企業、また町外の方にも出向き、

また県との連携を強化しながら、誘致に努めているところでございまして、年々、職員も削減しております。そのような職員体制も考慮し、考えながら今後検討してまいりたいと、こう思っておりますが、現在、担当課においても専任と同じような仕事内容で勤めておりますので、今すぐというわけにはいきませんが、職員体制を考えながら検討してまいりたいと、こう思っております。

次に、ふるさと納税についてでございますけれども、まず、平成20年4月30日、地方税法等の一部を改正する法律により導入されましたふるさと納税制度でございますが、当町においても南部町ふるさと寄附金要綱を制定し、南部町地域振興基金により管理、運用しているところでございます。

当町での取り組みを広く知っていただくため、町ホームページ及び広報紙へ掲載し、寄附金を呼びかけているほか、リーフレットを作成し、各地区関東会員へ配布、町内の集客施設への設置等の周知活動を行なっております。

ふるさと納税の募集に当たっては、寄附者に寄附金の使途の事業を示し、選択できるようにしております。事業の種類としましては、高齢者等福祉の増進、地域産業の振興、地域交流の推進、人材育成・教育及び文化の振興、その他住みよい活力ある地域づくりの推進、以上の5事業でございます。

平成20年度の実績でございますけれども、寄附件数6件、寄附金額102万円であります。内訳といたしましては、高齢者等福祉の増進1件10万円、人材育成、教育及び文化の振興2件13万円、住みよい活力ある地域づくりの推進3件79万円となっております。なお、20年度にいただいた寄附金は、寄附者のご意向のとおり平成21年度事業に活用させていただいており、広報紙11月号で公表しております。また、平成21年度の寄附状況でございますけれども、寄附件数8件、寄附金額142万2,986円と昨年を上回る状況となっております。なお、寄附件数8件のうち、4件は昨年に引き続き寄附していただいている方でございまして、先般2月20日、関東名川会がございましたが、その総会后、会員の方からその場で10万円のふるさと納税をしたいということで、お預かりしておりまして、手続をしたところでございました。

私どももいろいろなPR活動を展開しながら、ふるさとを離れ、そしてまたふるさとを思っている方々に少しずつまたご協力をいただいて、地域のまちづくりのために使わせていただければありがたいと、こう思っております。今後も寄附者の思いを実現するふるさとづくりに取り組み、より一層多くの皆様に当町を知っていただき、応援していただけるように町の魅力を寄附金の使途の事業別に具体的に情報発信をしてまいりたいと考えてございます。

次に、戸別所得補償制度の概要についてでございますけれども、平成22年度から実施されるこの制度につきましては、米の需要が減少する中、水田農業のてこ入れと経営の安定を図り、米以外の作物の生産を増大させ、自給率向上に取り組むための施策から成り立っております。

その内容としましては、大きく二つの施策がございます。

一つ目は「水田利活用自給力向上事業」で、水田を有効活用し、麦・大豆・米粉用米・飼料用米などの戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準を全国一律の単価で直接交付する仕組みとなっております。

この事業は、これまで需給調整に参加してこなかった農家も参加しやすくなり、配分された米の「生産数量目標」の達成にかかわらず交付の対象となっております。

二つ目でございますが、「米粉別所得補償モデル事業」でございまして、意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対し、定額部分として主食用水稻作付面積10アール当たり1万5,000円と、当該年産の米価が過去3年の平均価格を下回った場合に、その差額を基に交付単価を算定し、交付される「変動部分」から成り立っております。

なお、この所得補償制度でございますが、平成22年度はモデル事業となっておりますして、22年度の効果を十分検証し、23年度から本格的な事業として実施することとなっております。

以上のことを踏まえまして、当町におきましては、去る2月25日から3月17日までの間、平成22年産の水稻生産実施計画等の受付を行っており、その際に直接農家へ制度の説明をしながら実施しております。

また、この制度が効果的かつ有効的に活用できるよう、転作作物への助成を行うため、町単独事業として水田営農確立事業費479万9,000円を新年度予算に計上しておりますので、また、予算につきましてもご決定をお願い申し上げたいと思います。

以上3点申し上げましたが、詳細の再質問等につきましては、またそれぞれの具体的に担当課長等々から答弁してまいりたいと、こう思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 答弁ありがとうございました。

誘致企業、確かに景気も悪い、世の中の雰囲気冷え込んでいるというその背景を考えると、確かに難しいことだろうとは思いますが、ですが、こういった人口減少の地域である我が町の

ようなところというのは、その人口減少の食いとめの方策として、所得の向上を図る目的ですが、いろいろあるんでしょうが、一番よろしいのは各町民が起業して、健全な経営をするというのが一番よいことなんだと思うんですが、それはまた別な問題のような気がします。企業に来ていただくに当たっては、やはりそれぞれの企業がこういったことを望んでいるのかですとか、そういった密な情報、誘致活動というのが必要なんだと思うんですが、当然それにこたえるためにあっては、当然町の方の条例改正ですとか、そういったことが伴ってくるんだと思うんです。単に企業誘致にかかわらず、発生してくる問題点は多岐にわたることだと想像するんですね。ですから、そういう課を越えて克服しなくてはならないような問題が発生した場合には、やはりそこには専任の職員がおられるそうですが、やはり何人かのプロジェクトチームとして活動していく姿勢というのがおのずと必要になってくるんだと思ったわけです。

県は県で何か県として誘致企業に関しては活動なさっているようなんですが、県の方から情報を引き出す。それもいいと思うんですが、あくまでやはりどうなのでしょう、県とすれば県が持っている工業団地に誘致するというのが最終的な目的なのかなという気がしてなりません。そういう意味では、町は町で独自に動くしかないのかなというものの考え方に立っての質問でした。特にこの件に関しては答弁はいいです。

ふるさと納税制度について申したいことは、首都圏に限らず、対象の人を当町の出身の首都圏在住の方に限ったことではなくていいんだなという何か考えるんですね。そういう意味からすると、例えば当町出身で、八戸にお家を建てられ、アパートを借りて生活していらっしゃる方々もおるわけです。そういった人たちに対しての方が首都圏在住の方を相手に対象にするというスタンスとはまたちょっと違ったようなアプローチの仕方になるんじゃないのかなと思ったりするわけですね。そういうふうに考えますと、これは取ったり取られたりの何かそういうふうな方向に行っちゃう可能性があるような気がするんですよ。特産品で釣るというのはよろしくない言い方なのかも知れませんが、こういったことが日本中全自治体の流れになってきますと、少々何かそれなりの条件のいいところを渡って歩くような、そういった人たちが出現する現象が来ないのかなという心配があったんです。もちろん取ったり取られたりということですからもろ刃の刃ということになるんですが、ただ、特産物をその特典として差し上げる場合には、やはりあるちゃんとした規格のもとに選ばれたものが発送されなくてはならないんだろと考えられます。そうすると、やはりそういう農業生産のところの一番ベースになるところを整備していく必要があったりとか、さまざまな問題を含んで、後々にはさまざまな問題を掘り起こす要因になるんじゃないのかなという思いがありまして、質問にあげさせていただきました。

私が考えている今申したようなことが現実的なのかどうかは私はそうになったらやっぱりちょっと一生懸命本腰入れてやらなくちゃならないだろうなという思いでおりますが、そういう考えは町の当局の方にはありやなしや伺いたいと思います。

所得補償制度について伺いたいのは、賛否両論いろいろ世間で言われていることは承知しています。賛成の論者が申すような方向に行くのがよろしいのか、またそのネガティブなスタンスで発言される方もいっぱいいますよね。ただ、一つ戸別補償という制度を導入することによって、私が気になるのは、生産に対する意欲ですとか、品質のいいものを生産する。そういったスタンス、意気込みとかがマイナスの方にそがれていく要因はないのかなというそのところだけなんです。所得補償、戸別補償が農業全体を救うとは私は考えていませんけれども、その副作用として思わぬ想定外の方向性に農業経営というのが行ってしまうんじゃないのかなという危惧を持って質問しました。その辺の所見を伺いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、ふるさと納税でございますが、とにかく関東方面といいますが、中央の方に目を向けがちなところが私どももあると思います。今議員からもご指摘ありました八戸市にいる住民も相当町出身の方々がいると思いますし、今後そういう近隣を含めながら、またさらにPRをしていく必要があるなと思ってございます。それぞれの町村、特産品の一つはサービス合戦的なところは確かにあるなと。ここではそういうのが送られてくるとかあるわけですが、一つは、私どもも本来このふるさと納税、それぞれの特産品をいただくというのではなくて、本来の趣旨は自分が出身なり、自分に関係があるところを応援していきたいと、そういう意味合いがふるさと納税のはずだと思うわけですが、それぞれの自治体においてやはり少しでもふるさと納税を納めていただければという思いでそれぞれの特産品の恐らくPRも兼ねてだと思っておりますが、私どものところは今そこまでの部分はなく、当町のパンフレット等をまた広報等、そういうソフト的な情報提供をさせていただいているわけでございますが、私ども南部町達者村にまた思いがある方々、そういう方々に、またいわゆるまちづくりという部分もPRをしながら、1人でも多くの方々がまたふるさと納税を納めていただく方がふえてもらえるようにしていくことも大事だと思っております。

また、ふるさと納税に限らず、一般的に寄附金という形でもかなりの方々にまずご寄附もいただいております。選択はふるさと納税という扱いを希望される方とそうでない方もあるわけでご

ざいますが、非常に我々としてはありがたい浄財でございますので、しっかりとご寄附をいただいた方々に沿うような活用をしてまいりたいと、こう思っております。

それから、戸別所得補償制度でございますが、これは同じ農家の方々でも新聞、テレビ等を見ていると、やはり歓迎する方と果たしてそういう制度がいいのかという2者ございます。私も今国の制度初めてこれから取り組むわけでございますので、説明会の方は行ってございますが、一つは、生産意欲がなくなるのではないかと、議員ご指摘のとおり、そういう部分も補償してくれるのであればというちょっと甘い気持ちになる部分もないことはないと思います。その一方で、一つはまず安定した収入が得られるという部分を考えると、やはり経営する生産する農家からすると、一つは安心して農業経営ができるのかなという思いもしております。我々もこの制度、農家の方々も選択するわけでございますので、それぞれの経営に応じてどういう選択をされてくるのか、とりまとめをしながら、そしてまた大事なのはこの22年、次の年度に実施して、どういう農家に最終的に効果があったのか、また、デメリットはどういう部分があったのか、そういう部分をしっかりと検証していく必要があると、こう思っております。

今国の制度として動いておりますので、今は私もその制度を進めながら、町単独でもまた支援をしながら、いずれにしても農家の方々が少しでも安定した農業経営ができる、そういう体制をつくることのできるかどうかということが一番大事になってまいりますので、しっかり今後の経過を見てまいりたいと、このように思っております。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） こういうたとえ方というのはいいのかわかりませんが、戸別所得補償制度、例えばこういうことを考えるんですね。私は一応農業者ということにはなっているんですが、実は農業をやったことはありません。ですけれども、そういった立場から考えますと、例えば10町歩、20町歩、まとまった田んぼがあったとするじゃないですか。皆さん苗づくりから始まって、すごい苦労して田植えが終了します。収穫のときは大変な苦労するんですが、例えばこれを直まきにしますとか、そういった直まきで種をまいたとします。粗放農業という認知されつつある農法の分野がありますので、雑草なんぞは刈りませんよと。雑草なんぞはとりません、駆除しません。秋になって幾らかの米が多分実るんだと思います。無農薬でもよろしいのかと思います。最低限に経費を一切省いて、その上で、固定部分の1万5,000円でしょうか、どういう運用のされ方がなされるのかとよくつかみ切れないうところがあるので、ちんぷんかんぷん

なことを言っているのであれば、指摘してください。そうすると、それなりの規模の作付けをすれば、固定部分掛ける面積という金額が補償されたりするのであれば、私だったらやっちゃうかなという気がします。最低限の補償がそれだけあるんだったら。10町歩、20町歩、50町歩、100町歩とかあったら、それぐらい黒字になるんじゃないのかなという気がするんです。

ただ、農業の姿というのはそういったふうにあることは不幸なことだとは思うんですね。単に米をつくる、野菜をつくるという行為だけではなくて、それがやはり地域でつくっているさまざまな要素があると私は考えるので、そういうふうに変えていくことを私は望んではいないんですが、当町に限らず周辺町村、また日本中にだれかしら多分そういった収支決算のもとに事業を起こす方というのは出てくるんだと思うんです。そうすれば、そういったのがある階層の中でスタンダード化されてしまっている、何かすごく不公平な現象が生まれてきたり、それでもってそういったのがレーンの中に流れができてしまえば、当然そうじゃない農家のモチベーションのようなものも下がってくるような気がしてならないんですね。そういった部分を私は危惧しているわけです。

一番いいのは一生懸命やった人が、一生懸命やった、努力した度合いに応じてやはりちゃんと収入として補償されるのが私はいいと思うんですが、ちょっとそういうのはもう時代おくれなのかな、何か全然ちんぷんかんぷんなことを言っているのかなって思ってしまうような流れというのが想定できるところに危惧する気持ちが生まれます。願わくはそういった流れがこの町には流れないように修正を加えながら、運営していただきたいものだと思います。

以上です。答弁はいいです。

○議長（小笠原義弘君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

4番、根市勲君の質問を許します。根市勲君。

（4番 根市勲君 登壇）

○4番（根市勲君） おはようございます。私は今回、町内で運行されているながわ里バス、南部町コミュニティバス、スクールバスについて質問させていただきます。

私は合併して4年が経過した南部町の今後の課題の中で、交通ネットワーク、公共交通の利便性の向上と効率のよい運行は重要性を増してくると思っています。特に、高齢化が進んで運転免許証を返上したくても公共交通機関の利便性が現在以上に低下した場合、買い物、通院、通学等のいわゆる交通弱者と呼ばれているお年寄りの皆さんに、苦痛を与えない施策が行われなけれ

ば、町の中心部はともかく、山間部の小さな集落のコミュニティは崩壊してしまうと思い、そのような観点から５点のことについて町長の今後の方針、考えを聞かせていただきたい。

まず１点目として、それぞれの運行されているバスの運行費用、利用人員等について詳しい明細と１００円の売上を稼ぐために幾らコストがかかっているのか説明をしていただきたいと思います。

２点目として、現在取り組みが始まったばかりの八戸圏域定住自立圏構想の中で、市町村の境界をまたいだ広域的な運行は考えているのかどうか。

現在の状況はどうなっているのか説明をしていただきたいと思います。

工藤久夫君 着席

私は、定住自立圏の取り組みは地域内の中心部に住んでいる人も、一番奥の周辺部の不便な場所に住んでいる人も等しく行政サービスが受けられて、この圏域に住んでよかったなと思える行政サービスを提供することが大事なことでと考えておりますが、この点についてわかる範囲で説明をお願いします。

３点目として、「デマンド交通」と呼ばれているこれまでの路線バスともタクシーとも違う輸送手段が過疎地を中心に各地に広がっているようでございます。人口が減少して、地方のバス路線の廃止が相次ぐ中、新たな公共交通手段としてこのような方式を導入する場合の費用と効果を検討してはいかがでしょうか。

また、課題として考えられることはどのような点があるでしょうか。

４点目として、利便性は向上させながら費用を安く抑える方法として、別に考えていることがないでしょうか。例えば、福島県南相馬市の旧小高町の小高町商工会が運営する「おだかｅ－まちタクシー」の場合はデマンド交通と言われる運行でもドア・ツー・ドア型に分類される方式は福島県内のみならず、石川県や他の県でも取り組む自治体がふえているようであります。これとまた違う方式をとっているのが岩手県の雫石町で運行されている「あねっこバス」があります。いわゆるデマンド交通の停留所型と言えるやり方、またこの中間の方式が和歌山県の「みなベコミバス」でしょうか。いずれの運行方式も一長一短であると思いますが、今後の運行形態の方法として考えてはいかがでしょうか。

５点目として、今の運行形態でこのまま進めるにしても見直しをしてデマンド交通に改めるにしても、利用数の予測は今後５年、１０年、１５年、２０年後どのような推移をしていくのか、見解を伺

います。

私がこのような質問をする理由は、大きく次のような点です。現在のながわ里バス、南部町コミュニティバスを利用している方からの意見では、改善して欲しいという点、バス停まで歩いていくのが年をとって大変だという点、バスに乗り降りするのが年とっているから大変だという点、次の運行ダイヤの間隔が病院へ行くタイミングが悪いという点、買い物をして荷物を持って長く歩くのが年寄りは大変だという声、身体的に運転免許証を返上したいけれども、返上した後、足がなくなって不安だという点、返上しても安心できる交通弱者への対策を考えて欲しいという点。いずれにしても、行政にとって大事なことは常に住民が安心して暮らせるまちづくりであり、よいことは常に前向きに取り組んで、住民のために少ない費用で効果ある施策をローリングしながら行うことだと思います。町長の前向きな答弁を期待して私の質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市勲議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、5点になるわけですが、それぞれ担当部署も別々になる部分もありますので、順番がちょっと後先が逆になるかも知れませんが、お許しをいただいて、答弁の方はしっかりと細部にわたって答弁してまいりたいと思います。

まず最初に、多目的バスにおける現在の運行費用、これは企画調整課が担当している分野でございます。運行費用及び利用人数についてのご質問でございますが、多目的バスは道路運送法第4条に基づく一般乗り合い旅客自動車運送事業として定期路線運行を行っております。この定期路線運行を乗り合いバス事業者に業務委託しており、その委託額は約4,120万円ですが、この委託額には運行業務を委託している乗り合いバス事業者の収入となる多目的バスの運賃が含まれていないことから、実際の運行経費は委託経費から運賃収入を差し引いた分となります。本年度における運賃収入の見込み額が約460万円でございますので、運行経費は約3,660万円となるものと思われます。

次に、多目的バスにおける利用人数についてでございますが、4月から1月までの10カ月間で約4万2,000人の方々から利用をいただいております。運行路線別におきましては、三戸駅とバーデパークを結ぶ三戸駅線が約2万8,000人、福地地区を運行する麦沢線が約3,000人、桜木線が約6,000人、埴渡線が約2,000人、南部地区を運行する二又線が約3,000人という数字になってお

ります。

利用人数の推移につきましては、月を追うごとに増加してきておりまして、1月の利用者数は、本格運行を開始した4月の3,892人に比べ、4,747人とおよそ22%の増加となっております。また、昨年の1月と本年度の1月では運行本数の違いから単純に比較できませんが、今年度の運行本数が少ないにもかかわらず、ほぼ同数の利用者数となっております。

次に、定住自立圏構想での広域的な運用についてのご質問でございますが、現在圏域内の地域公共交通に関する連携施策として実施する八戸圏域公共交通計画を策定する会議を設立したところであります。この会議において、今後圏域内における公共交通のあり方や方向性などについて検討を重ね、計画を策定していくこととなります。

次に、デマンド交通の導入でございますが、利用者の予約によって運行を決定する新たな交通システムであるデマンド交通は、生活交通需要の薄い地域でも導入が可能であると考えられており、新しい地域の足として注目されております。デマンド交通は予約が入った停車地のみを経由することから、ドア・ツー・ドア的な運行可能になったり、事前予約により利用者がいる場合のみ運行するなどの効率的な運行ができるなどのメリットがある反面、利用者にとっては予約の手間が必要であったり、定時性がなく、停車地の到達時刻が変化するなどのデメリットもございます。

また、デマンド交通には迂回型や起終点固定型などのさまざまな運行形態がございますので、地域における需要を見きわめ、適切な運行形態を構築する必要があると思います。現在多目的バスが運行され、町内全域における公共交通が構築されたところであり、町民の公共交通に関する需要への対応について、どのような方法が最もよいのか、今後も検討していくことが重要であると考えております。

次に、多目的バスの利便性を向上させ、費用を安く抑える方法についてのご質問でございますが、本年度の運行ダイヤ設定において、利用者の少ない時間帯での運行を廃止したり、運行間隔が近い時間帯での運行を統合するなどのダイヤ改正や運行する車両を一部小型化するなどの経費削減に努めているところでございます。

また、来年度はながわ里バスとのアクセスの向上を図るためのダイヤ改正や利便性を強化するためのバス停留所を増設するなどによって、利用者の増加とともに、運賃収入の増額による経費負担の軽減を図ることとしてございます。

次に、今後の利用者数の5年、10年、15年、20年後の予測の質問でございますが、5年刻みの予測は困難でありまして、トータル的な予測としてではありますが、将来的に町の人口は減少して

いくことが予想されます。利用対象者数は減少することとなると思うわけですが、しかし、高齢化による交通弱者の増加やエコなどの環境に配慮したマイカーから公共交通へのシフトなども考えられることから、現在のような右肩上がりの利用の増加は見込めないと思われますが、おおよそ横ばい程度での推移していくものと予測しているところでございます。

次に、学務課の管轄になりますが、スクールバスも地区ごとに運行しているわけでございまして、南部町立小中学校の通学用のバス運行は地区ごとに異なっているのが現状でございます。福地地区は福地小学校・福田小学校・福地中学校の3校の児童生徒が通学時に業者へ委託したバスを利用しております。福地中学校の生徒は、登校時のみ、福地小学校、福田小学校の通学バスに乗り換えての利用となっております。

答弁が前後するわけでございますけれども、福地小学校・福地中学校の路線は麦沢を出発し、高橋・小泉を経由しており、平成21年度は児童53名、生徒2名が利用してございます。福田小学校・福地中学校の路線は法師岡から埴渡・田ノ沢を経由しており、平成21年度は児童27名、生徒6名が利用しております。

運行委託料につきましては、平成20年度では、この2路線の合計でおおむね839万円となっております。

その他に、福地地区では11月から3月までの冬季間に町が管理するバスを福地中学校の麦沢地区・法師岡生徒の下校用に運行しており、平成21年度は16名の生徒が利用しております。

名川地区でございますけれども、名川中学校・剣吉小学校・名久井小学校・名川南小学校のすべての小中学校が通学用のバスとして基本的にながわ里バスを利用してございます。名川地区においてはスクールバスは出してございません。通学時におけるバスを利用する児童・生徒につきましては、平成21年度は名川中学校158名、剣吉小学校18名、名久井小学校21名、名川南小学校28名となっております。

ながわ里バスのダイヤに登下校時間が合わない部分は、町が管理するバス及び民間タクシーを利用しております。平成20年度のタクシー運行委託料はおおむね42万円でございます。

次に、南部地区でございますが、通学時に南部小学校が町管理のバスを、向小学校は民間のタクシーを利用しております。南部小学校の路線は相内から諏訪ノ平駅を経由し、49名が利用してございます。向小学校では、二又から出発し、5名がタクシーを利用してございます。他の子供たちは徒歩、または親の送迎となっております。平成20年度のタクシー運行委託料はおおむね62万円となっております。

利便性を向上させ、費用を安く抑える方法として、現在、通学時に町の管理するバス、業者に

委託しているバス、民間のタクシーを利用している路線については南部町多目的バスで代替できる部分がないかの検討を進めております。バス停に安全帯を備えていないことや特に登校時の乗車定数の問題があることなどが明らかになってきておりまして、今後の検討課題となっております。

スクールバスにおきましても、今後の利用者数の見込みについては全校の児童生徒数が減少傾向にあるわけでありまして、徐々にスクールバスにおいては減っていくものと見込んでございます。

次に、総務課の所管になりますけれども、ながわりバスでございます。平成14年4月に運行開始し、利用者の利便を図っているところでございます。ながわりバスは、国及び県の補助金廃止や縮減で路線維持困難によるバス事業者の路線廃止などの対応策として運行しているほか、当時名川地区で運行されていた病院患者輸送バス、スクールバスを一元化し、通勤、通学、通院等で地域住民の足として利用されてきております。

現在、これらにかかる運行経費については、運行されるバス車両数が平日においては6台、土日祝日においては4台で運行し、乗務員数は平日が6名、土日祝日では4名で運行してございます。また、運行に係る年間の総走行距離数でございますが、約24万5,000キロで、年間の燃料使用量は約6万リットルとなっております。このため、年間の運行経費はおおよそ3,500万円程度となっております。なお、利用人員でございますが、1日当たり平日では470人平均、土日祝日では78人平均となっており、年間利用者数はおおよそ12万人となっております。

次に、利便性を向上させ費用を安く抑える方法でございますが、名川地区で運行している里バスにつきましては、現在、法光寺・上名久井方面、助川・横沢、鳥谷・鳥舌内方面、下斗賀・虎渡方面の四つの基本路線を運行してございます。バス停留所は名川地区内において、南部バスと併用している箇所もございますが、全部で81カ所設置されており、これにより名川地区内での交通空白地帯はほぼ解消されております。

また、助川・横沢方面、法光寺方面、鳥谷・鳥舌内方面では、バス停間で自由に乗り降りできるフリー区間を設定しており、特に山間部の利用者においては利便がよくなっております。今後は、多目的バスや青い森鉄道との接続をさらに充実させ、町内外の移動を活性化させ、地域住民の方々の便の向上を図りたいと考えてございます。

また、運行経費につきましても、バスが回送する走行キロ数を少なくするなど、効率をよくし、民間バスや鉄道、多目的バスとの接続の利便性を上げることによって、利用者数の増加による費用対効果で運行経費を抑えていきたいと考えてございます。

また、里バス等の利用者数の予測でございますが、平成14年の運行開始から約8年が経過しておりますが、その間、達者村の開村や新幹線開業のほか、名川地区内の三つの中学校が統合したことなどにより、運行路線変更を毎年行うなどし、実情に即した運行をしてきました。ながわ里バスは、地域住民のニーズにこたえながら、毎年ダイヤ改正を行うなどし、運行開始の平成14年には約7万2,000人の利用者があったのに対し、ピーク時の平成18年には約14万人まで利用者が伸び、確実に地域住民の足となってきたことがわかります。平成19年からは、少子化の影響もあり、学校へ通う生徒・児童数の減少から徐々に利用者数は減少してきており、現在は先ほども申し上げましたおおよそ12万人の利用者となってきております。

今後は生徒・児童数の減少が見込まれるわけでございますが、高齢者においては増加傾向が見込まれるわけございまして、トータルでは利用者数においては横ばい傾向を予測してございます。今根市議員さんからも高齢者の方々、いろいろ町民の声あるとお聞きしました。このバス運行につきましては、本当に難しいパズルを毎年組み合わせしている作業でございます。同じ路線から1人の町民の方からこの時間帯をもっと早くしてくれと、こうなると、今度は別な位置から乗る方々からは、前の時間帯がよかった、なぜ直したんだと。さまざまな、それぞれの住民の方々もそれぞれの立場といたしますが、意見で要望をあげてくるわけでございます。こうなりますと、路線がまたバス便が何便あってもこれはもう追いつきません。今名川地区におきましても、14年前まで、そしてまた合併した旧3地区におきましても現在のバス運行があったでしょうか。全くない中で行われてきております。そのときに比べますと、非常に利便性が高いまさに子供たちから高齢者までの利便性の確保のバスを運行しているわけでございます。

我々もただ、今後もやっぱり見直しをしていかなければならないのは、一つは、名川地区はスクールバスもなくし、患者輸送バスもなくして、一つの里バスで運行してございます。そこへ子供たちが乗っている。福地地区はスクールバスと多目的バス、また町のバス、そういう三つの運行形態がございます。また南部地区においては多目的バス、またスクールバス等があるわけでした、できればこれを一元化できるように関係課でも、これはずっと検討してきてございます。一元化することによって不便を感じる方々も当然出てくるわけでございます。そういう方々が多くならないようにするためにどうすればいいか。

また、その中で経費、ここがどのくらい削減できるのか、こういうことも運行した当時からまず検討してございます。これはもう常に運行していく上で永遠の課題になり、また毎年見直しをすることになります。電車の青い森鉄道の時刻が変わりますと、当然バスの時刻も変えなければならない。今高校生たちが通学する場合に、その列車に合わせたバスの運行も行っているわけで

ございます。電車のダイヤ改正があると、我々も改正をしなければならないと、それによってまた途中で乗り降りする方々が前の方がよかったとか、いろいろあります。すべての施設に一つの路線バスが間に合うようなことは不可能なわけございまして、私どもも利便性がある、例えば病院、駅、公共施設、そういう部分には学校等の時間、こういう部分に合わせて運行しているわけございまして、通学に合わせると当然早い時間に一般の方々も乗らなければならない。また、じゃあその次に違うバスの便を出すとなると、今度はその時間帯によって乗車数はどうなっていくのか、当然我々は経費も考えなければならないわけございまして、そういう部分もろもろをトータルしながら、当然税金も使わせていただいているわけでございます。そういう部分も削減しなければならない。そしてまた、大きな弱者に対する利便性が低下してもならない。

ただ、すべての方々の要望にこのバスというのは無理があるわけでございます。そういう部分で我々もできる限りある区間においては停留所じゃなくても、自宅の前で乗り降りできるような、そういう改善もお金をかけないで利便性を高める。こういうのも取り組んでございます。そういう意味で、私は特にまだこれから高齢化が我が南部町も進んでいくわけございまして、しっかりとそういう方々の足は当然確保していくことがまた私は優しいまちづくりの一つであると、こう思っております。

デマンド運行につきましても、いろいろ一長一短もございます。そういう部分もさらに検討を深めて、よりよいバス運行に取り組んでまいりたいと、こう思いますので、今後ともまた議員の皆さんからもいろいろなご指導をお願い申し上げたいと思います。

また、細部説明等の場合には、それぞれ担当課で抱えている課題等もあると思いますので、また再質問につきましては担当課長の方からも答弁していきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。

○４番（根市勲君） なし。

○議長（小笠原義弘君） 以上で根市勲君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前11時06分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時18分)

○議長(小笠原義弘君) 14番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

(14番 工藤久夫君 登壇)

○14番(工藤久夫君) 私は、今定例会で町の財政について質問したいと思います。質問に先立って、最近感じていることを自分なりに少し話をさせていただいて、本題に入りたいと思います。

西塚芳弥君 着席

二、三日前のデーリー東北新聞のハローワークの求人欄を見て改めて感じたことですが、いろいろな職種の条件を見ますと、こんなにこの地域では給料が下がっているのかなと、こんな給料条件で働いても生活していけるのかなと改めて現在の雇用環境の厳しさについて考えさせられました。

全国47都道府県の中でも最も求人倍率、失業率が悪く、所得レベルも下から一番目か、二番目に位置する青森県の中で、私たちの住むこの町が少しでも希望の持てる町になるようには、どのような行政が必要かと思うときに、町長は1月に無競争で再選されたわけですが、現在の町の状況を見ますと、だれが町長を務めるにしても、非常に厳しい状況が続いており、ご苦労をかけることだなど、これからも町のかじ取りをよろしく願いますよというエールを送りながら本題の質問に入りたいと思います。

まず1点目として、今までの町の財政の歳入歳出に占める自主財源の比率の推移と今後10年ないし20年ぐらい先の予測の数字があればどのように考えているのかお尋ねします。

2点目として、役場の職員の定数は住民何人に1人ぐらいが適正と考えておられるのかお答え願います。あくまでも一般行政事務にかかわる職員の数という基本的な考えでお答えを願えれば幸いです。

次に、3点目として、私は今後この町の人口は恐らく10年後で15から20%減少、20年後は30から35%ぐらいの減少が見込まれ、恐らく20年後は1万5,000人ぐらいに落ち込むのではないかと予想されるわけです。役場内の特別職とか、管理職の定数の見直しだとか、組織の大幅な簡素化というのは、避けて通れない課題だと思いますが、具体的な思いや数字の目標などがあれば示していただきたいと思います。

4点目として、国の新年度の予算を見ますと、何とか来年度平成22年度の予算は工面できたわけですが、平成23年度以降の国の予算編成を考えますと、大幅な歳入不足が見込まれ、いよいよ地方へのしわ寄せは大きくなるのが容易に予想される状況になってきました。したがって、今までは地方自治体の歳入不足は国が責任を持って交付税で措置しますよという地方財政法とか、財政法の考えを信じているだけだと甘い期待に終わってくるような気がします。あくまでもこれからは、自分の町は自分で何とかするというのが全国どこの自治体にも強く求められるように思います。一般質問の通告では、この町は高負担、高サービスを目指すのか、低負担、低サービスを目指すのか方向性をお尋ねしたわけですが、多分答えは、「常に最低の負担で最高の行政サービスを目指すのが行政だと」町長はそういう答えをなさるのではないのでしょうか。しかし、実際現実を考えますと、どういう方向を目指すのかお考えをお聞きしたいと思います。

最後に、5点目として、国や県からの交付金、補助金に頼らなくても自立できる町の財政を確立するための考え方、具体案があれば示していただきたいと思います。

文章に書いてみれば今のような質問になるかと思うんですが、自分でもこれを読み返してみますと、答える立場の町長はどう考え、どう答えるのかなと、難しいことを聞いたのかなと思ったりしています。しかし、町民に対して暗いトンネルの中でも先に明るい希望が一筋でも二筋でも持てるような町の方向というのを考えて答弁をお願いしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

一部私の答弁もしていただいたような部分がありますが、私どもの考え方をしっかりと答弁させていただきます。

まず初めに、今までの自主財源の総額と歳出に占める比率についてのご質問でございますが、町村合併後の平成18年度から平成20年度までの自主財源の総額及び比率につきましては、普通会計決算額としまして、平成18年度23億8,700万円、歳出総額が97億8,500万円でございます、比率としましては24.4%を占めてございます。次に、平成19年度は24億9,800万円の自主財源に対しまして、100億7,000万円の歳出総額であります。24.8%を占めております。次に、平成20年度でございますが、25億1,000万円の自主財源に対しまして99億3,800万円の歳出総額で25.3%とな

っており、年々自主財源が増加はしておりますが、これは国の税制改正により所得税から地方税である住民税への移譲による町税増が主な要因となっております。

続きまして、今後10年、20年後の予測でございますが、平成21年度の決算では更なる景気の悪化に影響されて、税収が大幅に減収となる見込みとなっております。自主財源につきましても同様に前年度比で1億7,000万円減の約23億4,000万円となるものと見込んでおります。対しまして歳出総額は特定財源であります国からの経済対策交付金を充当しての事業を実施していることから、115億円が見込まれ、比率は相対的に20%まで落ち込むものと見込んでございます。これは歳出の分母によってパーセントが大きく影響するわけでございます。

また、平成22年度以降の自主財源につきましては、将来にできるだけ負担を残さないという思いから、財政調整基金及び減債基金の繰り入れを見込んでございません。さらに減額となり、約22億円前後で推移するものと想定しております。歳出総額にしましては、人件費や公債費の減少によりさらなる減額が見込まれることから、10年後の平成30年度においてもおよそ20%から25%前後を想定しているところであります。

さらに20年後の平成40年度につきましては、12年後の平成32年度までしか現在財政推計はございませんが、正常な自主財源の伸びる要素としての税収増が現在見込めない状況でありますので、自主財源は減額として推移するものと見込んでおります。同時に、歳出総額も年々減少を見込んでおりますので、比率的には大きく変動はしないものと想定してございます。

次に、職員定数等の適正数値についてのご質問でございます。現在、本町の職員数でございますが342名、これは普通会計、病院等も入っている数字でございます。普通会計だけでいくと234名ほどが21年度実績になろうかと思えます。18年度から21年度までを計画期間とする集中改革プランと19年度から23年度までを計画期間とする行政改革大綱において毎年度の計画値が掲げられております。集中改革プラン及び行政改革大綱による18年度から22年度までの4月1日現在の職員数であります。22年度は見込みの数値になりますけれども、いずれの年度においても実績値が計画値より下回って目標を達成してございます。計画以上に職員数の削減をしてきているという状況でございます。

集中改革プラン及び行政改革大綱における職員数の数値であります。この数値は合併10年後である平成27年度までに普通会計の職員を191人にする設定数値でございます。合併当時は260人の普通会計でございましたけれども、その計画に今沿って行っているところでございまして、先ほど申し上げました計画以上に今削減を行いながら取り組んでいるところでございます。

集中改革プランは本年度で計画期間が終了いたしますが、行政改革大綱は23年度までに計画期

間が残ってございます。また、24年度からの5年間は新たな行政改革大綱が始まることとなっております。先ほど申し上げました27年度に普通会計の職員数で191人という数値は次期の行政改革大綱に掲げられることとなります。そしてまた、類似団体の職員数でございますが、職員数は191人、私どもの掲げている数字と同じであります。本庁の場合、分庁舎方式を取り入れております。私どもが今日まで調べた類似団体は1庁舎方式、そういう部分の数字となっておりますので、分庁舎方式を今後も維持していくということになれば、現在の191人という数字が妥当なのかどうか、極端に住民の方々に影響が出る数字になるのか、これをまた再度検討しながら、適正数を出していきたいと、こう思っております。

次に、組織の簡素化に関する目標についてでございますが、現在本町の特別職は、副町長が2人、教育長が1人となっております。また、管理職につきましては、管理職手当が支給されている職員ということで申し上げますと35人となっております。本町の組織について申し上げますと、町長部局において11課、1室、1課内室、30班及び17出先機関となっております。教育委員会部局においては、2課、1課内室、4班及び8出先機関となっております。議会部局においては、1事務局2班。農業委員会部局においては1事務局2班となっております。このような状況の中で、現在の組織体系を現在も現状維持をしていくのかということは非常に困難であると想定されるわけでございまして、職員数の適正数、また課長級、特別職、そういう部分も当然今後見直しを図っていかなければならないものと、このように考えてございます。

続きまして、負担とサービスの方向性についてでございますけれども、基本的には低い負担で高いサービスを提供していくことが最も理想的な形なわけでございますが、しかしながら、南部町のみならず、全国の地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい財政状況でございます。低負担・高サービスは現実的には非常に難しいものであるということをご理解もいただけるものと思います。先ほど、22年度予算においてもできるだけ将来人口も減っていく推移でございます。そういう中でできるだけ将来に負担を残さないように財政調整基金、減債基金、ここにできるだけ22年度は手を入れないで、その中で事業をしていきたいと、こういう22年度の予算案でございますので、必然的にどういう部分がサービスの中で負担もいただかなければならないか、こういう部分も今後は当然出てくると思いますけれども、そういう中で将来に向けての行政のサービスについて一律に負担とサービス水準を決めることは困難でございます。これは行政サービスの一つの側面として住民福祉的な部分もございます。一概に水準を定めることができないものであります。ただし、町行政改革大綱にも改革事項として受益者負担の適正化があり、また負担についてはサービスに要するコスト縮減に努め、負担の公平確保や受益者負担の原則にのっとり、サ

ービスに応じた適正な水準での設定・見直しに努めることとしてございます。

地方分権によりまして、市町村の役割が増加し、今後も増え続けることが見込まれる一方、これらに係る財源が伴っていないことも事実でございます。行政サービスに応じた適正な負担は公平に負担していただかなければならない、そういうことも考えてもらわなければならないと思います。

また、行政サービスにつきましても、行政がすべて行うのではなく、町総合振興計画の基本構想の一つでもあります「協働と参画により町民が主役となるまち」を目指したまちづくりを議会や住民の皆さんと話し合いながら、行政は支援していくこととして、今後の方向を示してございます。

平成21年度におきましては、町道清掃作業を地区住民が行い、対価としまして謝礼や自動車の借上げ代を支払う事業や農道整備における補修用材料の支給を受け、受益者による施工等が行われ、経費削減の一助となっております。これらの協働作業を広め、地区や町についてできることは自分たちでも行うことも重要であると考えてございます。

次に、依存財源に頼らない財政についてでございますが、いわゆる国・県からの交付金、補助金に頼らない自立した財政運営ということでございますが、財政的な自立を示す指標としまして財政力指数がでございます。これは普通交付税の算定基礎となる数値であります。町として標準的に徴収し得ると考えられる税収入を一定の方法によって算出した額「基準財政収入額」を合理的で妥当な水準で行政活動を行っていくためにも必要最小限とされる経費「基準財政需用額」で割ったものでございまして、1に近いほど財政力が強い、1.0を超えた団体には普通交付税は交付されないこととなっているわけでございます。

南部町は平成21年度では、0.278と低く、財政自立には非常に厳しい状況となっております。県内の市町村でこの1.0を超過している団体は、原発関連施設に係る税収の多い六ヶ所村と東通村の2村でございます。また、北海道、東北、北陸地方における自立可能市町村は仙台市に隣接し、人口が急増している富谷町を除いてすべて原発関連施設のある市町村に限られているのが現状でございます。

国の三位一体改革による平成19年度の税制改正では所得税と住民税の配分割合が改正され、町における町民税が前年の4億2,000万円から5億6,600万円と1億4,600万円ふえましたが、同時に所得譲与税が削減となり、トータルとしましては200万円しか増額にならなかったことがございます。このように、現行の行財政制度のままでは、住民税総額が少なく、税収基盤の弱い自治体は地方交付税に依存せざるを得ないというのが現状でございます。

依存財源に頼らない自立を目指す場合、二つの施策を連動させながら行わなければならないわけですが、１点目としまして、新たな歳入の確保、もう１点としまして、歳出の削減が考えられます。歳出の削減につきましては、経常経費の削減はもとより、すべての事業についてむだな部分がないか総点検を実施し、一步踏み込んだ削減を進めると同時に、新たな歳入の確保になりますと一朝一夕には成し得るものではありませんので、議会や住民の皆さんと話し合いながら、負担のあり方も探り、検討していかなければならないものと考えてございます。

私どもはやはり歳入歳出を行っていく場合に、やはり歳入とのバランスをしっかりと考えていかなければ将来の南部町の財政というものは健全を保てなくなるわけございまして、いろいろな当然ご要望がある、そういうときに、「すべてこれもやりましょう」と言えば、いい町長の部分があるんでしょうが、将来に向けて責任を持って現在の財政を行っていくと。そして大きな負担を将来に残さないというのも長としての責任でもあるわけでございます。ただ、工藤議員さんもおっしゃってありました何もできない、これは全く夢もないまちづくりになるわけございまして、そうならないように、やはりこの事業はこれはお金がかかってもやっていかなければならない。こういうものはしっかりと私どもも取り組んでいきたいと思ひますし、そしてまたそういう事業を行えるようにするために、我慢していただく部分とメリハリをつけながら、取り組むことが大変大事だと、こう思っております。私も今職員の削減計画以上に進めております。今財政が何とか借金を減らし、少しなりとも貯金をふやす。この形も職員の人件費が大きな要因にもなっております。今後さらに削減をしていかなければなりません。ただ、そのことによって、住民に与えるサービス低下にもならないように配慮をしていかなければならない。そういう部分を総合的に判断しながら、またご意見をいただきながら、しっかりと町民の皆さんが将来我々南部町が本当に今後も安心して南部町としてまちづくりが自立していける、そういうまちづくりを進めてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしく願いを申し上げ、また、再質問等、細部等については担当課長等がまた詳しいわけでございますので、答弁してまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） 今回この質問をするに当たって、私も何回かまず総合振興計画という厚い概要版から見たんですけれども、何ぼ見てもその目標の具体的な数字があんまり入っていないんですね。悪く言えばどこの市町村にも当てはまるような玉虫色的な文章が、文言が並んでいる

けれども、じゃあこの町はこういうふうにやるんだという具体性に富んだ書き方じゃないという表現でなかったような気がしますよね。今確かに厳しいのはわかるし、私らも商売であれば入ってくる金に合わせた金の出し方をやらないと企業はもたないということで、民間の企業というのはもっともっと厳しいことを今やっていると思うんですよ。

例えば、この間私の知り合いの会社の社長が、1人か2人求人出したら、半日で問い合わせが30何人から来て、あわててハローワークに行って「とめてけろ」と。それぐらい今この求人社に対して仕事を求めている人が多いんだというのを改めて感じているんですけども、そういうことを考えれば、一つはこの間民主党政権になってから、仕分け作業というのをやったわけですね。あれをやった結果を見ていますと、ちょっと極端すぎる部分もあるわけですけども、この町でもある意味ああいうたぐいのちょっと情報が公開されるような場所でそれなりの有識者の意見を聞きながら、今までの行政がやってきたことをゼロから見直しして、これは本当に必要なんだというのを議論する。そういうのも1年に1回か2回はあってもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺に対する考え方はどのようにお考えか。

また、どこの自治体でも本当に景気が悪くて大変だと思うんですけども、具体的に雇用をふやすとか、働く場、あるいは特産物でも何でもいいですけども、観光でも何でも、今までよりも町民の収入がふえないことには税収は上がらないということは間違いのないと思うんですけども、こういう町ではこういうことをやってうまくいっているみたいなんだよというのは探せば何ぼ不況でもあると思うんですけども、そういう参考にするような自治体の事例があれば、その辺をちょっとお答え願えればなと。

それから、あと今これはこの町だけが努力してもなかなか大変だと思うんですけども、私が一番こう今国の税収とか、財政のことを見ていますと、平成22年度の予算は埋蔵金なるものを全部はき出して、何とか辛うじて予算を編成したと。23年度以降というのは大幅に赤字国債を発行するか、あるいは消費税とかそういうのを上げるか何かしないと今までの支出に見合ったのは絶対確保できないと思うんですよ。そうすると、この一番おそれるのは、国も金ないんだから、地方はこれで我慢なさいよって、今まで当たり前だと思って交付金でもらっていた、あるいは臨時財政対策債だって起債を認めていたのを大幅に絞ることがないのかなと。そういう事態になったときに、ここの町はどう生き残るんだということをそろそろ真面目に考えておかないと、全国どこの自治体ももたなくなるんじゃないかなという不安を持つんですけどもね。その辺、非常に答える方もつらいと思うんですけども、やっぱり考えておく必要があるんじゃないかなと思うんですよ。そこの考えを聞かせてもらいたい。

それから、これは町長にお願いですけれども、町長はよく「キャッチボール対話」という言葉を使います。2万何千人の町に町長は1人なわけですから、全員とキャッチボールするたって到底無理なわけですから、やっぱりキャッチボールでも何のプレイでも下手な人と上手な人があれば、やっぱり上手になればなるほど名選手になればなるほど、とりにくい球も受けにくい球も受けなければならないし、投げにくい場所にも投げなければならないと。その辺を時間の許す限りみんなの意見を聞きながらやってほしいと思うんですよね。

それはどういうことかということ、やっぱり昔戦後私ら、どこの集落でも小学校しかなかったの、中学校をつくるとかということ、みんなそれなりの集落の人が自分の財産、土地でもお金でも出して学校もつくった。いわゆる役場の金に頼らないで何でもやってきたという経緯があって、それを何でもかんでも役場がやるものが当たり前だというふうになってきているようなところもあるんですけれども、それもまた住民の力を借りながら、支出を抑えるとか、住民の自治会みたいなところでできるのはこれはもう行政としてはやめるよという決断も必要になるかもわからないし、その辺の考えを方向としてやっぱり目標につけて、ほかはこうだけれども、ここは厳しいことを言っているけれども、生き残るために必要なんだという説明をすれば、町民は理解する部分もあるのかなと、そんなことを考えながら今回の質問に臨んでいるわけですから、答えられる範囲で答えていただいて、そうすれば昼ごろには終われるかと思います。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、国が仕分け作業を行って、非常に関心度が高かったわけでございます。非常にわかりやすくといいますか、いいという評価もありますし、そうでない評価というのでも聞いたりしているわけで、今まで、こういうことが国でもなかったわけございまして、そういうことから考えますと、恐らく今後仕分け作業はそれぞれの地方自治体においてもそういう議論が出てくるなというふうに感じておりました。私どももどういう形でこう進めていけばいいのか、ここは検討させていただいて、議員の皆様方ともいい部分というのは私どももしっかりと取り入れていくべきだと、こう思っておりますので、今後前向きな中での検討をしていきたいと思っております。

まず、国においても当然政権が民主党に変わったわけございしますが、いずれの政権だとしても恐らく22年度予算を編成するには大変厳しいのではないかなというふうに私は感じておりま

した。そういう中で、現政権も今までにない子ども手当全員支給、または高校生授業料の無料化、こういう部分が出てきたわけでございます。ただ、実際政権になったときに、思うように財源がないというのも現政権も気づいたために、私は暫定税率においても、これは町村会においても道路整備をしていく上においては、予算がなくなれば当然我々にも道路財源が来ないわけですので、ここはお願いをした経緯はあるわけでございますが、そういう歳入の部分のいわゆる税収の確保、これは23年度、相当な景気回復がない限りは子ども手当にしても、22年度は半額ですが、来年度からは満額ということになれば、それだけでも数兆円という金額になってくるわけでございます。我々もそういう国からの交付税を含めながら補助金等が今後は減っていくだろうというそういう見通しの中で、町の財政というのも考えていかなければならないと思ってございます。

原口総務大臣は、地方交付税はふやしていくと、22年度は若干ふやしていただけるようでございますが、本当に今後23年度以降、その国の税収が本当にそこまで回復するのかどうか、我々も逆に厳しいという部分を見据えて、南部町の予算を組まなければならないということから、先ほども申し上げました22年度財政調整基金、減債基金、ここは当初予算にはまず手を入れないで、その中で何とかまちづくりをしていきたいと。ただ、そういう中にも防災無線等、5億2,000万円の工事費もあります。その分が今回ふえたわけでございますが、その分しっかりと国の方からも今歳入として入ってきますので、まず大体見通しができる22年度の予算計上にしたつもりでございます。

町としても歳入をいかにふやしていくかというのを考えると同時に、なかなかそれが現実的に厳しいとなったときには、いかにやはり歳出を減らしていくか、これを考えなければならないわけございまして、常に歳出と歳入のバランスをしっかりと頭に入れながら、取り組みをしてまいりたいと、こう思っております。

それから、キャッチボール対話でございますが、私も名川町長時代からこのフレーズは言い続けてきたわけございまして、いろいろな会合にとにかく時間が許す限り出かけるようにし、町民の声を聞くと。出かければ出かけるほど、いろいろな意見も当然聞いてくるわけでございます。これは非常に大事な部分だと思ってございますので、ただ、今まで物足りない部分もあったろうかと思いますが、本当に特に土曜、日曜というのは一気にそういう会合が多いものですから、何カ所も遅刻をしながらでも行って、意見を聞いております。下手な投げ方を私もしていることもあるだろうと思いますが、できるだけまたわかりやすい、そういう対話を続けながら、そしてまた、いろいろな部分に私自身は入っていきますので、当然情報も一番早く入ったりするわけでございます。遅い部分もあろうかと思いますが、今回再選をさせていただきまして、今後そ

れぞれの課長たちも今後は積極的に出ていくような体制にしていきたい。これは決して私が自分の時間の休みをとるというのではなくて、課長たちも行って、いろいろ聞いてくる。これはそしてまた関係がある課だけが、課長がそこに行くのではなくて、いろいろな範囲の意味で、今後4月以降からはそういう部分も割り振りをしながらしていきたいということを課長会議でも申し上げました。そういう部分で私ども、課長職を含めながら、しっかりと、町民の声を聞き逃さないように、また、当然議員の皆さんはそういう町民を代表して選ばれた議員さんでございまして、町民の声も代弁しているわけでございます。そういう議員の皆さんのご意見というのもしっかりお聞きをしながら、一緒になって南部町の発展に取り組んでまいりたいと、こう思いますので、今後ともひとつよろしくご指導をお願い申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤久夫君の質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

.....

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

3月9日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後0時01分）

第27回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成22年3月9日（火）午前10時開議

- 第 1 報告第1号 専決処分した事項の報告について
専決第12号 工事請負契約の一部を変更する契約の締結（南部町浄化センター（仮称）土木・建築工事）
- 第 2 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第1号 平成21年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 第 3 報告第3号 専決処分した事項の報告について
専決第2号 工事請負契約の一部を変更する契約の締結（南部公民館建築工事）
- 第 4 議案第1号 平成22年度南部町一般会計予算
- 第 5 議案第2号 平成22年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 6 議案第3号 平成22年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 7 議案第4号 平成22年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算
- 第 8 議案第5号 平成22年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 9 議案第6号 平成22年度南部町老人保健特別会計予算
- 第 10 議案第7号 平成22年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 11 議案第8号 平成22年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第 12 議案第9号 平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 13 議案第10号 平成22年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算
- 第 14 議案第11号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 15 議案第12号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 16 議案第13号 平成22年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 第 17 議案第14号 平成22年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 18 議案第15号 平成22年度南部町工業団地造成事業特別会計予算
- 第 19 議案第16号 平成22年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第 20 議案第17号 平成22年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算

- 第 21 議案第18号 平成22年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 22 議案第19号 平成22年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 23 議案第20号 平成22年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 24 議案第21号 平成22年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 25 議案第22号 南部町農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 26 議案第23号 南部町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議案第24号 南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議案第25号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 議案第26号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 議案第27号 南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 31 議案第28号 南部町立名川町民ホール条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 32 議案第29号 南部町運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 33 議案第30号 南部町立保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 34 議案第31号 南部町道路線の認定について
- 第 35 議案第32号 南部町道路線の変更について
- 第 36 議案第33号 指定管理者の指定について（南部町名川センターハウス）
- 第 37 議案第34号 南部町と八戸地域広域市町村圏事務組合との間の火薬類取締法に基づく事務の委託について
- 第 38 議案第35号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 第 39 議案第36号 平成21年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 第 40 議案第37号 平成21年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第3号）
- 第 41 議案第38号 平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 42 議案第39号 平成21年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第 43 議案第40号 平成21年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 44 議案第41号 平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 45 議案第42号 平成21年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 46 議案第43号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 第 47 議案第44号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 第 48 議案第45号 平成21年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 第 49 議案第46号 平成21年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）
 第 50 議案第47号 平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企画調整課長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君
税 務 課 長	八木田 良 吉 君	住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環 境 衛 生 課 長 補 佐	工 藤 満 君
農 林 課 長	岩 館 茂 好 君	農 村 交 流 推 進 課 長	小笠原 覚 君
商工観光課長	大久保 均 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君

会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君	名川病院事務長	坂 本 好 孝 君
老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君	市 場 長	佐々木 博 美 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
主 事	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第27回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時02分）

報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、報告第1号、専決処分した事項の報告について、専決第12号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結（南部町浄化センター（仮称）土木・建築工事）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長補佐。

○環境衛生課長補佐（工藤満君） 報告第1号、専決処分した事項について報告いたします。

南部町浄化センター（仮称）土木・建築工事の変更契約について、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定について第2号に該当するので、次のとおり専決処分しました。

専決処分第12号、専決処分書、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定について第2号の規定により、南部町浄化センター（仮称）土木・建築工事請負契約の一部を変更することについて、専決処分する。平成21年12月3日。

工事の内容といたしまして、1、工事の表示（1）名称、南部町浄化センター（仮称）土木・建築工事。（2）場所、南部町大字沖田面地内。2、変更前請負代金、4億6,886万2,800円。3として追加請負代金、220万9,200円。4、契約の相手方、田名部・堀内特定建設工事共同企業体、代表者、八戸市石堂二丁目11-21、株式会社田名部組、代表取締役、田名部智之。

変更率が0.47%で、軽微な変更として専決処分できる事項の5%以内となっています。

変更の内容といたしまして、2点ほどの変更がありました。1点目として、本工事の埋め込み

管、箱抜きについて、後工事の機械及び電気設備工事の設備設置の整合性及び施行性を図るため、数量、位置を変更しました。２点目として、汚水を受ける流入槽及びポンプ井。ポンプ井とは、汚水を貯留し、汚水処理の槽へ送り込むポンプの槽のことをいいます。それぞれ２層設置されておりますが、平成23年４月供用開始する予定の地域が一部となることから、流入槽及びポンプ井をそれぞれ１層使用するため、その仕切りに必要な角落とし等を追加しました。

以上であります。

川守田稔君 着席

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） この契約の相手方の田名部・堀内特定建設工事共同企業体っていう組織が、何か前に聞いた時は堀内さんが辞退して、田名部さん一本でやるというふうに聞いたような記憶があるんですが、この共同企業体は現在もそのまま生きているんですか。それとも、契約上はもう単独の会社になっているんですか。そこをちょっと説明してください。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長補佐。

○環境衛生課長補佐（工藤満君） 堀内工務店が解散しまして、今は、田名部組が構成１社として共同企業体となって進めております。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） 今の説明だとその共同企業体は、今も生きたまま存続しているということですね。前に説明を聞いた時は、降りたから田名部組１社が残ってやっているっていうふうに私らは説明を聞いたように気がするんですけど、そうじゃないんですね。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 私の方から。当時、今、工藤議員がおっしゃったように堀内さんのほうが解散された時、全員協議会で1回説明されているようございまして、当時の課長、財政課のほうでそれを説明しているというのがありまして、共同企業体という名前は契約上、そのまま残るということだそうでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第1号を終わります。

報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて専決第1号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 4ページでございます。報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて。

処分理由、損害賠償請求住民訴訟事件に関し、弁護士に対しての委託業務が発生し、平成21年度南部町一般会計予算を補正する必要性が生じ、この補正に特に緊急を要したため、専決処分したものでございます。

次のページ、5ページをお願いします。専決処分第1号でございます。平成21年度南部町一般会計補正予算（第6号）。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ93万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,205万1,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正でございます。

9ページをお開きください。歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管

理費に93万5,000円、13節委託料に弁護士委託業務として93万5,000円を追加したものでございます。上の段に歳入として地方交付税を一般財源分として93万5,000円充当するため追加してございます。

7ページへお戻りください。第2表の債務負担行為の補正でございますが、弁護士委託業務につきまして、平成21年度から22年度まで債務負担行為を設定するものでございまして、着手金93万5,000円、報酬186万9,000円、来年度分でございますが、合わせて208万4,000円を債務負担行為として補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず、処分理由の中に「損害賠償請求住民訴訟事件に関し」とありましたが、いつ、どういうことがあり、どうなったので訴えられたのか、その内容、時間的経過を具体的にお聞きいたします。

また、これは町長の説明にあったかと思いますが、ことし1月22日に行われた、第1回口頭弁論はどのように行われ、どうお答えになったのでしょうか。

また、これからどのようになるのか、まずお聞きいたします。

工藤幸子君 着席

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） ただいまの質問についてご説明申し上げます。

訴えられている内容につきましては後ほど建設課長の方から説明がありますが、私の方は裁判の担当の方でございまして、11月6日付で書類が出されております。そして、11月24日付で変更の書類が出されてございまして、これが12月1日付で青森地方裁判所のほうから私の方に書類が届いて、12月2日付で受付を行っております。それで、行政訴訟でございますので、専門性がかなり強いということで、私の方では、弁護士さんに依頼する、それで、弁護士を選定するに当たりましては、県の町村会のほうにご相談申し上げまして、県の町村会の顧問弁護士となっております。

す沼田法律事務所、青森市でありますけれども、この方をお願いをし、裁判に関することについて委任状を提出して、お願いをしてございます。

第1回の口頭弁論につきましては、訴状のことについて認めるか認めないかという書類を提出することになっておりましたので、その件につきましては、うちの方としては認めませんよということで回答してございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） もう少し詳しくお聞きしたいので、今質問するわけですが、町の皆さん方はこの事件のことを余りよくわからないので、「町はこういうふうなことでどうなったのか」というふうに聞かれ、「特に道路とか、土地の問題では、どういうふうになっているんだ」というふうに聞かれています。そこで、この裁判になる前の前段階には、住民監査請求が行われていると記憶しておりますが、その内容とその日時、それから町側の対応はどうだったのか、多分、臨時議会で問題になった評価額としては200万円ぐらいの価値の土地を町側は2,000万円の予算を立ててお支払いしたということだったと思うんですが、そちらの方できっちりとした内容をお知らせください。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 立花寛子議員にお答えいたします。

まず、この訴訟ですけれども、昨年に皆様から議決いただいた大字斗賀地内の土地の取得について、2,012万8,823円が高いということで、1,626万4,824円を支払えという住民監査請求が町の方に起きたわけですが、これについては、町の方ではこの監査請求に対しましての監査の結果は適法であるということで監査請求人に対して答えております。それに基づいて原告の方が訴訟を起こしているということで、今現在、公判が2回ほど進んでおりますけれども、今言いましたように、総務課長の方からもありましたけれども、弁護士をお願いしてやってございますので、町の方からはまだ1回もその公判について立会いはしておりません。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 今のお話を聞きますと、裁判が大分長引いたり、平行線をたどるような印象を受けるわけですが、これからの見通しとか、どういうふうになっていくのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） お答えをいたします。

これも弁護士さんのほうに相談を申し上げておりました。どのくらいこの点については期間がかかるでしょうと申し上げましたら、およそ1年ぐらいということでお話をいただいております。ただ、これも裁判によるわけですので、およそということですから、短くなったり、長くなったりすることがあるかも知れません。

それともう一つは、公判の回数でございますけれども、これも1月に1回ぐらいのペースでしようというお話はいただいております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） この280万4,000円というのが弁護士の決めた金額で、93万5,000円が着手金という話だったんですけれども、これは裁判のこういう経緯からいけば、勝っても負けてもこの280万円は最終的に払わなければならないという契約なのか、それとも例えば勝った場合は払わなくてもいいとか、負けた場合はもっと払わなくてはならないとか、何かそういうのがあるかどうか、ちょっともう少し詳しく説明してください。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） お答えを申し上げます。

今後のことにつきましても聞きました。裁判につきましては、勝っても負けてもお互いにそれぞれ弁護士に依頼した分についてはお支払いするという事なんだそうでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は原案どおり承認されました。

報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、報告第3号、専決処分した事項の報告について、専決第2号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結（南部公民館建築工事）を議題といたします。
本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） 10ページでございます。報告第3号、専決処分した事項の報告について、専決処分第2号、南部公民館建築工事変更契約の締結についてご説明いたします。

変更理由でございますが、1点目といたしまして、基礎工事などにより残土処理が発生し、現場内搬出処理土量がふえたこと。

2点目といたしまして、耐火材料でなかった部分を耐火材料に変更したため。

3点目といたしまして、腰板部分の塗装面積がふえたため。

以上のことから126万9,450円の増額としたもので、2%の増額変更となります。地方自治法の規定により、町長が専決処分できる軽微な事項の指定について、議会で定めた100分の5の範囲内での変更契約として、平成22年2月24日に専決処分したものでございます。地方自治法の規定により、これを報告するものでございます。

11ページをごらんください。11ページに専決処分書を添付してございます。

12ページをお願いいたします。平成21年10月16日にご議決いただきました事項に加えて、3番目に追加請負代金126万9,450円を表示してございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） 先ほどの浄化センターの工事の請負でもそうですけれども、特に建設工事の場合、毎回のようにこういった追加工事が発生するわけでありましてけれども、こういうこの追加工事というのは、設計、また管理、そして業者の間で事前に入札前にわからないものなのか、こうして毎回追加となれば、落札価格が抑えられても、結果的には高い工事代金になってしまうと。そういうふうに感じますけれども。

それに、今回のこの専決の残土処理に関しても、予定より多く出たとか、そういうのは事前にわからないものなのか。

あと、耐火面積がふえた。塗装工事がふえたという部分に関しても、それはこちらの行政側の要望でふやしたのか、設計の段階でふやさなければならなかったのか、その辺が最初からわからないものなのか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） ご質問にお答えします。

実は、設計の段階で見落としがあったために、こういうふうに変更したものでございます。

○議長（小笠原義弘君） 夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） その見落としの責任というのも発注者側で負担をするわけなんですか。答弁をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） お答えいたします。

担当としての見落としがあったということでございます。今後はこういうことのないように気をつけて進めていきたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第3号を終わります。

議案第1号から議案第21号の上程、委員会付託

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。この際、日程第4、議案第1号から日程第24、議案第21号までの平成22年度南部町各会計予算議案21件を、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第21号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題といたしました議案21件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第21号までの議案21件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、常任委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

よって、委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集いたします。本日、本会議終了後この議場において開催いたしますので、ご了承願います。

.....

議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第25、議案第22号、南部町農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第22号についてご説明いたします。

農業委員会委員は、選任方法等が特殊であり、他の非常勤の特別職と区分をして、報酬及び費用弁償に関する条例を定めるものであります。

次の14ページをお開き願います。第2条報酬についてであります。主なところを説明していきます。委員の報酬は日額とし、会長は6,300円、委員にあっては5,900円とするものであります。

第3条費用弁償についてであります。委員が公務のため、町外へ旅行をしたときは、費用弁償として旅費を支給する。他の非常勤の特別職の委員と違うところを説明いたします。一番下の行であります。（4）これは第3項第4号であります。日当について、旅行中の日数に応じて、別表に定める定額としますということです。その額は国内旅行においては会長が1日につき2,600円、委員は1日につき2,200円とするものです。ただし、青森県内の場合はその2分の1の額とするものです。

次の15ページをお開き願います。附則です。第1項施行期日について、この条例は平成22年4月1日から施行する。第2項南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。第3条第1項第1号中「つど」を漢字の「都度」に改めることと、別表中であります。左側の委員の区分から「農業委員」を削ること及び右側の欄の報酬の欄から「会長」を削るものであります。それから、下のところになりますが、委員の区分の中から「小作料協議会委員」を削るというものであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第26、議案第23号、南部町情報公開条例の一部を改正する条例の
制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本勝二君) 議案第23号についてご説明いたします。

行政文書の開示請求できる範囲を改めることと、指定管理者の保有する文書につきましても公開の対象とするものです。

次の18ページをお開き願います。第5条開示請求権についてです。現行では、町民または町内に勤務する者や町に利害のある者に限定してまいりましたが、開示請求者の制限をなくし、何人もこの条例に定めるところにより、実施機関に対し当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求できることとしたものです。

中段の方、第24条であります。公の施設を管理する指定管理者はその保有する情報の開示をすることを規定したものです。いわゆる施設の管理に関することにつきましては、開示するとい

うことであります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） やっと情報公開のこれは大変開かれた情報の開示については賛成するものですが、先般八戸市のいわゆるいろいろな情報公開に基づいたことにおいて必要以上の要求、あるいは言葉等が往々にして発生しておる場合があると。そういうことへの対応は、行政、市、町側だけでは対応できないときは、警察等の助言を得ながら行動したいというふうな記事を新聞で私見たんですが、今後、いろいろ町民の方々の要望やいろいろなこういう情報公開に基づいたものの対応を町側ではどのように生じるであろうという一つの仮定ではなかなか答弁も難しいとは思いますが、そういう対応が求められるのではないかとということを私は心配するわけですが、どのような職員対応の体制をとられるのか、お聞きいたします。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） まず一つは、他の法令で制限があるものにつきましては、開示できないことになっております。あと、個人のプライバシーに関することにつきましても、これは守っていかなくてはならないと思ってございますが、ただ、うちの方につきましては、相当悩むようなものまではまだございませんけれども、必要があればいろいろな関係機関にご相談しながら対応していきたいと考えております。

○議長（小笠原義弘君） 佐々木君。

○17番（佐々木元作君） やはりさすがベテランの職員の方々の自信のほどが伺われて、ひとまず安心しておりますが、どうぞ適切な処置と対応をお願い申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 佐々木元作議員とちょっと重複する質問になるかも知れないですけども、去年の12月8日、八戸市の管理職の立場の人が自殺したことがありますよね、新聞には載っていないみたいですけれども。市でも大分その対応を今検討しているようです。私は、やっぱり今考えるに、情報は極力公開しなければならないだろうし、どこからどこまでは記録を残しておく、何年間保存する。その辺のマニュアルとかの整備がまず第一に必要なことだろうと思うんですけども、これを例えば公布の日から施行するとあるわけですけども、公布に合わせて、どこまでを記録として残しておくとか、どこまでは原則公開するとか、ここからここまでは検討してからでなければ公開できないとか、その辺の対応をやっておかないと、やっぱり人間のやることですから、間違いも手違いもあるいは誤解も勘違いもあってその役場の管理職の立場にある人が必要以上に悩んで、悪く言えば自殺するようなことが決してあってはならないことだと思うので、その辺の対応をちゃんとしておかなければならないし、聞かれたときに、「この町ではこうしていますよ」と、だれでもわかるようなマニュアルづくりが必要だと思うんですけども、その辺は心配ないという答弁があればそれはいいわけですけども、後で後悔しないような整備をお願いしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 今お話がありましたことを十分に念頭に入れて対応していきたいと思います。

一つの例として、前にありましたけれども、職員の給料を公開すると、他の市町村からの要請があったんですが、そのときも1回はお断りしていたんですが、今改正前のときには、他の市町村の方に見せないという条項になっていたんですが、例外関係のところ、私たちも国に税金を納めていると。それで、広く言えば税金を納めている納税者であるので、見る権利があるということで、いろいろ検討して、最終的には見せることにしていたんですが、申請書を出しただけで、実際は開示には来なかったんですが、そういう事例もありますので、いろいろ創意工夫したり、皆様方から教えていただいて、体制をつくっていききたいと考えてございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第27、議案第24号、南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 議案第24号、南部町健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由としましては、南部町健康増進センターのバーデハウスふくちの利用増加促進を図るため、また、屋外プール及びアイスアリーナの利用料金を改めるなどのために条例改正を行うものであります。

内容でありますけれども、一つは、利用者ニーズに柔軟に対応するため、ふくち屋外プール、ふくちアイスアリーナの固定金額を上限金額に改めるため、文中に加えるものであります。

なお、金額については上限を限度に指定管理者が町と協議して新たに定めるものであります。

また、バーデハウスの利用促進を図るため、新たに無記名式会員を設けるものであります。

2点目は、アイスアリーナの貸切時間ではありますが、利用促進を図るため、利用時間を延長するとともに、近隣類似施設とのバランスを考慮し、利用金額を変更するものであります。

3点目は、オープン当初、ゲートボールコートが駐車場の方にありましたけれども、今現在そ

の場所が駐車場として利用されて、ゲートボール部がなくなったため、ゲートボールコートを削るものであります。

20ページをお願いいたします。南部町健康増進センターの条例の一部を改正する条例であります。第9条第5項、これはふくち屋外プールであります。及び第6項中ふくちアイスアリーナであります。「掲げる」の次に「金額を上限として町長の承認を得て指定管理者が定める」を加える。ものであります。

次に、別表第3、これは無記名式会員でありまして、新たに設けるものであります。無記名式会員、3歳以上であります。1年上限とする金額を5万円とするというものであります。これにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、指定管理者が町と協議して定めるものでありまして、これはあくまでも上限額のコストであります。

次に、別表第4の1に次のように加える。これは無記名式会員が施設を利用するときに、1回当たりの金額を明示したものでありまして、貸室、ウォータースライダーを除く施設、1回につき上限とする金額は500円、浴室につきましては1回200円とするものであります。

次に、別表第5中、これはふくち屋外プールであります。「金額」を「上限とする金額」に改めるものであります。

次に、別表第6、ふくちアイスアリーナであります。中「金額」を「上限とする金額」に改め、同1のイ中「金額」を「上限とする金額」に、「午前5時から午前9時まで9,600円、午前9時から午後11時まで1万2,000円」を「午前5時から午前10時まで1万1,000円、午前10時から午後12時まで1万6,000円」に改め、同表の2中「金額」を「上限とする金額」に改めるものであります。また、体育・スポーツに利用する場合の部ゲートボールコートの項を削り、同別表の4中、これは会議室等の利用金額をさだめておりますが、「金額」を「上限とする金額」に改めるものであります。

また、別表第7中、「（第11条の2款系）」を「（第11条関係）」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） まず、無記名式会員というのはどういうふうなものなのか。

無記名式会員利用料金というふうに３歳以上と書いてありますが、無記名式会員になってもその都度何か500円とか、200円とかお支払いするのか、実際行って利用する場合、どういうふうになるのか、もう少しわかりやすく説明していただけないでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 無記名式会員というのは名前を入れないで、だれでも使えるという会員券であります。会員には記名式と無記名式と二つあるんですけれども、今まで無記名式はないと。記名式は、記名した本人しか使えないということで、今まで利用されていたそうです。この無記名というのは、買った方以外でも１日１回だけは使えるということだそうです。２回、３回と使えるのではなくて、１日１回だけ使えるということだそうです、それと500円と200円、利用料を取るということですが、記名式会員は無料として、料金をいただかないで入館できると。無記名ということですので、そのほかの方も利用できるということで、その施設利用料として500円、200円限度として料金をいただくというふうにしていきたいということになります。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 説明はいただけたんですけれども、１世帯に１枚もしその無記名式会員に登録したとすると、１世帯の中のどなたか１人がまた１日のうちに利用してもいいというふうになるのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） １世帯でもしこの無記名式を買ったとしますと、そのほかの家族も１日に１回だけは使えるということです。それは無記名式で買った方含めて１日１回だけ使えるということです。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） そうすると、記名式の会員というのは幾らになるんですか。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 記名式の方は70歳以上からの健康増進パスポート会員券というやつですけれども、70歳以上の方は3万2,000円、高校生以上、高齢者を除く方は6万3,000円、中学生以下、3歳未満を除くが3万2,000円となっております。これは上限とする金額ですので、ちょっと公社の方のどういう形で設定しているのか、ちょっと今手持ちがありませんので、あとで報告させていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 無記名であれば不特定多数の人が使えるわけですよね。ということは、記名式よりも高くてもいいんじゃないかなと思うんです、私なんぞは。そうですね。何か、例えば、この辺みんなであれして組んで契約すると、きょうはだれそれ来ると、使い回しできますよね。できるということは、1人1回1日ということになると、随分使用可能性としては随分使い勝手があるはずなんですけれども、片や記名式だと本人だけですよね。ということは、そういう使用頻度のところから追っていくと、当然記名式の方はもっとぐっと安くていいはずだと思うんです。じゃないんでしょうか。

それとあわせて、ちょっと利用促進を図るのは大変いいことだと思うんですけれども、特に感じるのは、プールの使用に関して非常に何かルールができていないというか、マナーを乱している人たちがいるとか、非常に一生懸命泳ごうかなと行くと、非常に危なかったりする。危ない状況があったりする。今、ことしになってから私立ち会うことはないんですけれども、去年までの状況ですと、そのように感じました。ただ、これでさらに利用者がふえた時点で、プールでの問題は、すれ違いの際なんですけれども、非常に安全面でやはり別な措置をとる必要があるのではないかなと思ひながら、私は泳いでいました。その辺、ちょっと問題なんじゃないのかなと思うので、考えていらっしゃることがあったら、ご答弁ください。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） マナーにつきましては、確かに利用者がふえてくればいろいろとあると思います。その辺は、指定管理者であります公社の方にいろいろとそれらについて注意等を行って、利用させるように指導等はしていきたいと思っておりますし、料金につきましても、今後は多分公社の理事会等が開催されると思いますので、そちらの方で検討されて、町と協議するという形になると思います。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 坂本正紀君。

○15番（坂本正紀君） この無記名式会員、3歳以上、1年5万円というのは、バーデハウスの料金だと思うんですけども、これは無記名式だと、例えばファミリー、家族内で使うのか、それとも、他人貸ししたりなんかするということは、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 無記名式会員でありますので、家族以外の方も使えるというふうにお聞きしております。

○議長（小笠原義弘君） 佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） 65歳以上になりまして、月1回の無料券をいただいております。記名されております。月1回ですので、喜んで孫を連れていきますが、今月は忙しいんですよ。来月になればひまになって2回行きたいんですが、今月の券は無効となりますが、この辺の幅を持たせた利用の仕方ができないかということをお願い申し上げたいんですが。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 65歳以上の方に配布しております入浴券等につきましては、月1回記名式で本人のみの利用ということで、今のところ改正する予定はございませんので、ご了承

いただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第28、議案第25号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第25号についてご説明いたします。

平成20年8月の人事院勧告では、1週間当たりの勤務時間を40時間から38時間45分に改正するよう勧告がありましたが、昨年は条例改正をしておりませんでした。県の指導によりまして、ことし4月1日から国に準拠した勤務時間に改正するものであります。

次の22ページをお開き願います。主なところを説明いたします。

第1条南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

第1点目ではありますが、1週間の勤務時間を40時間としていたものを38時間45分に改めるもの

です。

2点目は、1日の勤務時間を8時間としていたものを7時間45分に改めるものです。

3点目ですが、休憩時間を45分としていたものを1時間に改めるものです。それで、通常の職員の場合は、住民のサービス低下を招かないよう始まりと終わりの時刻を変えないで、昼休みの時間を15分延長する。45分から15分延長して1時間とするものです。

次に、中段のあたりですけれども、8条の4についてご説明いたします。時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、その手当の代わりとして、時間外勤務手当代休時間とし、平日の勤務時間中に休ませることができることを加えるものです。

次の23ページをお開き願います。第2条、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び下の方の第3条であります。南部町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正につきましては、関係する条文を改めるものであります。

次の24ページをお開き願います。第4条です。南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてです。時間外勤務を命ぜられた職員が1月に60時間を超えて時間外勤務をした場合は、その超えた勤務時間に対しまして、100分の150を乗じて得た額を時間外勤務手当とするものであります。通常の場合は100分の125であります。100分の150、率を上げて支給するというものであります。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。

簡単ではありますが、以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。松本陽一君。

○5番（松本陽一君） 今の時間外等についての代休というふうなことを今お話しされましたけれども、それについては1日とか、そういうふうなことでの代休をした場合に、それぞれの担当職、仕事に支障はございませんか、お客さんがいた場合。そこに代替の副分担というのを設けてそういうふうなことをするわけですか。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） お答えを申し上げます。

あくまでも代休時間を与えるときには、職務に支障がない時間を与えるとなりますので、例えば、職員の方が1日に休みたいと要望した場合であっても、その日にその職員でなければできない業務が入っているときには、課長がその日を出勤させて、別な時間帯を休ませるという方法をとることになります。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午前11時12分）
.....

議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第29、議案第26号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第26号についてご説明いたします。

交通事故等により処分されるべき職員が、その交通事故等により負傷し、休職する場合、給与

の額を減額することを定めるものです。

次の28ページをお開き願います。第22条についてであります。休職者の給与についてであります。職員が公務上において負傷、もしくは病気した場合、または通勤途中負傷、もしくは病気した場合は、その休職期間中において、給与の全額を支給するとあります。また、職員が公務に関係なく心身の故障のため、長期の休養を要する場合は、休職とすることができ、その休職期間が満1年に達するまでは給与の100分の80を支給することができると規定がございます。南部町職員の交通事故等に係る処分取り扱い規則第4条の規定に基づく処分を受けることとなった職員につきましては、先ほど申し上げました給与の額から減額をしていくというものであります。このことを規定するものです。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） まず、説明が今一部あったわけですが、今回は思いもかけないことも引き金になったのか、条例の改正はさまざまなことが起こってからこういう例もあるのかということから改正されるということがあるわけですので、今回の改正は改正として受けとめるべきものではないかなと考えております。

そこで、先ほど一部お話がありましたが、休職期間中の給与の額は休職の内容によって、その額が変わっているのか、現在の休職期間の給与の額はどういうふうになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） お答えを申し上げます。

まず、先の方のご質問でございますが、今回の出来事に関して改正をするのかということですが、そうではなかったんです。実は、この条例の改正につきましては、前から計画をしておりまして、偶然にもこの時期タイミング的に悪かったという感じになりましたけれども、前から改正をしようということで進めておりまして、もう皆さんに配付しなければならないというこ

とで、議案書は作成してございました。その後起きた事案でございますが、非常にタイミングが悪かったということでもありますけれども、何回も申し上げますが、以前からの改正をしようとしていたものでございます。

それから、その減額に関しましては、これから、例えば今の事案ですけれども、処分する。処分をした場合に、その内容によって額が決まってくることになります。ただ、これまでの処分の中身を見てみますと、一番重いのは免職であります。次は、停職であります。停職処分を受けた場合には、もう給与の全額が出ませんので、この場合にはゼロでございます。それから減額の処分がある。そちらの方の処分の方では、給与の100分の何十を減額するとありますけれども、さらにこちらの方の規定で減額をしていきますよということになります。そういうことで、町民から理解してもらえないでしょうということで、この条例を改正しようとしたものであります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 今度は町長の方からやはりこれは人事問題も含めて、町長のご答弁をぜひともお願いしたいわけですが、今度の交通法令違反について、起きたことはまことに残念でならないわけですが、これから同じ事故が起らないようにお互いに見ていくことは求められていると思います。特に、今回は父母の皆さん方が多くかわる保育園に関わる人物であり、これからの人事について不安があるということも聞いております。また、事故の全容がはっきりとは伝えられなかったということで、不満を持っている方もおられます。

そこで、条例とか、規則の中に交通事故等報告書に必要事項を記入の上、所属長に提出しなければならないとなっているのですが、どのような内容だったのか、まずお聞きしたいと思います。

また、処分が決定されるまでの手続とか、期間、また、本人はどのような現在の身分はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） お答えを申し上げます。

今回の事案についてのご質問ということでお答え申し上げます。本人には、できるだけ早い時期に報告書を提出するようにということで求めてございました。それで、事案につきましては、

新聞等でも皆さん見ていると思いますが、その内容と同様でございました。それから、本人からは、最後のところに町民の皆様、そして関係する保育園、さらには最後には職員の皆さんに大変申しわけございませんでしたという謝りの一言が入ってございました。

処分につきましては、うちの方の規定に基づきまして行っていくことになると思います。

それともう一つは、時期についてであります。通常ですと公的な機関から行政処分書が発行されたときになると考えてございますが、この件につきましてもこれからちょっと早い時期に検討して、進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） やはりこういうときには、新聞紙上でなどという報告があるのは予想しておりましたが、この場ではっきりその内容をお話することはできないのでしょうか。それはちょっとおかしいのではないかと考えております。そのように事故の全容がはっきり伝わらないために、大変な不信感もありますし、また、これからの人事についても大変今卒園式なども含め、どのようになっていくのか、たくさん聞きたいという声がありますので、きちんとした答弁、起きたその事実をきっちりとこの場でお話ししていただきたいと思ひますし、「人事の問題は町長でなければわからない」と、さまざまな方から聞かれますので、町長がどのように今考えておるのか、それから、これからの人事はどう考えているのか、これはきっちりと町長からの答えを求めます。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 議会で最終的な部分、これは警察の方から最終確認決定通知が来て、やはりきっちり答えるべき時期ではないのかというふうに考えております。ただ、全員協議会の中でもお話をいたしました。現在当該職員につきましては、今回の事件の重大さをかんがみて、3月1日付で総務課の方に一時異動してございます。そして、現在自宅待機をしてございます。園長に当たっては、健康福祉課長が次の人事異動までの間、兼務辞令を出してございます。処分については、今後きっちりと最終確認をしながら処分決定をしていかなければならないと、こう思っておりますし、まずは、信頼回復に向けて、我々職員一丸となって、再発防止を図っていかな

ければなりませんし、今回の事件が発生し、すぐ課長会議を開き、他人事としてとらえるのではなく、それぞれ各課においても職員みんなで話し合いをしてほしいと。また、今後4月に入りましたら、私は全職員、これはもう全員を一度招集しまして、再度徹底した指導を図る。そういうこともしていかなければならないと、こう思っています。まずは、住民の皆さんにもご迷惑をかけないようにしっかり対応していくことが大事だと、こう思っています。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） あくまで一般論としてお伺いしたいのですけれども、今ちょっと懲戒にかかわるところの条例を開いているんですが、この違反行為7点から19点ですとか、4点から6点まで、また、3点以下とか、そういう区切りがあるんですが、例えば3点以下ということになりますと、どれぐらいの違反行為なんでしょうか。例えば20キロオーバーだとか、そういうともすると、犯しやすい違反ですとか、そういったことのたぐいのような気がするのですけれども、この例えば軽微なことに関しての今回の場合は、新聞の記事になるような重大事だったわけですが、例えばそういったことでなくて、軽微な違反等の町側の把握というのはどういうふうになされるのか、ご説明いただきたい。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） お答えします。

違反並びに事故につきましては、全職員に所属長を通じて報告するようにということを全員に伝えてございますので、そういう事案は報告いただいております。

なお、今議員がおっしゃいました例えば1点、2点、16キロの速度違反とかとなりますと、1点でございますが、そういう場合は私のところで厳重注意をさせていただきます。ここの表を見ますと、縦と横のところに斜線がふってありますけれども、その隣から訓告、戒告とありますけれども、今のような事案の場合には、こちらの方で厳重注意を行ってございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） それはあくまで自己申告ということですね。そうすると、自己申告しなかった場合とか、そういったことももしかしたらあるわけですよ。ないのかなとも思うんですけども。私だったら何かだまっていようという、そういうばれないんだっただまっておこうかなという、当然そういう心理というのは働くものだと思うんですけども、そういったときに、報告の義務違反だとか、そういったことって当然発生してくるんだと思うんです。そういった場合の対応をちょっと説明していただきたいのと。

例えば、一番重いのが免職、停職、減給云々とありますが、例えば、訓告、戒告ですね。こういったのが例えば職員によってはたくさん蓄積するような方もいらっしゃるかと思うんですけども、例えばイエローカード2枚でレッドカードみたいな、そういう蓄積の観念というのは、その職員の管理において、そういう観念というのはどういうふうになっているのかご説明いただきたい。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） お答えをいたします。

今のご質問でございますけれども、例えば何回も続けてやるとなりますと、今度は一つのこの表の中からさらに重い方に移行していくということであります。

もう一つのご質問ですが、先ほど自己申告ということにしております。それは、徹底して職員に提出するようにということですが、ただ、万が一出さない場合、これが何かでわかった場合には、また先ほど申し上げましたように、一つ重い方に行くと、私どもでは受けとめております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第30、議案第27号、南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長(工藤重行君) 29ページでございます。議案第27号、南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由でございますが、南部公民館が完成し、4月1日供用開始となることから、当該公民館に係る規定を加えるため、条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。改正の内容でございますが、第2条第1項第2号の表に、名称の福地公民館の次に、南部公民館を加え、位置は、南部町大字沖田面字沖中51番地2を加えるものでございます。

次に、第10条第1項中の別表第4号を別表第5に改め、別表第3の次に、別表第4を加えるものでございます。別表第4の内容でございますが、南部町立南部公民館の使用料等について定めるものでございます。

なお、使用料金につきましては、中央公民館等の類似施設を参考にして定めてございます。

以上でございます。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第31、議案第28号、南部町立名川町民ホール条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長(工藤重行君) 32ページでございます。議案第28号、南部町立名川町民ホール条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由でございますが、南部町立名川町民ホール楽楽ホールの名称を変更するため、条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。改正の内容でございますが、題名中「名川町民ホール」を「町民ホール」に改め、第2条及び第3条中「名川町民ホール楽楽ホール」を「町民ホール「楽楽ホール」」に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第32、議案第29号、南部町運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） 34ページをごらんください。議案第29号、南部町運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由でございますが、ふるさと運動公園陸上競技場が完成し、4月1日供用開始となることから、当該陸上競技場に係る規定を加え、また、たいら運動公園に係る規定も加え、条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。改正の内容でございますが、第2条第1項の表中の名称の南部町運動公園をふくち運動公園に改めることにつきましては、題名と名称が同じであったことと、今回、名称にたいら運動公園を加えるため、わかりやすくするために漢字から平仮名で名称の変更を行うものでございます。南部町運動公園をふくち運動公園に改め、名称のふるさと運動公園の位置に南部町大字上名久井字長尾下55番地を加え、施設名に陸上競技場を加えるものでございます。

また、名称のふるさと運動公園の次に、たいら運動公園を加え、位置は南部町大字平字小渋民

45番地 9 を加え、施設名にたいら運動場を加えるものでございます。

次に、第 7 条第 1 項の別表の福地野球場、多目的球技場使用料の次に、陸上競技場の貸し出し及び使用料等を加えるものでございます。なお、使用料金につきましては、近隣の市、町、陸上競技場使用料を参考にして、定めるものでございます。

また、福地弓道場使用料（1 時間当たり）410 円の次にあります「利用時間が 1 時間未満であるとき、又は 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。」を削除し、備考 1、利用時間が 1 時間未満であるとき、又は 1 時間未満の端数があるときは 1 時間とする。

2、南部町の町民が個人で陸上競技場（フィールドを除く。）を使用する場合は、無料とし、第 4 条に定める利用の許可は不要とする。

3、平運動場の使用料は無料とする。をそれぞれ加えるものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） これで大体運動公園の当初の整備は完了だかと思うんです。郡総合とかいろいろ計画されているようですけれども、合併して、いわゆるそれぞれの他町村からの主要な道路からのこの町の入り口のあたりに、大ざっぱな公共施設の看板というか、標識とか、そういうのとか、パンフレットとか整備していかないと、なかなかふるさと運動公園とかという名前だとわかりにくいのかなと思うんですけれども、その辺の対応はどういうふうな考えを今持っているのか伺います。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） ご質問にお答えします。

看板の設置でございますけれども、まず、国道 4 号から参りまして、虎渡地区のちょうど信号がございますけれども、あそこへ従来から各公共施設の表示をしてございますけれども、それにふるさと運動公園を追加表示する予定でございます。

また、さらに農道からチェリウス、ちょうどそこへの出入口のところにも看板を現在標示してございまして、そこへ追加標示する予定でございます。

また、運動公園入口のところにつきましても、看板設置を予定してございます。上と下、両方ということで今考えております。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか、
（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第33、議案第30号、南部町立保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第30号、37ページになります。南部町立保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

次のページ、38ページをごらんください。南部町立保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例。

南部町立保育所の保育の実施に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。南部町立保育所における保育に関する条例と改めるものです。

第1条中「保育の実施」を「保育所における保育」に改めるものです。

第2条の見出しを「（保育所における保育を行う基準）」に改め、同条中「保育の実施」を「保育所における保育」に改める。

第3条中も「保育の実施」を「保育所における保育」に改める。

条例の施行は4月1日から施行するということになります。

内容としましては、今現在行われている保育の事業の中に、新たに家庭的保育事業というものと、それから認可化移行促進事業、これは認可外保育所を認可保育所に移行するための事業ということになります。これらの事業を実施することになる市町村につきましては、実施という言葉で総称することになります。当町におきましては、保育所における保育のみを実施するものでありますので、条例を改正するということになります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） ということは、今までの幼稚園、保育所というふうに分かれておった。これはどういうことなんでしょう。保育所の事業の内容がちょっともっと選択的になるということなんでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） ご質問にお答えします。

児童福祉法が改正しまして、新たに家庭的保育事業という項目がふえております。これは具体的には、保育士の資格を有する者が乳児を家庭等の改修等において対応したいという事業主がありましたら、これを認可するという形の事業になります。

それから、もう一つ主なものは、今まで認可外保育施設としてあったものを認可保育所に改めていくというようなことの事業を始めるということです。面積等の緩和及びそれにかかわる整備費の補助というような形になると思っておりました。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第34、議案第31号、南部町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 39ページになります。議案第31号、南部町道路線の認定についてご説明いたします。

提案理由であります。道路改良工事の完了に伴いまして、7路線を町道として新規認定するため議決を求めるものであります。

次のページをお開き願います。認定する道路線ですけれども、整理番号、路線名、起点、終点の順に読み上げていきます。1063、久保頭2号線、起点杉沢字久保頭15-1、終点杉沢字久保頭18-1、ここは延長が170メートルでございます。1117番、三十刈2号線、椈木字椈木43-3が起点、椈木字椈木19-2が終点になります。220メートルでございます。1328、上町3号線、剣吉字上町11-1、終点が剣吉字上町11-3、延長が40メートルでございます。1814番、蟹沢・急坂線、上名久井字蟹沢26-1、終点が上名久井字急坂13-1、延長が353メートルでございます。1815番、南蛭長根線、上名久井字南蛭長根1-1、終点が上名久井南蛭長根16-3、延長が348メートルでございます。次に、1816番、在家・館向線、上名久井字在家8-4、終点が上名久井字

館向 1 - 1、584メートルでございます。1913番、山屋敷平・向平線、高瀬字山屋敷平23 - 1、
終点が高瀬字向平13 - 1、延長が460メートル。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

.....

議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第35、議案第32号、南部町道路線の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 議案第32号、南部町道路線の変更についてでございます。

提案理由であります。道路改良工事の完了に伴いまして、町道の起終点を変更認定するため、
議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。変更する道路線ですけれども、整理番号が1228、路線名が旧沼

田線、起点が大字斗賀字沼田68、終点が大字斗賀字沼田52 - 2 でございましたけれども、新たに路線名はそのまま沼田線でございます。起点が大字斗賀字沼田68から終点が大字斗賀字土口前21 - 1 になります。延長が旧沼田線は295メートルでございましたけれども、新たに延長が546メートルの延長になります。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 道路法の基本的なものをちょっと伺いたいんですけれども、道路法に基づいてこの町道に認定したとなった場合に、利用者の権利といいますか、町道として認定した場合の町の義務というのがどういうふうになるか、一般論として、こう変わりますよというのがあったら説明してください。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 今言っているのは、例えば町道と認定した場合に、その道路が個人所有の土地、道路ということの考え方ですか。要するに道路法でいう道路に認定されますと、要するに維持管理をするのはもちろん国、県、町になるわけですがけれども、その際の例えば道路の占用をするとか、例えば例とすれば看板を立てます。それから、電柱を立てますという場合においては、すべて権利といいますか、管理している町の許可をとって設置していただくということになります。それで、その許可をする場合におきましては、町では占用料を取るわけですので、そういうものとか、それからもう管理義務はもちろん町がするというふうな、そういうふうな形になっていくということです。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第36、議案第33号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 43ページをお願いいたします。議案第33号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

提案理由としまして、南部町の公の施設管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、商工観光課所管の施設にて指定管理者を指定するものであります。

次のページをお願いいたします。公の施設の名称、南部町名川センターハウス、施設の設置場所、南部町大字上名久井字大浜民山23 - 91、指定管理者となる団体の名称及び事務所の位置、合同会社ナナセ、南部町大字上名久井字大浜民山23 - 91、指定期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までであります。

合同会社ナナセを選定した理由であります。当社は昭和55年から29年間にわたり施設の運営を町から委託されていることから、南部町の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第1号の規定により、施行後により合同会社ナナセを選定しております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

ここで昼食のため午後１時まで休憩いたします。

（午前11時53分）

.....
○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

（午後１時01分）

.....
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第37、議案第34号、南部町と八戸地域広域市町村圏事務組合との間の火薬類取締法に基づく事務の委託についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） 45ページでございます。議案第34号、南部町と八戸地域広域市町村圏事務組合との間の火薬類取締法に基づく事務の委託についてをご説明いたします。

提案理由でありますけれども、南部町の火薬類取締法に基づく事務を八戸地域広域市町村圏事務組合に委託するため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第252条の14の規定、この規定は事務の一部を事務組合に委託する場合は議会の議決が必要とあることから、これに基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。南部町と八戸地域広域市町村圏事務組合との間の火薬類取締法に基づく事務の委託に関する規約についてであります。青森県から事務の権限移譲によりまして、平成22年4月1日から一定量以上の火薬を使用する花火大会、南部町ではジャックドまつりの花火大会、それから南部サマーフェスティバルの花火大会が該当しますが、これに係る火薬取締法の規定に基づく火薬類の消費の許可事務等について、南部町が事務処理することとなることから、専門的知識を有している消防本部を置く八戸地域広域市町村圏事務組合に事務を委託するものでございます。このことにつきましては、消防本部と協議済みでございます。これにより、これまで青森県庁に出向いて申請をしていた手続が、本年4月1日から八戸広域消防本部でできるようになります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第38、議案第35号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事

業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） 47ページでございます。議案第35号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明をいたします。

提案理由であります。青森県新産業都市建設事業団の平成22年度の設置団体各負担金額が変更となることから、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部を変更することについて、構成団体と協議するため、地方自治法第300条第5項の規定による同条第1項の規定、この規定は計画を変更しようとするときは、議会の議決を経てする協議により決定しなければならないと定めてあることから、この規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部を次のとおり変更する。これは、平成22年度に設置団体において負担する額の総額は一番下の欄にありますけれども、757万1,000円で、これは前年度と同額でございます。青森県が2分の1を負担、残りの2分の1を三つの市と五つの町で均等割とそれから、基準財政需要額割、それから委託事業費割により、按分によって算出し、負担するものでございますけれども、地方交付税算定に係る基準財政需要額が毎年度変動をするため、市、町間の中で、若干の増減がありますので、南部町の場合は、前年度と負担金は同額で下から2行目ですけれども、19万4,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

.....

議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第39、議案第36号、平成21年度南部町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(小萩沢孝一君) それでは、議案第36号でございます。49ページでございます。議案第36号、平成21年度南部町一般会計補正予算(第7号)でございますが、第1条、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,765万6,000円を追加し、予算の総額を110億8,970万7,000円とするものでございます。第2条、第3条は繰越明許費及び地方債の補正でございます。

69ページをお開きください。69ページでございます。今回の補正につきましては、事業の確定に伴い、また、不用額の減額、歳入につきましても補助金や町債などの特定財源を調整したものでございます。また、緊急経済対策の一環として、国の平成21年度第2次補正予算として、臨時交付金が交付されることに伴う補正でございます。

歳出の主なものからご説明申し上げます。

1 款議会費でございますが、補正額131万9,000円の減額でございます。

2 款総務費でございますが、次のページ、70ページ下段の方でございますが、10目の地域交通対策費であります。13節委託料268万8,000円、多目的バス運行業務として追加したものでございます。19節負担金補助及び交付金、生活交通路線維持補助金として南部バスへの補助金ですが、603万9,000円を追加するものでございます。

次のページをお開きください。71ページ、基金費のところでございますが、15目公共施設整備基金費1億4,632万7,000円を追加してございますが、積立金とするもので、公共施設整備基金積立金として積み立てるものでございますが、財源といたしまして、国県支出金のところに県1,781万

3,000円とございますが、これは教育費県補助金として公立学校耐震化緊急対策補助金として交付されるもので、今年度は積み立てて、来年度以降使うとしているものでございます。一般財源分の1億2,854万円は交付税の留保分を充当して積み立てるものでございます。次の16目地域振興基金費でございますが、131万7,000円の補正額でございますが、地域振興基金へ積み立てるものでございまして、特定財源のところにその他寄とありますが132万2,000円と、これが21年度分のふるさと納税分を地域振興基金へ積み立てて歳出にまた充当していくというものでございます。

次の72ページでございます。27目でございますが、地域活性化経済危機対策臨時交付金補正額2,260万円でございますが、国の21年度1次補正分の交付額が確定したことに伴い補正するものでございまして、13節委託料として町営市場の屋根修繕などを行う設計管理料等に580万円、15節工事請負費として同じく市場の屋根修繕工事や解体などを行う工事費として2,280万円、18節備品購入費はふるさと運動公園の備品や公用車の購入分の入札残など600万円を減額するものでございます。次にその下の段、28目地域活性化きめ細やかな臨時交付金事業でございますが、補正額2億4,587万3,000円でございますが、13節委託料として医療健康センターの基本設計や施設改修の設計管理委託料に4,465万円、15節工事請負費として弓道場、海洋センター、老健施設、小中学校などの施設改修や塗装改修などを行う工事費として1億2,975万円を計上してございます。17節公有財産購入費として医療健康センターの用地購入分7,047万3,000円、22節補償補填及び賠償金に用地の立木補償分として100万円をそれぞれ計上したものでございます。財源といたしましては国からの交付金2億3,567万円を計上いたしております。

次のページをお開きください。2款の選挙費でございますが、町長選挙及び農業委員会の選挙に関しましては、無投票でございましたので、それぞれ減額したものでございます。

次のページをお開きください。75ページでございます。3款民生費、3目老人福祉総務費でございますが、28節繰出金1億9,944万8,000円の減額となっておりますが、後期高齢者医療特別会計の繰出金が1億9,833万円の減額となっておりますが、一般会計での支出ということで、組み替えるものでございまして、上の方の19節負担金補助及び交付金に療養給付費負担金として1億9,181万1,000円を組み替えて計上しているものでございます。

次に、次のページの下の方ですが、5目老人福祉施設費として28節繰出金、介護老人施設特別会計へ166万1,000円を追加してございます。その下の6目障害者福祉費でございますが、20節扶助費3,219万1,000円でございますが、更生医療給付費、介護給付・訓練等給付費が対象者が増加したものでございまして、それぞれ追加となっております。一番下の児童福祉費でございますが、次のページをお開きください。次のページの77ページの19節負担金補助及び交付金のところ

に1,508万4,000円の減額となっておりますが、子育て応援特別手当につきましては、事業が執行停止となったことから減額するものでございます。

次のページ、78ページでございますが、下段の4款衛生費でございますが、環境整備事務組合費、塵芥処理事務組合費、それぞれ負担金等が確定したため、減額するものでございます。

次のページをお開きください。6款農林水産業費につきましても、事業確定による減額でございます。

80ページの農業集落排水事業に関しましては、農業集落排水事業特別会計繰出金297万5,000円を減額するものでございます。

82ページにお進みください。82ページ下段の部分ですが、土木費の道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費ですが1,674万5,000円の追加となっておりますが、内訳としましては、除雪費に2,252万3,000円を追加し、道路台帳補正業務委託など、ほかの業務を合わせて577万8,000円を減額したため、1,674万5,000円の追加補正となっているものでございます。

次のページをお開きください。2目の道路橋りょう新設費でございますが、3,363万9,000円の減額ですが、町道北本村・南古館線につきましては埋蔵文化事業調査を実施してからの工事ということでございますので、調査のための7節賃金、13節測量委託などを追加し、工事請負費、公有財産購入費、補償費等を減額したものでございます。一番下の土木費、住宅費に関しましては、ひろば台団地の造成工事等が終了したため、減額するものでございます。

次のページをお開きください。9款消防費でございますが、一番上の段、常備消防費に関しましては、八戸地域広域市町村圏事務組合の負担金が確定したため減額するものでございます。

85ページ下の段の教育費でございますが、132万4,000円の追加補正でございますが、これは財源内訳として公共投資臨時交付金、ここに国の特定財源が7,392万5,000円とございますが、公共投資臨時交付金等が確定したことに伴い、地方債を7,070万円減額するというような財源内訳補正でございます。

次に、86ページでございます。10款教育費、2項の小学校費でございますが、1、学校管理費5,186万2,000円の減額となっておりますが、15節工事請負費、18節備品購入費、それぞれ707万円、3,520万5,000円と減額となっておりますが、入札残と学校教育設備備品等につきましては、電子黒板、パソコン、テレビ及び理科教材等の入札の減でございます。

次のページをお願いします。3項中学校費でございますが、補正額が2,054万3,000円の減額でございますが、これも小学校費と同じく15節工事請負費、18節備品購入費と、内容的には同じでございます。減額となっております。

89ページにお進みください。7項の給食センター費でございますが1,803万8,000円の減額と。備品購入費、施設用備品、配食用のトラック等の入札残及び28節繰出金は1,167万2,000円、特別会計への繰出金の減でございます。

最後に、12款公債費、次の下のページでございますが、2目利子でございますが、23節償還金利子及び割引料で、利子964万円の減と。当初予定いたしておりました償還金利子よりも利子の方が下がっているため、減額と。一時借入金に関しましては、本年度一時借入金をしなかったため、525万円を減額したものでございます。

61ページにお戻りください。歳入でございます。歳入1款町税、1項町民税、2項固定資産税、4項市町村たばこ税等につきましては、収入等の伸び悩み及び消費の落ち込み等により減額するものでございます。

9款の地方交付税でございますが、次のページの上段ですが、平成21年度分の普通交付税48億3,301万2,000円が確定となっておりますので、その留保分2億1,871万1,000円を追加するものでございます。

64ページへお進みください。64ページの上の方の2段目でございますが、6目総務費国庫補助金と。1、総務費補助金の中に地域活性化・公共投資臨時交付金7,836万7,000円とございますが、これが先ほど教育費の方で財源内訳補正で説明申し上げました耐震化事業等へ充当するため交付となったものでございます。また、下の段の地域活性化・きめ細やかな臨時交付金につきましては、国の21年度2次補正分につきましては、臨時交付金として交付される金額でございます。

67ページへお進みください。67ページ、17款繰入金でございますが、2項基金繰入金ですが、財政調整基金及び減債基金繰入金とも減額して、ゼロとするものでございまして、今年度は両基金とも繰り入れをしないということとしたものでございます。

最後に、20款町債でございますが、1、総務債でございますが、2節合併特例債、これは760万円の減でございますが、南部地区公民館分でございます。完成したことにより減額するものでございます。1節の道路橋りょう整備事業債でございますが、町道整備事業債として、北本村・南古舘線の改良工事が翌年度以降となるため、減額するものでございます。消防防災事業に関しましては、ポンプ車の入札分、入札残分で減額するものでございます。社会体育施設費に関しましては、ふるさと運動公園事業につきましても、基本的な整備が完了したことに伴い減額するものでございます。義務教育施設整備事業債でございますが、小・中学校耐震改修事業債でございますが、先ほどの臨時交付金が交付されることに伴い、その分起債を借りなくてもいいということになったため、減額するものでございます。

56ページへお戻りください。56ページは、第2表繰越明許費の補正でございます。左から読み上げますが、2款総務費でございますが、総務管理費、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、これは1次分の補正の分で、3,532万円でございますが、町営市場等の屋根修理、公共施設の解体工事等々について繰り越すものでございます。

次の下の地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業につきましては、補正した金額2億4,587万3,000円、これは全額来年度で事業を執行するため繰り越すものでございます。

3款民生費の児童福祉費の子ども手当給付事業に関しましては、これはシステム改修ということで、システム改修の内示が2月末でございましたので、来年度以降の改修ということで441万8,000円を繰り越すものでございます。

8款土木費の道路橋りょう費でございますが、町道整備事業4,380万円に関しましては、埋蔵文化財調査に係る事業についてを繰り越すものでございます。次の8款土木費、5項住宅費の住宅・建築物安全ストック形成事業でございますが、総務省からの、総務省局統計局で実施しております住宅統計の公表値を使って行うための事業でございまして、公表が2月となったため、来年度で実施するというところで1,169万7,000円を繰り越すものでございます。

9款消防費、1項消防費でございますが、全国瞬時警報システム整備事業、俗にいうJアラートというものでございますが、平成22年度にしかちょっと機械の整備ができないということで711万円を繰り越すものでございます。

10款教育費の1項教育総務費でございますが、安全・安心な学校づくり交付金事業3億7,722万5,000円でございますが、これは学校の耐震化事業でございまして、剣吉小学校、福田小、南部小、福地中の耐震化工事を来年度に繰り越して実施するものでございます。10款教育費の2項小学校費、3項中学校費の理科教育設備整備等補助金事業でございますが、小学校分は62万7,000円、中学校分は92万円でございますが、これは理科教材の具体的に申しますと、人体模型等の制作の発注が多くて、今年度は全国的に発注が一気に行ったものですから、今発注してもできないということで、来年度に繰り越して実施するというところで、合計で7億2,699万円を繰り越すものでございます。

次のページをお開きください。第3表地方債の補正でございますが、先ほど歳入でご説明申し上げましたとおり、町道整備事業債から5事業につきまして、トータルの補正限度額が4億6,440万円ございましたが、それを1億1,200万円減額しまして、限度額を合計で3億5,240万円とするものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） まずページは72ページです。先ほども説明があったかと思いますが、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業の目を新設したという説明でありましたが、ここの13節から22節までのまず使われ方を詳しく説明していただき、その中の17節公有財産購入費7,047万3,000円用地買収費とありますが、ここはどこを指しているのでしょうか、まず、お聞きいたします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 先ほども節ごとにご説明申し上げましたが、もう少し詳しくということでございますので、13節委託料につきましては、設計管理委託料ということで、医療健康センター整備事業に係る設計の委託料も入ってございます。

15節工事請負費1億2,975万円につきましては、舗装の改修、あとは学校の屋根改修、あとは弓道場の改修事業、海洋センターの塗装、小中学校の給水施設の改修というような工事が主なものでございます。

17節公有財産購入費7,047万3,000円につきましては、医療健康センター整備事業に係る用地分でございます。

22節補償補填及び賠償金はその用地に係る立木補償費でございますので、各事業の詳しいまた内容につきましては、担当課長の方からよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 財政課長の説明に若干補足させていただきます。

用地につきましては、予算の計上どおりであります、場所につきましては、建設委員会に諮りまして、名川中学校周辺地ということで、事務局にされた細部の部分について詰めてまいりました。名川中学校に隣接した目で見れば、名川中学校のグラウンド用地に隣接した土地というこ

とで地権者の方々からは了解を得て用地費を計上した次第であります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 15節の工事請負費の中の建設課に係る部分は、福地地区が路上再生路盤を2,000万円予定してございます。それから、名川地区でございますけれども、名川地区は斗賀地区の村前・上明戸線、これを舗装新設で700万円、それから、剣吉上町の上町・前田線1,300万円、これも路上再生路盤です。それから、南部地区は沖田面・小向線、これも路上再生路盤工で600万円、それから、中居構・小波田線、これも路上再生路盤工で1,400万円ということで、合計で6,000万円の工事を組んでおります。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 今、医療健康センター整備事業に関する用地のことを話されましたけれども、これは答申があったからといってそれをそのまま進めるというのはいかななものでしょうか。今、場所の選定について、ようやく町民の皆さんの方からいろいろな意見が飛び交っている時期に、そういう住民の皆さんの声を退けて、補正予算で措置するという考えはどういうものでしょうか。今ようやく用地の件について、町民の皆さんの考えが届いてきた時期でありますので、これは町長にお伺いするのでありますが、町民との話し合いとか、町民との説明会があってもよいと考えておりますが、そのような手だてを行わず、答申どおり名川中学校の隣接するところに計画どおり進められるものなのかどうか、一言町民の皆さんへの説明があってもいいと思いますが、どう考えておられますか。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 医療健康センターにつきましては、何度も議論をして、何回も私申し上げているはずでございます。そして、検討委員会のほうからも協議をしていただき、再検討もしていただいて、そのことも広報等でも周知をしていますし、将来の住民の健康、また医療体制を守るということで、私の公約も掲げて今回も選挙戦をしてきたわけです。そういう中で、私はも

う議会の皆さんも同じ思いで、やはり必要な施設であると。あとは場所の部分でいろいろ議論があったわけですが、合併をした南部町全域を考えながら決定をしていくということで、今回の補正は私どもも予定していなかった２次補正という交付金 came たわけです。そういう部分を有効に活用して取り組んでいこうということからの補正計上でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 医療健康センター整備事業については、考えなどについては同意できる内容もあるわけですが、こと用地に対してはずっと住民の皆さんからもはっきりした情報が得られず、どこにするのかという話があって、12月の最初の方に請願書が出て、3カ月近く据え置かれたわけでありましたが、その間に住民の皆さんがかたずを飲んで見ていたわけでありまして、いま一度その住民の請願の地域の皆さんと話し合うとか、理解を求めるとか、もう少しきめ細かなやり方をするべきではないのかなと考えますが、いかがでしょうか。

また、その土地の選定に対して、わざわざ経費等がどのくらいかかるかわからないような盛り土の作業をするということは大変なことではないでしょうか。現地での建てかえということは全くもう考える余地がないのか、その点をお聞きます。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） この件につきましても、何回も現在地の場所においては用地的な面積、そういう部分も足りないということで、やはり新たな候補地を見つけて進むということで一般質問等々においても何回も答弁をしてきているわけでございます。やはり、本当に立花議員はいつも福祉を含めながら医療関係につきまして非常に関心が高い質問をしていただいているわけですが、本当に今将来に向けて、この医療体制、これをしっかりしていかないと、本当に間に合わなくなると、こういう部分は本当にご理解をいただきたいなど。我々も今財政的に交付金 come て、非常に財政的な部分においても今取りかかれる時期でもあるということ。そして、施設においてはもう合併後の地震のときにも水漏れ、そういう状況が発生しているわけでございます。本当に1年でも早く、私は完成に向けて取り組むべきセンターだと、こう思っておりますし、用地買収というのは、非常に決定していく上に大変難しい部分があります。逆に、早いうちに発表するこ

とによって、逆に先に買い取りといいますか、こういういろいろなものが発生してくるんです。そういう部分も含めながら、私どもも皆さんがあそこの場所であれば、南部町全体から見ても適切だなと、こう理解をいただける場所、そういう部分を私は検討委員会の方々からも答申をいただいたと思っておりますし、そういう部分を尊重しながら、これは取り組んでいきたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） あえて町長に私の意見を言いたいんですけども、医療健康センターですか、キャッチボールしにくい話を少し聞いてください。

私が考えるに、旧福地、旧南部地区の住民の人方というのは、大半というか七、八割はどんな立派な病院ができて、医療センターができて、恐らく使わないだろうと、そういう言い方をしている住民が結構いるわけです。その中で今までの経緯を見ますと、私もその委員の1人なわけですけども、町長は確かに十分説明をしたと。一般質問にも答えたというわけですが、私が委員をやっていると思うことは、まことに粗末な部分があると。

どういうことかということ、一つは、旧福地の場合は、ここに「ゆとりあ」という施設をつくって、ここである程度旧福地の場合の住民の医療とか、健康とか、福祉とかをある程度やりましょうということで、当時の金で七、八億円かけてつくったと。旧南部は南部で「ぼたんの里」ですか、つくった経緯があります。私らは旧福地の住民から言われる、旧南部の住民から言われるのは、せっかくそういうのをつくったんだから、それを生かしながらかっと少ない費用で効果を上げる方法がないのかと。ちょっとやっぱりみんなが不安に思っているのは、同じ三戸郡でも三戸とか五戸の町立病院がえらい赤字で困っているから心配をするわけです。その辺の説明は何回してもこれで十分ということはないと思うんです。

ですから、私はその一番今大事なことは、あきらぐらい詳しい説明をして、旧南部、旧福地地区の人方も「ああ、これだったらやっぱり町にとってこういうのが必要だ」という理解を得る努力を今まで以上にやらなければだめだなと、私は思うんですね。特に虎渡地区に決めて、結果、いろいろドクターヘリが着かないからだめだとか破算になった経緯を見ても、ちょっと進め方として粗末なところは否めないだろうと。そういうことで、町長はもうちょっと「何回も説明した」と突っ張るんじゃなくて、今の質問についてももうちょっと懇切丁寧に答える必要があると思うし、例えば名川の現在の町立病院から移ることによって、あの地域で商売している、そ

う方々だとか、病院に来たついでに買い物をしてくる人方の利便性だとか、その辺ももうちょっと話を聞いて、移るにしても、商売をやっている。あるいはいろいろ来たついでに買い物をする人方が今までよりえらい不便になることは確かだと思うんです。それを幾らかでもやわらげる努力といたしますか、そういうことがこれでもう十分だということがないくらい必要だと私は思います。

その辺をやっぱり私は町長にお願いしたいのは、広場地区の商売をやっている、あるいは銀行もあります。いろいろ農協もあるわけですね。そういう人方があそこに病院があるからついでに寄りやすいという部分を幾らかでも今不便になるわけですから、それをどう解消するか、こういうふうにやるから不安がないよということを具体的に行動してやらないと、やっぱり結果はうまくいったにしても、幾らか不満が残ると思うんです。そこを何ぼでも不満が残らない形で努力してほしいと。それを要望して進めてほしいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。立花君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第36号、2009年度南部町一般会計補正予算（第7号）についての討論を行います。

医療健康センター整備事業についての用地選定の件で、いまだ町民の同意が得られていない点を理由に、この1カ所の項目、17節用地買収費7,047万3,000円については同意できません。

よって、この議案については、この1点についての反対を述べ反対するものであります。

以上、反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数でございます。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第40、議案第37号、平成21年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 93ページをお願いします。議案第37号、平成21年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,599万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,996万5,000円とするものです。

97ページをお願いいたします。3、歳出について主なものをご説明申し上げます。1款1項1目給食管理費ですが、主なものは11節の需用費1,061万5,000円は新センターになって、設計上での計算に基づいて予算要求をしたものでありましたが、見込みがついたために減額するものです。13節委託料127万2,000円の減額については、契約残によるもののほか、ボイラー保守管理業務が保証期間のため不要となったために減額するものです。2目給食費、11節で390万6,000円の減額ですが、これは給食材料費であります。行事等の変更によって給食の日数が減ったためによるものです。なお、一般財源のところに41万3,000円とありますが、これは昨年のインフルエンザによって、学校閉鎖による急遽給食停止することができなかった分の親への負担を公費で負担したものであります。

前の96ページをお願いいたします。2、歳入ですが、1款1項1目給食費負担金ですが431万9,000円の減です。保護者からの給食負担金を歳出でも申し上げた理由によりまして、日数減によりまして減額するものです。

2款1項1目一般会計繰入金の1,167万2,000円は、一般会計からの繰り入れで、管理運営に充てるものです。今年度の見込みがついたために減額するものです。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 地産地消ということで、地元の食材の利用率、食育推進計画書、これが21年3月付の計画のようですが、それによりますと、全体の8.6%が南部町産ということになっているんですが、この目標を目標値の15%ぐらいまでですか、上げましょうという目標設定しているようなんですが、15%の根拠、どうしたら15%になるんだろうと。8.6%にとどまっているというのは、どういう理由があるのか、ご説明いただきたい。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

計画策定時には、給食センターの栄養士等から県の産品の納入状況等を確認しながら現在の当町の使用料が8.6%という数値であるということで主な内容をお聞きしましたところ、リンゴ等の果樹等に限定されているという現状がございました。これに生産者の方々からも計画策定に入ってくださいいておりますので、根菜類、ネギ、そういったものがある程度季節物に限られますけれども、一定収穫量は納入可能ではないかということで、これらを加味して15%という数値をつけた次第です。現実には、給食センターに納入するということに特化した話し合いを今続けている最中ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） わかりました。

それで、ちょっと気になるのは、推進計画の12ページにある何色ですかこれは、水色といいですか、グレーといいですか、南部町産、県内産、国産、その他のところに不明品または輸入品と

いう部分があるんですが、輸入品物というのは、仕方ない部分があるのかも知れませんが、最近のこの世のご時世からいくと、不明な、どこからどう来たかわからないという食材を使うのはいかがなものかなという感じがするんですよ。それで、それよりだったら、全体でいけば13.2%がその他の部分になるんですけども、その部分を南部町産として確保するような具体的な対策を考えれば、15%どころか、22%ぐらいまでになるんですかね。20%を超えるぐらいまで、これはすごく大きいんだと思うんですよ。それで、給食ということになると、どうしても給食費1食当たりの食材の経費がどうのこうのということがいつも議論されていた時期があった記憶があるんですが、余り今幾らぐらいですかね。少し給食費を上げて、少し高くつくような地元の食材を使って、何から何まで手に入るわけではないのしょうから、仕方ないところもあると思うんですが、そういう具体的な一つ一つの取り組みから地産地消ということを考えるのも学校給食の一つの役割ではないのかなと考えたりします。可能なのであれば、取り組んでいただければなと希望します。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 皆様のお手元の方に先般、計画書をお渡ししており、お持ちでない方が多いとは思いますが、計画書の中の12ページに、学校給食における地元食材の使用状況というところで、全体では13.2%の不明・輸入ということが表示されております。今現在において食の安全を考える際、大変不安を持つ次第であります。これらを解消することもこの計画を策定した緒となっております。実際加工品等になりますと、輸入品がどこからのものがこういう加工になったのかわからない部分とか、脱脂粉乳とか、いろいろあるわけであります。これらを解消して、食の安全に努めていきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） 一生懸命頑張ってもらいたいと思うんですが、前にも言ったかと思うんですが、以前に旧南郷の給食センターの栄養士さんとお会いして話したときに、やはりこの野菜は栽培していただけないですかとか、そういう交渉を直接するんだそうです。それはすべての農家というわけにはいかないんでしょうけれども、例えばそういうふうな季節的な調達の仕方とい

うのは、そういったところだけでもポイントはこう上がっていくはずなんですよ。ですから、確かに納入業者のことを考えると酷なところもわからないではないのですが、納入業者と生産者と一体になった、また栄養士さんと三者一体となったような取り組みみたいなのがすごくいいなと感じて帰ってきた記憶があるものですから、申し添えて質問を終わりにします。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

（午後1時57分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時11分）

.....
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第41、議案第38号、平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第38号、98ページからになります。平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。

第 1 条からです。歳入歳出それぞれ 2 億 9,323 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 28 億 2,715 万 3,000 円とするものであります。

107 ページをお開きください。歳出の主なものからご説明いたします。107 ページの中段の 2 款 保険給付費 1 項 1 目の一般被保険者療養給付費 15 億 7,920 万円から 7,720 万円を減額しまして、15 億 200 万円とするものであります。12 月までの実績ベースからの見込みを立てたものであります。次の 2 款 2 項 1 目等からは財源補正のみとなっております。

次のページをお開きください。108 ページの 3 款 後期高齢者支援金も財源補正、それから 5 款 の老人保健拠出金も財源補正となっております。6 款 介護納付金も財源補正となっております。

109 ページの 7 款 1 項 1 目の高額医療費共同事業拠出金は 1,332 万 3,000 円の減額で、3,787 万 1,000 円とするものです。これは 1 件当たりのレセプトの点数が 80 万円を超える部分にかかわる分の事業であります。次に、2 目の保険財政共同安定化事業拠出金は 1 件当たり 30 万円のレセプトにかかわる部分ですが、ここでも 6,109 万 4,000 円を減額するものであります。

次に、9 款の基金費 1 目の財政調整基金積立金を 12 月に補正しました 1 億 4,667 万 5,000 円、これを積み立てる予定でございましたが、減額しましてゼロといたしております。

11 款 1 目の償還金には、1,111 万円の増額補正と、これは 20 年度の療養給付費の国庫の精算分となっております。

次のページ、110 ページをお開きください。諸支出金、2 項 1 目の直診施設勘定繰出金 627 万 4,000 円の減額は、直診病院等の医療機器等の整備を行わなかったための減額となっております。

次に、104 ページへお戻りください。歳入の主なものからご説明します。104 ページ、1 款 1 項 1 目の一般被保険者国民健康保険税は 6,259 万 1,000 円の減額を予定しております。2 目の退職被保険者国民健康保険税は 400 万 1,000 円の減額、合計 6,659 万 2,000 円の減額となります。

次に、3 款 国庫支出金、1 項 1 目の療養給付費等の負担金でございしますが、2 億 4,143 万円の減額になっております。内訳としましては、一般被保険者療養給付費等が 2 億 2,684 万 2,000 円、老人保健拠出金が 441 万 3,000 円、後期高齢者支援金分が 729 万 3,000 円の増額補正となっております。介護納付金は 1,746 万 8,000 円の減額になります。

次に、105 ページの 3 款 国庫支出金、2 項 1 目の財政調整交付金であります。627 万 4,000 円の減額を予定しております。

6 款 県支出金の 1 項 1 目 高額医療費共同事業負担金は 328 万 8,000 円の減額。

7 款 共同事業交付金の 1 項 1 目の高額医療共同事業交付金は 1,552 万 9,000 円の増額、2 目の保険財政共同安定化事業交付金は 892 万 7,000 円の減額で、合計 660 万 2,000 円の増額となります。

一番下段の９款繰入金、１項１目の財政調整基金の繰入金は3,994万円の増額補正となります。

最後に、106ページをごらんください。10款繰越金、１項２目のその他の繰越金として1,921万4,000円の減額は、前年度の繰越金を減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

.....

議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第42、議案第39号、平成21年度南部町老人保健特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第39号、111ページからになります。平成21年度南部町老人保健特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

第１条から、歳入歳出それぞれ35万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,080万8,000円とす

るものであります。

118ページをお開きください。初めに、歳出からご説明いたします。1款1項1目の医療給付費は補正前の額781万2,000円から741万2,000円を減額しまして40万円とします。これは実質的に療養給付費の請求等が行われなかったための減額となります。1款1項2目の医療支給費も同じく232万6,000円の減額で、補正後の予算は1万円となります。

2款2項1目の繰出金は、補正額1,009万5,000円を増額補正します。これは、支払い請求等がないため、一般会計から繰り出す予定を一般会計に戻すものであります。

次に、116ページをごらんください。歳入の主なものからご説明いたします。1款支払基金交付金、1項1目の医療費交付金は補正前の額507万4,000円から450万円を減額します。

次に、2款国庫支出金、1項1目の医療費国庫負担金は118万8,000円を増額するものであり、これは過年度分に対する交付金となっております。

4款1項1目からは一般会計繰入金で、先ほどの過年度分交付金の分の一般会計を111万8,000円減額するものです。

5款1項1目の繰入金は345万1,000円を繰り入れするもので、これは前年度からの繰越金となります。

次に、117ページをお開きください。6款諸収入の1項1目雑入に221万1,000円を増額補正してございます。これは第三者行為による雑入となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

.....

議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第43、議案第40号、平成21年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第40号、119ページになります。平成21年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条から、歳入歳出それぞれ7,111万円を減額し、歳入歳出それぞれ21億2,624万5,000円とするものであります。

初めに歳出の主なものからご説明します。127ページをお開きください。2款保険給付費、1項1目の介護サービス等諸費18億7,616万8,000円から5,655万8,000円を減額し、18億1,961万円とするものであります。19節の負担金に内訳がついておりますが、5,658万8,000円の内訳としましては、居宅介護サービス給付費が738万9,000円の増、施設介護サービス給付費が1億1,405万6,000円の減、居宅介護サービス計画給付費が1,307万5,000円の増、地域密着型介護サービス給付費の3,663万9,000円の増、居宅介護福祉用具の購入費として39万5,000円の増額となっております。いずれも居宅介護に関する部分が増額になり、居宅介護にかかわる部分が減額となっております。次の3目の高額介護サービス等費の補正額405万1,000円の減額となっております。それから、5目の特定入所者介護サービス等費の279万7,000円の減、それから介護予防サービス等諸費は682万円の減と。合計で保険給付費が7,022万6,000円の減額となっております。いずれも施設介護にかかわる部分の減額が主な減額の要因となっております。

次に、4款1項から128ページの任意事業費まで財源の補正となっております。

124ページをお開きください。歳入の主なものになります。3款国庫支出金、1項1目の介護給付費負担金は1,872万4,000円の減額であり、これは介護居宅サービス給付費の20%と施設サービスの給付費の15%にかかわる部分の減額となっております。3款国庫支出金、2項1目の調整

交付金で651万7,000円の減額は、給付費の8.4%に相当する額の減額となっております。国庫支出金は全体で703万1,000円の減額となっております。

4 款の支払基金交付金、1 項 1 目の介護給付費交付金、社会保険診療報酬支払基金からの歳入でございますが、3,477万2,000円の減額は、実績ベースによる減額となっております。

次に、5 款 1 項 1 目の介護給付費負担金では965万3,000円の減額ということになります。

次に、125ページをお開きください。125ページの下段 7 款の繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金は、町負担の12.5%にかかわる部分でございますが、1,001万8,000円の減額となっております。

126ページ上段になりますが、7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は935万9,000円を繰り入れするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第44、議案第41号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第２号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 130ページになります。議案第41号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

第１条から、歳入歳出それぞれ１億9,636万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ１億7,723万5,000円とするものであります。この減額につきましては、一般会計で財政課長からもご説明がございましたが、今まで一般会計から繰入金として特別会計に繰り入れし、運用していた療養給付費を一般会計からの直接払いとするためのものであります。

135ページをお開きください。135ページの歳出の主なものからご説明します。１番下段の２款後期高齢者医療広域連合納付金の１項１目後期高齢者医療広域連合納付金３億6,762万5,000円から１億9,636万5,000円を減額し、１億7,126万円とするものであります。理由としましては、先ほどご説明しました療養費にかかわる部分を一般会計から直接払いするためということになります。

次に、歳入の主なものからご説明します。134ページの中段３款繰入金、１項１目の一般会計繰入金、補正前の額が２億6,926万円から１億9,833万円を減額し、7,093万円とするものであります。内訳としましては、右端の説明欄で、保険基盤安定繰入金が340万3,000円、給付費等の繰入金２億173万3,000円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第45、議案第42号、平成21年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長(坂本好孝君) それでは、議案第42号についてご説明いたします。

136ページからでございます。平成21年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

第2条でありますけれども、企業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正で、議決の収入及び支出予定額の総額にそれぞれ25万円を追加し、収入及び支出の予定総額を10億1,955万円とするものでございます。

それから、第3条であります。事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の補正であります。

次のページをお開きください。収入の既決予定額から1,187万4,000円の減額補正をし、収入予定額を4,971万4,000円に、また、支出の既決予定額から1,012万8,000円の減額補正をし、支出予定額を7,495万7,000円とするものでございます。

なお、今回の補正に伴い、収入額が支出額に対して不足する額の補てんをする過年度損益勘定留保資金の額2,349万7,000円を2,524万3,000円に改めるものでございます。

141ページをお開きください。最初に、収益的収入及び支出についてご説明をいたします。

まず最初に、収入についてでございますが、1款病院事業収益、2項医業外収益、6目の国・県補助金でありますけれども、新型インフルエンザ外来患者受入に係る医療用器具及び備品の整備に要する経費の補助金が新設されまして、その額が25万円に確定しましたので、補正をするものでございます。

それから、次のページ、支出でございますが、１款病院事業費用、１目医業費用、２目の材料費でありますけれども、先ほど新型インフルエンザ外来患者受入の補助金25万円を財源として、支出に医療消耗備品費ということで電子体温計、それからパルスキシメーターなどの医療器具の購入費に充てるため25万円の補正をするものでございます。

それから、次のページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

最初に収入からご説明をいたします。１款資本的収入、１項企業債、１目企業債でありますけれども、医療機器購入費確定に伴う借入額も確定しましたので、610万円の減額補正をするものでございます。それから、３項繰入金、１目国保事業勘定繰入金ですけれども、これも医療機器購入費確定に伴いまして、国庫補助金が確定しましたので627万4,000円の減額補正をするものでございます。それから、４項国・県補助金、１目国・県補助金でありますけれども、レセプト電算システム整備に係る補助金の確定に伴い50万円の補正をするものでございます。

それから、次のページ支出であります。１款資本的支出、１項建設改良費、１目の有形固定資産購入費の器械及び備品購入費であります。医療機器購入費等の額確定に伴いまして1,012万8,000円の減額補正をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 141ページの新型インフルエンザ患者外来設置医療機関設備整備費補助金ですか。これは具体的にどういったものだったんですか、ちょっともう一度説明していただきたいのと。

今回の新型インフルエンザはたまたま弱毒性だったということで、こういう余り大した社会現象にもならなくておさまりつつあるところもあると思うんですが、これが強毒性だった場合は、何か病院の施設設備の改良が当然必要になってくるんだと思うんですが、後づけでは多分強毒性の場合だったりすると間に合わないと思うんですが、私は遅かれ、早かれ、強毒性というのは発生するんだろうなと考えているんですが、事前にやはりこういうのはちょっと大変でも予算をとって、強毒性の隔離的な診療ができるような体制を準備する必要があるんじゃないかなと思ってご意見を伺いたいと思います。

それから、話は全然違う方になるんですが、診療レセプト請求というのがあるんですが、請求したレセプトは点数がそのまま認められて、100%認められないやに伺っているんですが、どれぐらいの割合でそういうのがあるのかご答弁ください。

○議長（小笠原義弘君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（坂本好孝君） お答えいたします。

まず最初に、新型インフルエンザ患者外来設置医療機関設備整備費ということでございますが、確かに今川守田議員もおっしゃいましたとおり、弱いということで、従来であればやはり毒性が強いのであれば、いろいろ建物を別にするとかいう入院用施設を整えとかということで進めなければならないと思っておりますけれども、今回そういうお話ししたとおり、弱いということでありましたので、実は病院としては外来を一般の患者と分けながら、入っている部屋を専用にして使って、新型インフルエンザの方には対応してきたということでございます。

それで、今回ここに補正しております補助金については、それらの患者等の受入をした場合に使用する、例えば体温計とか、そういう器具を整備する補助事業ということで、25万円の補助が新たについたということで、それで、20年度では新型インフルエンザの入院患者を受け入れる場合はということで、20年度でもその機器の設備補助金があって、人工呼吸器を210万円ほどで整備しているという状況です。

それから、あと1点のレセプトの請求をそのまま出してあって、丸々認められるのかということでありますけれども、幸いにうちの名川病院については大体ほとんど認められる状況であります。0.5%ぐらいの割合で、再診という形で翌月で精算されるという状況になっております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

弱毒、強毒に関しての不安ということでございました。確かに、フェーズ6まで行きましたけれども、パンデミックに対する対応ということで、マニュアルは市町村それぞれ国の指示によりつくっております。ただ、現実的には、ワクチンが間に合わなかったのかというような感じを受けております。実際、最後のワクチン接種を終わったのが2月上旬という形でございました。

ただ、これらを受けまして、厚生労働省では、今従来のインフルエンザのワクチンと混合したワクチンを開発しているということになっておりますので、今回の新型インフルエンザ対応としましては、ワクチンの確保は早期にできるものかと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） 新型に対してはわかりました。

レセプト0.5%ぐらいは翌月のということは、蹴られるということはないんですか、弾かれるということではないんですか。

○議長（小笠原義弘君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（坂本好孝君） 今先ほどご説明しましたけれども、レセプト請求を出してやって、疑義がありますよということで、一たんそのレセプトが病院の方に返ってくるという状況ですね。返ってきたものをもう1回再度見直しをしてやるということで、次の請求月でその部分は相殺されるということになります。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○14番（工藤久夫君） この病院事業について、ちょっとここ1カ月ぐらい前から十和田の市民病院だか、中央病院だかの会計なんかをずっと見ている東日本監査法人ですか。長隆さんという方がいろいろあそこの病院の経営のあり方についてこうすべきだ、ああすべきだと今ちょっとあっちに行ったり、こっちに行ったりして今方向が大体定まった段階ですから。私も国保の委員をやらせてもらっていて感じるんですけども、ここにいる議員の皆さんも私たちも病院の経営なものについては全く門外漢というか、覚えたふりをして実際はよくわからないわけですね。

そこで、これちょっと提案というか、町長の意見を聞きたいんですけども、今ちょうど病院を医療センターを建てかえるというそういう時期なものですから、全国のそういう自治体病院のあり方をよく覚えているああいう専門家の方々からこの今の計画を見てもらって、アドバイスをいただいた方が後々後悔しないのかなと感じるんですけども、今までどういう経緯でここまで

煮詰めてきたのか、私もわかる部分とわからない部分があるわけですが、要するに先日の十和田の病院のことを見ていますと、何でこのこんな立派な金をかけた病院をつくったのか、決めた人のあれがわからないとか、何か十和田の当時事業を決めた市長だとか、議会議員とか、その辺が身分不相応な金をかけてつくったのではないかと、それが大きい原因だとか、そういうことを新聞見ればついていっているわけですね。

私はここの病院はそうでもないと思うんですが、全国的にそういう自治体の病院で国からのいろいろな訪問診療とか、さまざまの助成がなければ9割以上が赤字だと。助成を組み込んでようやく帳尻合っているというのが何割かで、恐らく六、七割が赤字の決算を出していると、そう思うんですね。だから、今着工する前に、どうせやるのであれば、ああいう専門家からいろいろなアドバイスをいただくというのは、決して悪いことじゃないのではないかなと思うんですが、その辺の意見を伺う機会をつくったらどうかという提案に対して、考えがあればお知らせしてほしいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 医療センターの構想につきましては、平成もう12年前後の年から検討してきておりまして、私の記憶では、当時東京大学の先生、また郡の医師会の会長、そして市医師会の会長、そういう専門の方々を組み入れた委員会をつくって、そして現在の計画書ができ上がっております。当時保健福祉課長、メンバー構成は後で課長の方からも答弁させますが、既にそういう専門の方々を入れて構想、内容に至っているということを申し上げておきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 町長の答弁に補足しますが、そのとき、委員としてお願いしたのは、弘前大学医学部長の菅原教授、それから東京大学の西垣教授、それから八戸医師会長でありました土井三乙先生等をお願いしてありました。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○14番（工藤久夫君） そのどこの大学の教授だとか、どこの大学の先生をお願いした。それはわかるんですけども、技術的な医学の専門家という考えの立場と会計とか、経理を見る方の、経営の数字を見る専門家の考えというのは決して同じではないと。そういうことで、私はひらめきでもないんですけども、例えば自動車を運転するにしても、構造に詳しい人がいい運転手かという決してそうではない。運転が上手だからメカニックに明るいかといったら、そうでもない。そういうものだと思うんですね。

ですから、私が考えるには、例えば今五戸の町立病院も今までの設備投資の返済のお金と運営の赤字でもって約年間8億円不足の金が生じていると。三戸の町立病院は幾らか今改善してきてもやっぱり建物の設備の返還と運営の赤字でもってトータル5億円ぐらい金が飛んで行くと。そういうのを聞けば、町民から本当に大丈夫なのかという不安な声を聞くわけですよ。だから、何回説明してもいいと思うんですけども、そういう病院経営の数字に明るい人のそういう意見は、今まさに聞く時期ではないかなと。そういうことで伺っているわけですね。医者、医学の専門家から聞いても私は余り意味ないんでないかなと思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 舌足らずでございました。弘前大学の菅原教授に関しましては、医師の派遣という形のものを検討していただくということで検討していただいております。それから、八戸医師会長土井先生には、実際に病院経営に携わっている方のご意見ということで意見をちょうだいしておりました。それから、西垣教授におかれましては病院経営のあり方そのものという形で、西垣先生は医師ではございませんでした。そういった経営面の部分を検討してまいりました。それが功を奏して今現在の名川病院の黒字に結びついたものと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

議案第43号から議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) お諮りいたします。この際、日程第46、議案第43号から日程第48、議案第45号までの議案3件を会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第44号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、議案第45号、平成21年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長補佐。

○環境衛生課長補佐(工藤満君) 議案第43号です。145ページをお開きください。平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明します。

この予算は、事業費の精査によって補正するものでございます。歳入歳出それぞれ643万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,945万円とするものです。

歳出について説明します。152ページをお開きください。152ページ、歳出、主なるものを説明します。第1款1項1目の公共下水道建設費です。558万5,000円を減額するものです。内容としては、委託料の測量設計業務を190万円減額、15節の工事請負費を200万円の減額とするものです。あとは、22節の補償補填及び賠償金ですけれども、これを109万9,000円減額するものです。

あと、歳入として、前ページをお願いします。151ページです。事業費が減額になったことによって一般会計繰入金とそれから、事業債がそれぞれ減額になっております。繰入金は821万6,000円

の減額、それから事業債は480万円の減額です。主なる収入が増額になったものは、4 款の雑入でございます。これは消費税還付金となって、609万4,000円となっております。

148ページにお戻りください。繰越明許費でございます。これは、公共下水道事業費ですけれども、管渠工事2件ほど、浄化槽センター機械電気設備工事費ですけれども、1億8,870万円を平成22年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、153ページです。議案第44号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、これにつきましては、処理施設委託業務が落札によって減額になったものが主なものです。歳入歳出それぞれ350万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,918万7,000円とするものです。

歳出について説明します。159ページをお開きください。歳出ですけれども、一般管理費は財源補正のみです。金額の増減はありません。2目の施設管理費350万円の減額となります。主なるものとしまして、委託料が160万円の減額となります。

歳入を説明します。157ページをお開きください。1款1項1目受益者負担金、これは上名久井、下名久井に限るんですけれども、受益者負担が見込まれたものよりも少なくなりましたので、312万円を減額しております。

あと主なるものとしまして、繰入金ですね。これはまず事業費によって減額したものです。減額は297万5,000円となります。

あとは5款1項1目の雑入ですけれども、消費税還付金が確定されましたので、増額として242万円を乗せております。

続きまして、議案第45号、平成21年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明します。この補正は企業団に施設の設計を業務委託を依頼して、その設計費が確定いたしましたので、その減額となっております。歳入歳出それぞれ31万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,890万6,000円とするものです。

歳出について説明します。164ページをお開きください。施設建設費ですけれども、負担金が31万4,000円の減額となっております。これは先ほど言いましたが、水道施設設計費が確定したことにより減額であります。

前のページにお戻りください。163ページになります。歳入です。歳入は一般会計繰入金、減額が31万4,000円となります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号、議案第44号並びに議案第45号は原案どおり可決されました。

議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第49、議案第46号、平成21年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（佐々木博美君） 165ページをお開き願います。議案第46号、平成21年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億6,825万円を減額し、予算の総額を26億8,200万円とするものでございます。

169ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。

事業勘定の1款1項受託金、1目受託販売収入3億4,305万円を減額して24億5,695万1,000円としております。現年度分につきましては、3億5,000万円の減額としております。当初予算額で28億円でしたが、24億5,000万円程度になる見込みとなりました。販売収入の状況でございま

すが、4月から2月までの11月分までの総計ではおよそですが、数量で1万5,600トン、金額では22億2,000万円となっております。およそ25億円の売上となりました前年度の同じ時期と比較しますと、数量では28トンの増となっておりますが、金額では1億3,000万円ほど少ない状況でございます。残る3月の販売収入の見込みですが、現在1日当たり前年より200万円ほど多く販売しているわけですが、850万円ぐらいとなっております。それに営業日数3月分でございますけれども、23日を見込んでございます。2節の過年度分につきましては、買受代金未収金に係る代物弁済物件が売却となりましたので、その売却代金を計上するものであります。

業務勘定1款1項使用料の5目冷蔵施設使用料の63万9,000円の減額でございますが、雑入の冷蔵コンテナ電気料に変更して徴収しております。5目を廃止して、名目計上化したものでございます。

1款2項手数料、1目受託販売手数料2,443万円の減額は、受託販売収入の減額に伴うもので、出荷している方からいただいております手数料7%でございます。

2款2項繰入金、2目基金繰入金10万1,000円の増額となっておりますが、本年度において新たに保有しました財政調整基金及び買受人保証金管理基金からの取り崩し等に備えまして、科目を設けて名目計上化したものでございます。

171ページをお開き願います。歳出でございますが、事業勘定1款1項受託費につきましては、歳入の事業勘定の現年度分で説明したとおりでございます。省略いたします。

業務勘定1款1項市場管理費でございますが、各項目にわたり経費の節減及び受託販売収入の減額に伴う不用額などのほかに、14節としては事務機借上料288万5,000円の減額としております。これはコンピューターの更新作業がおくれましたので、新年度から新規契約して導入するというところで今進めているところでございます。25節の積立金につきましては、買受人保証金管理基金積立金に174万9,000円を増額するものですが、これまで買受人の方から預かった保証金のうち、一部につきましては、特別会計で運用してきた金額がありました。保証金の全額を基金で管理するように残額分を計上するものでございます。財政調整基金1,111万4,000円の減額は、受託販売収入の減額に伴い補正するものでございますが、補正後の積立金は1,591万8,000円となります。それでも、予算の執行に当たりましては、今後の販売収入にもよりますが、財政収支を見て、その範囲内で積み立てすることとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第50、議案第47号、平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長(神山不二彦君) 議案第47号でございます。172ページになります。平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ282万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億450万円とするものでございます。

177ページにお進みください。歳出でございます。今回の補正は、事業の確定と決算見込みによって補正するものが主なものでございます。1款1項1目11節需用費でございますけれども、消耗品費、修繕費等、施設の老朽化に伴う修繕等の経費が主なものでございます。13節委託料につきましては、施設等の管理業務の決算見込みでございます。2目療養費の13節委託料の減額につきましては、利用者の減による給食業務の減でございます。

上のページでございます。176ページ、歳入のご説明を申し上げます。1款サービス収入、それから2款分担金及び負担金、補正額198万2,000円と負担金の250万円の減額でございます。これはインフルエンザ等によりまして入所者が減になったことによる減によるものでございます。

4款繰入金について、一般会計からの繰り入れを166万1,000円補正し、8,383万5,000円とするものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 176ページ、歳入のところなんです、2款1項1目負担金、これは250万円の減額で、入所利用料というふうになってはいますけれども、人数にしてはどのくらいなのか。施設入所の方が今退院されているということですが、どういう理由から退院されているのか、どういう原因なのかお聞きいたします。

○議長（小笠原義弘君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（神山不二彦君） ただいまの質問は2款1項1目負担金についてだと思います。入所利用料の減額につきましては、先ほど申しましたインフルエンザ対策による利用者が控えたものと。あと、対策として個室を1室確保しているものでございます。

あと、退所の理由としましては、高齢化に伴いまして、入退院が多くなっておりますので、その入退院による減額もでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） ちょっと申しわけありませんでしたが、聞き取れないところがありましたので、高齢の方が多いわけでありますけれども、お亡くなりになっている方なども多数おられるとか、そういうことでしょうか。それとも、老健という性格上利用できない入所者もおられるための退院といいますか、退所されているのか、どのようにお考えになっておられますか。

○議長（小笠原義弘君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（神山不二彦君） 聞き取れないということでしたので、再度申し上げたいと思いますけれども、高齢化に伴いまして、病気等をする場合がございます。その場合、医師が施設に寄りまして治療等をする場合もございますけれども、施設等で治療できない場合には他病院、名川病院とか、南部病院とか、三戸病院とかに入院させる場合がございます。その場合に、その人が病院の方で「ああもういいよ」となった場合に、居宅に直接帰れない場合に、また施設に戻らなければいけませんので、その病床を確保しておく必要がございます。そういう関係で、病床をあけておく場合がございます。それでよろしいでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） 178ページ、一番最後なんですけれども、一般職の給与明細合計が1億7,568万4,000円ですね、補正後が。それで、職員数が25人ですね。それでちょっと単純に25人で割ってみましたら1人頭702万7,000円ぐらいということになるんですよ。今時の老人福祉関係の職員としては随分と高額な報酬なのかなという気がして、どういう事情なのか、その給与体系についてちょっと説明いただけますか。

○議長（小笠原義弘君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（神山不二彦君） 給料を25人で割りますと、367万円平均になると思います。給料等については一般職、それから医療職等の給料がございまして、医療職につきましては、医師、それから看護師、それから理学療法士、作業療法士が一般職とは別な給料体系で運営しております。ボーナス等も入れば、別の企業等よりは大きな金額になると思います。これは共済費の占める割合も近年多くなっておりますので、ご理解ください。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
なお、本会議終了後、引き続き予算特別委員会が開催されますので、よろしくお願いいたします。
本日はこれにて散会いたします。
ご協力まことにありがとうございました。

（午後 3 時14分）

第27回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成22年3月15日（月）午前10時開議

- | | | |
|------|---------|--|
| 第 1 | 議案第 1 号 | 平成22年度南部町一般会計予算 |
| 第 2 | 議案第 2 号 | 平成22年度南部町学校給食センター特別会計予算 |
| 第 3 | 議案第 3 号 | 平成22年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算 |
| 第 4 | 議案第 4 号 | 平成22年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算 |
| 第 5 | 議案第 5 号 | 平成22年度南部町国民健康保険特別会計予算 |
| 第 6 | 議案第 6 号 | 平成22年度南部町老人保健特別会計予算 |
| 第 7 | 議案第 7 号 | 平成22年度南部町介護保険特別会計予算 |
| 第 8 | 議案第 8 号 | 平成22年度南部町介護サービス事業特別会計予算 |
| 第 9 | 議案第 9 号 | 平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 10 | 議案第10号 | 平成22年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算 |
| 第 11 | 議案第11号 | 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計予算 |
| 第 12 | 議案第12号 | 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第 13 | 議案第13号 | 平成22年度南部町簡易水道事業特別会計予算 |
| 第 14 | 議案第14号 | 平成22年度南部町営地方卸売市場特別会計予算 |
| 第 15 | 議案第15号 | 平成22年度南部町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 第 16 | 議案第16号 | 平成22年度南部町介護老人保健施設特別会計予算 |
| 第 17 | 議案第17号 | 平成22年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算 |
| 第 18 | 議案第18号 | 平成22年度南部町大字平財産区特別会計予算 |
| 第 19 | 議案第19号 | 平成22年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算 |
| 第 20 | 議案第20号 | 平成22年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算 |
| 第 21 | 議案第21号 | 平成22年度南部町大平財産区特別会計予算 |
| 第 22 | 請願第 1 号 | 名川病院移転新築候補地を名久井地区の現在地周辺に決定する事を求める
請願書 |
| 第 23 | 陳情第 1 号 | 法務局職員の増員に関する陳情書 |

第 24 陳情第 2 号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を
求める陳情書

第 25 常任委員会報告

第 26 閉会中の継続調査の件

追加第 1 町長提出議案追加提案理由の説明

追加第 2 議案第 48 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

追加第 3 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企画調整課長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君
税 務 課 長	八木田 良 吉 君	住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君

健康福祉課長	有 谷 隆 君	環境衛生課長補佐	工 藤 満 君
農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君	農村交流推進課長	小笠原 覚 君
商工観光課長	大久保 均 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君	名川病院事務次長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君	市 場 長	佐々木 博 美 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
主 事	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第27回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

（午前10時01分）

議案第1号から議案第21号の委員長報告、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、日程第1、議案第1号から日程第21、議案第21号までを会議規則第37条の規定により、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第21号までの平成22年度南部町各会計予算議案21件を一括議題といたします。この議案は予算特別委員会に審議を付託しておりましたので、ここで、委員長の報告を求めます。委員長。

（予算特別委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○予算特別委員会委員長（河門前正彦君） 予算特別委員会の報告をいたします。

去る3月9日の本会議におきまして、本委員会に審議を付託されました議案第1号から議案第21号までの平成22年度南部町各会計予算議案21件につきましては、3月11日、12日開催の本委員会におきまして慎重に審議した結果、全議案が原案のとおり可決されましたことをご報告いたします。

○議長（小笠原義弘君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

委員会の審議結果は、議案第1号から議案第21号まで、それぞれ原案のとおり可決であります。

質疑は予算特別委員会で行いましたので省略し、これより討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 2010年度南部町一般会計予算案に対する討論を行います。

今必要なことは、経済危機から国民の暮らしを守り、日本経済を立て直すために大企業の巨額の内部留保と利益を社会に還元させて、雇用、中小企業を守ること、自公政権が続けてきた社会保障削減路線による傷跡を是正するために社会保障の拡充を図ること、軍事費と大企業、大資産家減税という「二つの聖域」にメスを入れて財源を確保し、庶民増税の不安を解消することであります。

ところが、国の予算案は、こうした政治の転換に踏み出すものになっていません。その流れを組む本予算案ではありますが、町民にとって改善され、評価できる項目はあります。しかしながら、全体として、町独自の施策や医療、介護、福祉面での社会保障拡充への転換は見受けられません。より豊かな町づくりへの町民の要求にこたえていただきたい。

2010年度南部町国民健康保険特別会計予算案に対する討論を行います。

低所得者に重い負担を強いている典型が国民健康保険税です。国保の保険税収納率は2008年度平均で88.35%。ついに9割を切りました。その根本にあるのが高すぎる国保税です。所得300万円の夫婦、子供二人世帯で、国保税が40万円以上にもなります。国保会計に対する国庫負担を引き下げてきたことが最大の原因です。この20年余りの間に国庫負担率が半減する一方、一人当たりの保険税が倍増しています。

以上述べた背景が現実にあるにもかかわらず、理事者は、国保税は高くないという認識です。国保加入者の感情となんとかけ離れたとらえ方でしょうか。現実を見ていないと言わなければなりません。高すぎる国保税を払えない人からの保険証取り上げで、現場では深刻な事態が起きています。その一つに資格証明書の発行があります。資格証明書の発行がゼロのさいたま市では、担当者が払えない人には事情を聞いて分納するなどの相談にのる。滞納者に会えば資格証明書を発行するの必要がなくなると話しています。他の自治体を参考に、良い点は実行していただき、福祉の心を強く抱いて欲しいものであります。

命を守るべき医療保険の負担が重すぎて、病院にかかれずに命を落とす。あるいは、そのこと

を苦にしてみずから命を絶つ。こんな国や自治体でいいのでしょうか。一致できる方と力を合わせて、改善して行こうではありませんか。

2010年度南部町老人保健特別会計予算案に対する討論を行います。

後期高齢者医療制度をすぐに廃止し、老人保健制度に戻すよう求めています。老人保健制度は、高齢者を国保や健保に加入させたまま、現役世代より窓口負担を軽減する、財政調整の仕組みです。後期高齢者医療制度を廃止して、老人保健制度に戻せば、保険料の際限のない負担増や別枠の診療報酬による差別医療はストップされます。保険料の年金天引きや保険証取り上げもやめさせることができます。老人保健制度につきましては、制度の導入と同時に有料化されたために法案には反対し、その後、国庫負担削減や患者負担をふやすなど、旧政権による制度改悪に反対してきました。

2010年度南部町介護保険特別会計予算案に対する討論を行います。

介護保険は、措置制度を廃止して契約に基づく利用の方式へ転換することで、社会保障に市場の仕組みを持ち込むとともに、非営利原則を放棄することで、営利企業の介護保険事業への参入を可能にしました。また、保険制度とすることによって、保険料を新たな財源として組み入れる仕組みに変え、国庫負担の割合を劇的に低下させました。同時に、利用者には定率1割の利用料を課し、保険料負担と併せて国民への費用負担の転嫁を進めました。さらには、医療保険が適用されていた療養型医療施設を介護保険施設に組み入れて医療と福祉の費用の分担関係を変え、医療費の削減を強引に進めました。

このように、介護保険の制度化は、社会保障の市場型への転換とビジネス化、国庫から国民への負担転嫁を一挙に進めました。介護保険の制度的欠陥は、サービスの利用、提供を当事者同士の契約関係にゆだねたため、市町村の役割と負担があいまいにされ、介護サービスを必要としている人に市町村が責任をもって提供するという社会保障の基本が揺らいできたことです。

理事者は、以上述べてきた内容を理解しようと努めてきたのでしょうか。介護現場の状況を見ようとせず、理解する考えを持たなければ、介護現場の様子を知ることはできません。知るための努力をしてきたのでしょうか。介護保険制度は今年4月で発足11年目に入ります。この間、介護保険の町独自の保険料、利用料の軽減や免除、上乘せサービスを訴えてきました。見るべき成果が得られなかったのは、介護現場の改悪された内容や様子を理解しようとしいない態度にあります。福祉の心はないのでしょうか。多くの皆さんの力を借りて、いつでも、誰でも、どこでも必要な介護サービスが、負担の心配なく利用できる制度に変えていきたいと考えております。力を貸していただけないでしょうか。

2010年度南部町後期高齢者医療特別会計予算案に対する討論を行います。

後期高齢者医療制度の保険料は都道府県ごとに決まっています、今の全国平均額は年、約6万2,000円。4月からは少なくとも20都道府県で上がる予定です。青森県では保険料は据え置かれました。これは、県民運動の成果であります。保険料は、制度が続く限り、2年ごとに果てしなく引き上げられる仕掛けがあります。後期高齢者医療制度は、医療給付費の一定割合を75歳以上の人の保険料で負担すると法律で決めています。だから医療費がふえると保険料が上がります。さらに、初めは10%だった負担割合は、75歳以上の人口の増加につれて引き上げられます。4月からは10.26%になります。生活保護の受給者以外は、低所得、無収入、無年金の人まで全員が保険料を取られ、サラリーマンや公務員の家族に扶養されている本人が保険料を払う必要はなかった人も、払うことになりました。政府は、制度廃止を先送りにする代わりに、保険料の引き上げを抑えると言ってきましたが、それをほごにして、国は何の予算もつけず、自治体の自助努力任せにしました。後期高齢者医療制度の一日も早い廃止を求めて、運動を強めていきます。

後期高齢者医療制度は廃止するしかないとお考えの皆さんのご協力をお願いするものであります。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。佐々木元作君。

（17番 佐々木元作君 登壇）

○17番（佐々木元作君） 私は、平成22年度会計予算審議において、河門前名委員長による卓越した委員会進行と、明朗快活な町長の行政理念に基づく予算の内容と、懇切丁寧な課長諸君の説明において11日、12日の両日における各会計審議は、全議員各位をもつての特別委員会は、真摯かつ活発な意見を交わし十分審議されたものであり、来る22年行政予算は適切なものであって、ここに声を大にして賛成討論とするものであります。

議員各位の多数のご賛同をいただきたく、賛成討論といたします。

○議長（小笠原義弘君） ほかに討論ございませんか。松本陽一君。

（5番 松本陽一君 登壇）

○ 5 番（松本陽一君） それでは、賛成討論を行います。

平成22年度南部町一般会計予算についての討論を行います。

予算総額100億7,000万円の一般会計予算については厳しい財政現状の中で、前年度比で基金取り崩し額を減額し、また、交付金については交付税算入、町債の活用など財政健全化と行政改革を進める将来的な財政の健全性確保に十分配慮していると思ってございます。

これからの町づくりの振興計画に盛り込まれました事業に対する限られた財源を効果的かつ積極的に配分した予算編成であると認めております。

よって、議案第 1 号については、賛成するものであります。

平成22年度南部町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

予算総額29億4,930万円の国民健康保険特別会計予算については、22年度の総医療費から国などからの負担金及び交付金、病院などで支払う一部負担金を差し引いた金額が国保税額となるものでございますが、資産割、所得割、均等割、平等割の 4 区分によって課税されています。低所得者に対する国保税の軽減 2 割、5 割、7 割の区分で均等割、平等割が軽減される国保税の軽減制度が実施されております。それから、災害や病気、あるいは仕事をなくされ著しく生活が苦しくなったり、国保税の支払いが困難となった場合の分割納付や減免等が実施されているところでございます。

このようなことから、納付相談とよくわかる国民健康保険の情報提供を町民に提供することを要望し、議案第 5 号については賛成するものであります。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより分別で採決いたします。ただいま討論がありました議案第 1 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号及び議案第 9 号は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第 1 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号及び議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 号から第 4 号、議案第 8 号及び議案第 10 号から第 21 号までの 16 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号から第 4 号、議案第 8 号及び議案第 10 号から第 21 号は、原案のとおり可決されました。

請願第 1 号から陳情第 2 号の委員長報告

○議長(小笠原義弘君) 日程第 22、請願第 1 号から日程第 24、陳情第 2 号までの請願 1 件、陳情 2 件は、所管の常任委員会に審査を付託しておりましたので、ここで委員会の報告を求めます。

最初に、教育民生常任委員長の登壇を求めます。工藤幸子君。

(教育民生常任委員会委員長 工藤幸子君 登壇)

○教育民生常任委員会委員長(工藤幸子君) 教育民生常任委員会の請願及び陳情審査結果の報告をいたします。

去る 3 月 5 日の本会議において本委員会に付託されました請願第 1 号、名川病院移転新築候補地を名久井地区の現在地周辺に決定する事を求める請願書、陳情第 1 号、法務局職員の増員に関する陳情書について、3 月 8 日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布しております請願及び陳情審査報告書のとおり、請願第 1 号は、問題の重要性に鑑み、なお慎重に審査する必要があるため継続審査と決しました。

陳情第 1 号は、人員不足の部分もあると考えられますが、国の方針で人事配置をしているため、不採択と決しました。

以上で、請願及び陳情審査結果の報告を終わります。

○議長(小笠原義弘君) 次に、産業建設常任委員長の登壇を求めます。河門前正彦君。

(産業建設常任委員会委員長 河門前正彦君 登壇)

○産業建設常任委員会委員長(河門前正彦君) 産業建設常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

去る3月5日の本会議において本委員会に付託されました陳情第2号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情書について、3月8日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布しております陳情審査報告書のとおり、問題の重要性に鑑み、なお慎重に審査する必要があるため継続審査と決しました。

以上で、陳情審査結果の報告を終わります。

○議長(小笠原義弘君) 教育民生常任委員長、産業建設常任委員長の報告が終わりました。

.....

請願第1号の質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第22、請願第1号、名川病院移転新築候補地を名久井地区の現在地周辺に決定する事を求める請願書を議題といたします。

この請願書に対する委員長の報告は、継続審査であります。質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり継続審査と決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、請願第1号は継続審査とすることに決しました。
-

陳情第1号の質疑、討論、採決

- 議長(小笠原義弘君) 日程第23、陳情第1号、法務局職員の増員に関する陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は、不採択であります。質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、陳情第1号は不採択することに決しました。
-

陳情第2号の質疑、討論、採決

- 議長(小笠原義弘君) 日程第24、陳情第2号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情書を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は、継続審査であります。質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、陳情第2号は継続審査することに決しました。

常任委員会報告

- 議長(小笠原義弘君) 日程第25、常任委員会報告を議題といたします。
本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
常任委員会の報告を終わります。

閉会中の継続調査の件

- 議長(小笠原義弘君) 日程第26、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

.....

日程の追加

○議長(小笠原義弘君) お諮りいたします。

本日、町長から議案第48号、人権擁護委員の候補者の推薦について、議案1件が追加提案されました。また、閉会中の継続審査の件2件が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案1件、閉会中の継続審査の件2件を、日程に追加し議題とすることに決しました。

ここで、会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

(午前10時33分)

.....

○議長(小笠原義弘君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前10時34分)

.....

町長提出議案追加提案理由の説明

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、本日追加提案いたしました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第48号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員2名の任期満了に伴い、候補者として次の方々を推薦したいので、議会の同意を求めるものであります。

候補者として推薦する方は、住所、南部町大字鳥舌内字下沢田20番地2、氏名、田村千代美氏、昭和11年4月13日生まれ。同じく住所、南部町大字福田字下館36番地1、氏名、工藤信一氏、昭和21年10月23日生まれ。

以上の2名でございます。

お二人とも適任者と認められる方々でございますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(小笠原義弘君) 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

議案第48号の上程、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第2、議案第48号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は同意することに決しました。

.....

閉会中の継続審査の件

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

.....

閉会の宣告

○議長(小笠原義弘君) 以上で、今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長、赤石副町長、角濱教育長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 第27回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、3月5日から本日までの長期間にわたる日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございました。

また、平成22年度の一般会計及び各特別会計の当初予算案のほか、条例案、補正予算案並びに

人事案件等、提案いたしました全議案とも慎重審議の上、原案のとおりご議決、ご承認を賜りましたことに対し、重ねてお礼を申し上げます。

昨年の衆議院選挙において、新たに発足した鳩山政権による初めての予算が、去る３月２日、衆議院を通過し、国の平成22年度予算が年度内に成立することが確定いたしました。

これにより、本定例会に提案し、ご議決をいただいた新年度の当初予算を予定どおり執行することができることとなり、安堵しているところであります。

子ども手当の創設をはじめとする国の新年度予算の中には、町の予算に直接影響するものではございませんが、高校の実質無償化など、住民の生活を支援する政策が盛り込まれており、これらにより、厳しい経済情勢の中、地域住民の生活が少しでも向上されることを期待しております。

さて、町で進めております、グリーン・ツーリズムに関連し、平成22年度において、タイ及び台湾の中学校、高校、大学など５校の農業体験修学旅行生を受け入れる見込みとなり、今後、受け入れに向けた準備を本格化させていくこととなります。

全国で２カ所のみ指定を受けている、国際グリーン・ツーリズム商品化モデル地域である当町にとりましては、達者村関連の事業を推進していく上で励みになるものであり、また、今後予定されている定住自立圏構想の中でも、当町がグリーン・ツーリズムに関して、リーダーシップを発揮し、地域の活性化へつなげて参りたいと考えております。

さて、今年も、３月の半ばとなりました。町内では、高等学校や中学校の卒業式が行われ、たくましく成長した子どもたちが、学舎を元気に巣立っていきました。間もなく、小学校や幼稚園、保育園でも卒業式、卒園式を迎えます。

そのような中、私は、特に高校、中学校の卒業式に出席した際、考えさせられることがあります。それは、「果たして、彼らの中の何人が、この南部町に引き続き住み続けるであろう。」「町外・県外へ出て行き、知識と技能を身につけた若者が何人南部町に帰って来るであろう。」ということであります。

南部町の学校を巣立った若者たちが、住み続けられる活力に満ちた町、そして南部町に帰って来ることができる魅力のある町、帰ってきたいと思えるあたたかい町を創ることが、少子高齢社会を解決できる道であると考えております。そのためには、農業、商工業など地場産業の底上げと誘致企業などによる雇用の確保。また、上下水道や道路、住宅地など生活環境の整備。乳幼児期から高齢期まで安心して医療・健康・福祉の包括的なサービスが受けられる体制の確立。学校教育、社会教育、伝統文化の継承など南部町らしい教育の推進。これらあらゆる分野を総合的に推進できる強い行財政の確立などが必要であります。

しかし、すべての事業を一気に行うことは不可能ですし、あらゆるサービスを行政がすべて賄うことにも限界があります。

そのためには、議会と行政との間での議論をもって、事業の取捨選択と重点化を行うほか、関係団体や町内会、住民の皆様のご協力をいただきながら、みんなが知恵と力を出し合って町をつくり上げ、それを支えていく。そのような町こそが、今後訪れるであろう地方分権社会、地域主権改革における地方自治体のあるべき理想の姿であると考えております。

その基礎をつくる重要な時期を南部町は迎えることとなりますが、議会冒頭で申し上げました所信を基本とし、ご議決をいただきました、平成22年度当初予算に計上した事業、及び、平成21年度補正予算に計上した国の第一次及び第二次補正に係る事業を、地域経済の活性化に資するよう、年度をまたぎ、継続的に実施、執行して参る所存でありますので、議員各位におかれましても、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げる次第であります。

最後に、本日は定例会の最終日となりますが、こちらにおります赤石武城副町長及び角濱清輝教育長のお二方が、本日で任期満了となります。

お二方とも平成18年3月の定例会において選任させていただき、これまで4年間にわたり、町長部局及び教育委員会部局の取りまとめ役として、特に町村合併直後の大変な状況の中、南部町の一体性の確立のためにご尽力をいただきました。

この場をお借りしまして、お二方に対し、心より敬意と感謝を申し上げる次第であります。

赤石副町長、角濱教育長におかれましては、健康にご留意され、南部町のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、本定例会閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

○議長(小笠原義弘君) 赤石副町長。

(副町長 赤石武城君 登壇)

○副町長(赤石武城君) 皆様、本日もちまして本職を退任することになりました。皆様には、公私とも長い間、格別のご指導ご支援をいただきまして職務を全うしたと思っております。誠にありがとうございました。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

皆様におかれましては、ご健勝でこれからも工藤祐直町長、町政をご支援いただきまして南部町発展のため、ご尽力のほどご祈念申し上げまして、お礼の言葉といたします。

ありがとうございました。

○議長(小笠原義弘君) 角濱教育長。

(教育長 角濱清輝君 登壇)

○教育長(角濱清輝君) ごあいさつを申し上げます。

光陰矢の如しと申しますが、退任の時を迎えて任期４年間、あっという間に過ぎ去った思いがしております。この間、町長その初め、町議会議員の皆様方が、町民一人一人の幸せで豊かな生活ができるまちづくりにかける強い情熱を、議会が開催されるたびに胸が痛くなるほど感じてまいりました。

また、教育委員会では教育改革、合併後の一体化を目指す数々の事業の一本化という大きな課題がありましたが、今は良き思い出となっております。

小生自身は、生来の無能無才の人間であるがゆえに、皆様方には多大なご迷惑とご心労をおかけいたしましたことに、深く深く心からお詫び申し上げます。

学校経営においては、子供の命を守ることを第一とし、「荒れる学校に絶対するな」と校長連中に指示してまいりました。最近、荒れる学校の声がまたまた聞こえるようになってまいりました。南部町の子供たちは大きな問題もなく、文武両道の掛け声で日々努力し、自己を磨いていることにエールを送るとともに、心から誇りに思っておるところでございます。

私は、「子供をいかに育てるか」と、この信念でこの４年間、実践してまいりました。将来の宝としてしっかりと脳裏に刻んでおきます。地域が良ければ子供が良くなる。子供が良ければ地域が良くなると申します。この良い地域で、心豊かで健全な子供たちが育ち、成人になられたその時には素晴らしい地域にしてくれることに期待し、思いをはせているところであります。

今後も小生は、南部町民の一人であることを誇りに閑雲野鶴の生活を援助し、偕老同穴を完成できる人生であることを願望しながら生きてまいります。

これまで、本当にありがとうございました。町長、議会議員の皆様方の今後一層のご活躍とご健康、ご多幸を祈念申し上げ、ごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長(小笠原義弘君) ここで、閉会にあたりまして私からも一言ごあいさつを述べさせていただきます。

赤石副町長、角濱教育長におかれましては、就任から本日までの４年間、町政発展へのご尽力、誠に御苦労さまでございました。

今後とも健康に留意され、ご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

今期定例会は、3月5日から本日まで11日間にわたる長期間でありましたが、議員各位には終始熱心にご審議をいただき、全議案とも議決決定をみるにいたりしましたことは、議長として誠に喜ばしいことであります。ここに今期中における議員はじめ理事者各位のご努力に対し深く感謝と敬意を表する次第でございます。理事者各位におかれましては、特に本予算の重要性に鑑み、審議の過程において各議員から述べられました意見を十分に尊重されまして、今後の町政運営に反映されますよう切望する次第であります。会期中に賜りました議員並びに理事者各位のご協力に対し、心からお礼を申し上げ、閉会の言葉といたします。

御苦労さまでございました。

これをもちまして、第27回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時52分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 東 寿 一

署 名 議 員 西 塚 芳 弥